

## 実施方針に関する御意見に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	意見	回答
1	実施方針	3	17	第1-1-(4)	<p>矯正施設を抱える地元としてのメリットの一つとして、「基本方針」「別紙 人工透析の実施について」の「(5)一般開放について」の中で、民間事業者の提案により実施が許容されるとした一般患者を対象とした透析事業があると考えます。</p> <p>については、提案が可能となる基本的な条件として、被收容者等の治療には必要ないが、一般開放した場合に必要となる建物設備がある。(例：患者用玄関と靴の保管スペース、受付、待合室、患者用更衣室、一般患者用診療材料・医薬品用倉庫、胸部エックス線撮影室、送迎専用駐車場等)</p> <p>そこで、建物設備に関する情報開示及び意見採用の機会を設けていただきたい。</p>	<p>建物設備に関する情報開示については、検討の上、必要があれば入札説明書の公表にあわせて公表します。また、意見等については、事業者選定後、速やかに協議を実施する予定です。</p> <p>なお、一般患者を対象とした人工透析治療の実施については、本事業には含まれませんが、事業者の提案により実施することを妨げるものではありません。</p>
2	実施方針	5	21	第1-1-(6)-エ- (7)	<p>総務業務のように国職員と協働する業務における職員の配置は、偽装請負の観点から所謂「しま」を官と民で分けるべきと考える。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
3	実施方針	9	27	第1-1-(9)	<p>運営準備支援業務については、準備期間終了をもって事業者の確定債権となるものと思料する。運営準備支援業務費については、事業者としても一時的に多額の費用が発生するものであることから、例えば準備期間終了時に一括して支払うこととしていただけないか。とするなど、支払い方法について再検討願いたい。</p>	<p>実施方針に記載のとおりです。</p>
4	実施方針	9	30	第1-1-(9)	<p>「直接必要となる施設の光熱水の使用については…」との記載があるが、間接的に必要なものは想定しているのか。していないのであれば、「直接」との記載は必要ないのではないか。</p>	<p>仮に本事業に直接関係ない光熱水の使用があった場合には、当該使用部分については無償となりません。</p>
5	実施方針	9	33	第1-1-(9)	<p>独立採算業務に係る光熱水費は、事業者が直接電力会社等と契約を締結する理解で差支えないか。</p> <p>国が一旦施設全部の光熱水費を負担して、当該業務の使用分を子メーター等で把握し、別途事業者に対して請求する場合、計量法に基づく子メーターの更新義務は国にあるとの理解で差支えないか。</p>	<p>事業者が直接電力会社等と契約することは想定しておりません。したがって、子メーターによる計量により、実費分を請求させていただきます。なお、子メーターの設置については、施設整備で行う予定になります。</p>
6	実施方針	10	16	第1-1-(10)	<p>事業者管理資産のうち、收容関連サービス業務を遂行するために整備した設備、機器、什器、備品等については、事業者が所有することとされているが、業務開始前に適切な更新時期が明らかになっていない対象も多く、現状復帰時の状態が明確とは言えないため、平準化するのは大変困難であると考えられる。</p> <p>初期調達時及び更新時に所有権を国に移転した上で、事業者が保守管理を実施するべきではないか。</p>	<p>実施方針に記載のとおりです。</p>

No.	資料名	ページ	行目	項目	意見	回答
7	実施方針	10	16	第1-1-(10)	事業者管理資産のうち事業者が所有する資産について、事業終了後は取去して原状回復することとされているが、取去後の転用可能性は低いと思われる、国に無償譲渡する方が環境負荷も小さく社会的に望ましいのではないかと。会計的にも事業終了時に除却損が発生することや、事業は終了しても存続する施設に対する収容関連サービスの提供が一時的でも滞ることが懸念されることから、原状回復を独立採算部分に限定することを検討するべきではないか。	実施方針に記載のとおりとします。
8	実施方針	10	20	第1-1-(11)	遵守法令に「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）」が必要かと思われる。	貴見のとおり修正します。
9	実施方針	15	11	第2-3-(10)	昨年12月の「基本方針に関する意見・質問に対する回答」166によると、設計図書は、入札参加資格の確認ができた応募者に対して提示する予定とのことであるが、特に人工透析業務を担う医療法人等にとっては、参加表明を行う上で施設概要や動線の確認が不可欠と思われるため、入札説明書の公表時に提示いただきたい。	入札説明書の公表時に提示することを検討します。
10	実施方針	16	28	第2-4-(1)-エ	「すべての出資者は、原則として事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、・・・一切の処分を行ってはならない。」とあるが、ここでいう「すべての出資者」とは、構成企業のことを指すとの理解で良いか。	入札公告時に公表予定の事業契約書案で提示します。
11	実施方針	18	2	第2-4-(2)-イ-（ア）	施設維持管理・運営業務に携わる構成企業又は協力企業等の参加資格要件として、平成25・26・27年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」、「関東・甲信越」地域の「A」、「B」又は「C」等級の格付けがある者とされ、複数の企業が分担する場合には、いずれの企業においてもこの要件を満たすことが求められているが、理容等業務の実施者は個人営業店が多く、法人であっても「C」等級以上の売上高・実績等を確保している企業は少ないものと思われる。また、地元雇用の観点からも、地元で営業している企業を活用の方が本事業の理念に合致しているものと考えられる。よって、理容業務担当企業については、当該競争参加資格の要件の対象外としてはどうか。	実施方針に記載のとおりです。
12	実施方針	18	12	第2-4-(2)-イ-（イ）	一般財団法人医療関連サービス振興会が認定するサービスマークには10業種の業務があるが、本項に記載のある「医療機器等の整備」や「医薬品・診療材料等の管理・搬送業務」は認定の対象外となっているため、上記2業務を、本項から除外してはどうか。	御意見を踏まえ、「医療機器等の整備、維持管理及び運営業務」及び「医薬品・診療材料等の管理・搬送業務」については医療関連サービスマークの対象外とします。

No.	資料名	ページ	行目	項目	意見	回答
13	実施方針	18	12	第2-4-(2)-イ (ウ)	本項に記載の「医療機器等の維持管理及び更新業務」は、一般財団法人医療関連サービス振興会が認定するサービスマークのうち「医療機器保守点検業務」が対象となる認定サービス業種に該当するものと思われるが、当該認定を受けている企業は数少なく（東京都内では3社）、また、医療機器を整備するメーカーやリース業者（これらの企業は、サービスマークの認定を受けていません。）でも医療法第15条の2に定める基準を満たす企業であれば当該機器の保守点検業務を実施することが可能であることから、「医療機器等の維持管理及び更新業務」を本項から除外してはどうか。	御意見を踏まえ、「医療機器等の整備、維持管理及び運営業務」及び「医薬品・診療材料等の管理・搬送業務」については医療関連サービスマークの対象外とします。
14	実施方針	19	24	第2-6-(1)	「本事業において公表が必要と認めるときは、国は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。」とあるが、公表に当たっては、公表内容等について応募者と協議の上、事前に承諾を得ることを条件としてはどうか。	実施方針に記載のとおりです。
15	実施方針	22	3	第3-5-(4)	本事業で事業者が実施する業務は多岐にわたっており、各業務はそれぞれの業務の専門性に適した企業が分担して実施するものと想定される。減額の対象となる費目については、極力業務区分に即して細分化していただき、各業務担当企業毎に減額の対象が明確化できる方法によっていただくようお願い。（サービス対価総額に対して一括して減額ポイントを付すような方法は妥当とは思われぬ。）	実施方針に記載のとおり、本事業において、対象となっている業務を事業者の責任により一体として実施するものであり、その対価を一体のものとしたPFI事業費を支払うこととしているため、要求水準未達による減額措置はPFI事業費全体に適用が及ぶものとします。
16	実施方針	22	3	第3-5-(4)	本事業のサービス対価には、各種設備機器等の調達整備に係る費用も含まれるが、当該費用は設置・納品した時点で国又は事業者の所有物となり、事業者の資金調達により金融機関等に返済を要する確定債務となる。当該調達費用を減額対象とされた場合は、金融機関等への債務不履行となることから、資金調達に支障をきたすことが想定されるため、本項に係り減額されるサービス対価には、設備機器等の調達整備に係る費用を含めることは妥当でないと考えられる。	実施方針に記載のとおり、本事業において、対象となっている業務を事業者の責任により一体として実施するものであり、その対価を一体のものとしたPFI事業費を支払うこととしているため、要求水準未達による減額措置はPFI事業費全体に適用が及ぶものとします。
17	実施方針	22	4	第3-5-(4)	「モニタリングの結果要求水準を達成していない場合はサービス対価の減額等を行う。減額の考え方については事業契約書において定める。」とあるが、ペナルティポイントの付与や減額措置は当該業務のみに適用されるよう希望する。（例：清掃・環境整備業務で要求水準の未達成があり累積ポイントにより減額となる場合、運営・維持管理業務全体に対してではなく、清掃・環境整備業務に対してのみ減額措置が適用される。）	実施方針に記載のとおり、本事業において、対象となっている業務を事業者の責任により一体として実施するものであり、その対価を一体のものとしたPFI事業費を支払うこととしているため、要求水準未達による減額措置はPFI事業費全体に適用が及ぶものとします。
18	実施方針	別紙1	2	7	人工透析業務に対するPFI事業費の支払い方法は、固定費払い及び実績払いとなっているが、外部環境の変化（物価変動や人件費の高騰等）に伴う金額の見直しが可能となる仕組みを導入していただきたい。	検討の上、必要があれば事業契約書案等に反映します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	意見	回答
19	実施方針	別紙1	23	5	人工透析業務終了予告は終了予定日の3年前までとのことだが、引き継ぎ期間等を考慮しても1年前までで十分ではないか。	実施方針のとおりとします。
20	実施方針	別紙1	31	6	人工透析業務は他業務と違い、限りなく仕様発注に近いものになると思われるため、モニタリングの方法も他業務とは違う形式を望む。	御意見として承ります。
21	実施方針	別紙1	31	6	「事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準書に規定した要求水準が達成されていない場合には、国はサービスに対する対価の減額等を行う。」とあるが、人工透析業務の対価には人工透析機器の調達・更新費も含まれている。 当該調達・更新業務は、他の医療機器等の調達業務に関連し、人工透析を実施する医療法人とは異なる企業が実施することも考えられ、事業者の資金調達により金融機関等に返済を要する確定債務となる。 当該調達費用を減額対象とされた場合は、金融機関等への債務不履行となることから、資金調達に支障をきたすことが想定されるため、本項に係り減額されるサービス対価には、設備機器等の調達整備に係る費用を含めることは妥当でないと考えられる。	実施方針に記載のとおり、本事業において、対象となっている業務を事業者の責任により一体として実施するものであり、その対価を一体のものとしたPFI事業費を支払うこととしているため、要求水準未達による減額措置はPFI事業費全体に適用が及ぶものとします。
22	実施方針	別紙2	19	2	「事業者は、国等が移設もしくは調達した備品等も含めて保守管理…を行うこと。」とあるが、移設備品等については移設元での管理状況が不明であり、国の事業契約外調達備品等についてはその仕様・数量等が不明である。また、国の使用に係る使用方法や頻度については事業者が管理できるものではないことから、リスクの適正な分担の観点からも国が維持管理することが適正と思われる。 よって、移設備品等や事業契約外調達備品については、事業者の維持管理業務の対象から除外するべきであると考えられる。	実施方針に記載のとおりです。
23	実施方針	別紙2	33	4	ここでいう「事業者が所有する機器等」とは、表より収容関連サービス業務に係り事業者が事業契約に基づいて調達した備品等を指し、別紙5にて示された想定調達備品参考リストの一部を指すと史料するが、当該リストに示された耐用年数及び更新回数から、“事業者が所有する機器等”の中には更新後、事業期間終了時において耐用年数が残存するものも多くあると思われる。 事業者がリース契約等で調達する機器等を除き、所有権を有する機器で耐用年数が残存する機器等については、事業期間終了時において国に所有権を移転するなどの措置を講じるべきではないか。（業務の継続性及び資産の有効活用の観点から。）	検討の上、必要があれば事業契約書案等に反映します。

## 要求水準書(案)に関する御意見に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	意見	回答
1	要求水準書(案)	1	13	第1編-第2	遵守法令に「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）」が必要かと思われる。	貴見のとおり修正します。
2	要求水準書(案)	3	5	第1編-第3	実施方針p9には事業開始が平成29年9月とあり、本表には運営開始日が“施設への被収容者の収容を開始する日”と記載されているが、事業者の債務履行開始期限等資金調達上あるいは提案事業計画立案上も重要な期日となるため、用語を統一していただき、なおかつ、確定期日で定義していただきたい。	事業期間を12年としていることから、当該「事業開始」について、「運営開始」と読み替えることとします。
3	(別紙9)医療情報システム要求水準書	8	20	4.2.	情報セキュリティ対策要件の1項目で「外部からの不正アクセス監視・防御」とあるが、外部からの不正アクセス監視はネットワーク側で監視するのが一般的かと思われるため、医療情報システム側の要件から除外して頂きたい。	情報セキュリティ対策要件にしたがって、設置されたネットワーク設備を利用して外部からの不正アクセス監視・防御を実施することになりますので、要件のままとします。
4	要求水準書(案)	9	1	第1編-第5	各業務責任者は、有事の際における即応体制の観点と整備面から、事業用地に隣接する「職員宿舎」に入居できるような体制構築を望みたい。その際、入居費用は有償でも構わない。	職員宿舎については、その戸数について国職員のみを想定の上積算していることから、事業者の入居は困難です。
5	要求水準書(案)	10	23	第2編-第5-2	業務従事者について、矯正医療センター長の承諾を受けるとともに、必要書類として住民票の写し、健康診断書の写し提出を記載しているが、多くのパート者に対しこれらの書類提出は、現実的に難しい状況が想定される。(パート者については、比較的短期で入れ替わりが懸念される)従って、パート従事者等についても臨時に立ち入る従事者同様、対象から除外していただきたい。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
6	要求水準書(案)	12	2	第2編-第6-2	「職員等の執務等に支障がないよう、事前に国と協議のうえ、業務ごとに業務提供時間帯を設定すること。」となっているが、原則、事業者が提案時に想定した時間帯が優先すると考えて良いか。そうでない場合、コストの積算が出来ないため、要求水準書等において国が想定している時間帯、またはコストの積算が可能となるような資料等の提供をして頂きたい。	開庁時間については示していることから、御参照いただいた上で、各業務を履行できるような業務提供時間、職員配置等を御検討願います。

No.	資料名	ページ	行目	項目	意見	回答
7	要求水準書(案)	12	2	第2編-第6-2	「業務遂行上やむを得ない事情等により、国からの要請があった場合には、設定した業務提供時間帯外の業務遂行にも対応すること」となっているが、「やむを得ない事情等」とは恒常化しないものと考えてよいか。(例えば、年に2-3回発生する程度) 「やむを得ない事情等」が恒常化し、且つ、事業遂行に重大な支障を来す場合であって、これによる増加費用及び損害により事業者の経営に重大な影響を受ける場合には、国と協議できると考えて良いか。	前段について、具体的な回数は想定していませんが、概ね貴見のとおりです。後段について、必要があれば事業契約等に反映します。
8	要求水準書(案)	28	9	第3編-第3-1-(3)	防火管理上必要な業務にて、「防火管理者又は防災管理者の選任」とあるが、基本的に施設は国の所有物であり防火管理上の選任者は所有者側より選任することが有効であると考えらる。	施設の維持管理が事業者の業務であることを考えると、要求水準書(案)に記載のとおり、防火管理者又は防災管理者は事業者から選任することとします。
9	要求水準書(案)	30	3	第3編-第3-2-(3)	「他の要求水準を満たせるように、国と協議の上、点検及び確認の周期を定めること」となっているが、原則事業者の提案に基づき、点検・検査・測定等を実施し、運営開始後に要求水準を満たしていないと客観的に判断した場合のみ、国と協議し、周期について見直しを行うこととして頂きたい。	事業者の提案に基づき、国と協議の上、点検・検査・測定等を実施し、運営開始後に要求水準書を満たしていないと客観的に判断した場合は、国と協議し周期等について見直しを行うことを想定しています。
10	要求水準書(案)	31	9	第3編-第3-2-(3)	「職員宿舎の維持管理は、国家公務員宿舎法第17条第2項…管理事務業務の詳細は国と協議の上定めるものとする。」となっているが、事業者決定後に協議し、業務区分を決定するのであれば、コストオーバーランのリスクが発生するので、事業者の業務範囲は、提案による範囲としていただきたい。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
11	要求水準書(案)	35	2	第3編-第3-3-(3)	「国と協議の上、点検及び確認の周期を定めること」となっているが、原則事業者の提案に基づき、点検周期を決めさせて頂きたい(但し、要求水準を満たしていない場合は、国と協議し、周期について見直しを行う)。	事業者の提案に基づき、国と協議の上、点検・検査・測定等を実施し、運営開始後に要求水準書を満たしていないと客観的に判断した場合は、国と協議し周期等について見直しを行うことを想定しています。
12	要求水準書(案)	36	10	第3編-第3-3-(3)	「職員宿舎の維持管理は、国家公務員宿舎法第17条第2項…管理事務業務の詳細は国と協議の上定めるものとする。」となっているが、事業者決定後に協議し、業務区分を決定するのであれば、コストオーバーランのリスクが発生するので、事業者の業務範囲は、提案による範囲としていただきたい。	要求水準書(案)に記載のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	意見	回答
13	要求水準書(案)	47	5	第3編-第4-1-(3)	宿日直は、夜勤並びに宿泊を含むこと、監督当直者の要請に応じて正門や庁舎出入口の開扉等を行うこと、消防車・救急車等の緊急車両の誘導を行うことなどを考慮すると、文書等の発受・管理を除き、警備業務とするべきではないか。 「庶務・経理事務支援業務」と「警備業務」の担当企業が分かれた場合、責任分界点が曖昧になり。コンソーシアムの組成上、役割分担とともにリスク分担の明確化も行う必要があるため、御検討いただきたい。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
14	要求水準書(案)	52	3	第3編-第4-2-(1)	自動車について、事業者が所有することとされているが、自動車の購入金額自体が高額になるとともに、業務開始前に適切な更新時期が明らかになっておらず、平準化するのは大変困難であると考えられる。 初期調達時及び更新時に所有権を国に移転した上で、事業者が保守管理を実施するべきではないか。	自動車については、初期調達、更新ともに事業者が行い、それぞれ所有権を国に移転した上で、事業者が事業期間中、保守・管理を行うこととしています。
15	要求水準書(案)	53	21	第3編-第4-2-(3)	業務細目「公用車・護送車両の運転」について、「緊急時を想定し、緊急対応当番を定めるなど、24時間運転業務等が可能な体制を確保すること。」「長距離護送や宿泊を伴う出張業務にも対応すること。」とあるが、頻度や距離の見込み方により、費用は大きく異なってくるものと思われる。については、提案条件を揃えるために、実施回数や距離等の前提条件を提示願う。	要求水準書(案)別紙4を参考としてください。 なお、移転元施設と定員が異なることに御留意ください。
16	要求水準書(案)	53	23	第3編-第4-2-(3)	緊急車両による緊急走行は保安上等の理由と同様に国職員による運転が望ましいのではないか。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
17	要求水準書(案)	54	6	第3編-第4-2-(4)	労務費に出張旅費が含まれているが、公用車の運転業務で行う出張業務については、事前に国から事業者が日程が提示されるものであり、頻度・距離等も事業者には想定できないことから、国の負担として実費精算(宿泊費、日当等)としてはどうか。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
18	要求水準書(案)	61	3	第3編-第5-1-(3)	「ニュークックチルに対応したものとすること」となっているが、病院施設によってはクックチル方式は、必ずしも効率・効果的な運用に繋がらない場合がある。資料等を参考に、事業者の提案によることとして頂きたい。	要求水準書(案)に記載のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	意見	回答
19	要求水準書(案)	86	3	第3編-第5-5-(4)	国有財産使用料は職員食堂運営業務で使用する厨房に科せられることと料するが、当該使用料の算定のため、厨房面積や算定式・単価等を公表していただきたい。	厨房面積は入札公告時に提示します。 使用料(単価や算定式を含む)は、建物完成時の地価等を考慮して設定するので、現時点では提示できません。
20	要求水準書(案)	88	2,5	第3編-第5-6-(3)	料金については、国と協議することとなっているが、原則提案時の料金として頂きたい。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。
21	要求水準書(案)	89	6	第3編-第6-1-(1)	医療情報システムについて、事業者が所有することとされているが、平準化するのは大変困難であり、また、運営上のトラブル、或いは修理等が必要になる等の場合、国と事業者のリスクの切り分けは非常に難しいと考えられる。 初期調達時及び更新時に所有権を国に移転した上で、事業者が保守管理を実施するべきではないか。	医療情報システムについては、初期調達、更新ともに事業者が行い、それぞれ所有権を国に移転した上で、事業者が事業期間中、保守・管理を行うこととしています。
22	要求水準書(案)	89	17	第3編-第6-1-(3)	「医療情報システムの導入」業務責任者の条件を、情報処理技術者(プロジェクトマネージャ)、米国PMIプロジェクトマネージャだけでなく、日本医療情報学会認定の医療情報技師資格でも差支えないか。	プロジェクトマネージャとしての能力を求めるものですので、情報処理技術者(プロジェクトマネージャ)、米国PMIプロジェクトマネージャに加えて、情報処理技術者(システムアナリスト)、情報処理技術者(ITストラテジスト)、及び特定非営利活動法人日本プロジェクトマネジメント協会のP2M資格(PMC以上)でもよいものとします。
23	要求水準書(案)	91	3	第3編-第6-2-(1)	医療機器等について、事業者が所有することとされているが、業務開始前に適切な更新時期が明らかになっていない対象も多く、現状復帰時の状態が明確とは言えないため、平準化するのは大変困難であると考えられる。 初期調達時及び更新時に所有権を国に移転した上で、事業者が保守管理を実施するべきではないか。	医療機器等については、初期調達、更新ともに事業者が行い、それぞれ所有権を国に移転した上で、事業者が事業期間中、保守・管理を行うこととしています。
24	要求水準書(案)	92	9	第3編-第6-2-(3)	本項記載の「国が指定する医療機器」とは、別紙10に記載の医療機器の一部を指すものと思料するが、応募段階の事業費の積算にも影響することから、当該機器の区分を別紙10に示すべきではないか。	入札公告時に提示する予定です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	意見	回答
25	要求水準書(案)	93	3	第3編-第6-2-(3)	「ソフトウェアは定期的に最新版に更新すること。」とあるが、ソフトウェアの最新版は定期的に開発されるものではないと思われるため、定期的な更新ではなく、“最新版の更改の都度更新すること。”としてはどうか。	提案により最新版の更改の都度更新することでも差支えありません。
26	要求水準書(案)	106	3	第3編-第6-6-(1)	人工透析業務に必要な機器等について、事業者が所有することとされているが、業務開始前に適切な更新時期が明らかになっていない対象も多く、現状復帰時の状態が明確とは言えないため、平準化するのは大変困難であると考えられる。初期調達時及び更新時に所有権を国に移転した上で、事業者が保守管理を実施するべきではないか。	人工透析業務を遂行するために整備した必要な機器等については、初期調達、更新ともに事業者が行い、それぞれ所有権を国に移転した上で、事業者が事業期間中、保守・管理を行うこととしています。
27	要求水準書(案)	111	21	第3編-第6-6-(3)	業務細目「天変事変等…」について、「水等の確保や外部病院への搬送体制等、緊急時においても透析治療を実施できる人的・物的体制を整えておくこと。」とあるが、以下の理由により、分担を国とするべきではないか。 ①水は大量に必要であり貯水設備の設置等、施設整備面からの検討が必要である。 ②緊急事態により本施設で透析が実施できなくなり外部病院に搬送することを想定し、提案時までには事業者が、当該外部病院を見つけ受け入れの確約を得ておくことは、極めて困難である ③体制の構築にあたっては、矯正医療センターとしての治療方針、搬送方法の検討をはじめとして国の強力なリーダーシップが不可欠と考えられる。	国において敷地内に井戸を整備することを予定しており、当該井戸水をろ過システム等を活用して使用できるようにすることを想定しています。
28	(別紙9)医療情報システム要求水準書	9	13	5.1.	参照番号1-1-2-1の機能仕様に「国指定のICカードによるアクセス管理ができること」とあるが、国指定のICカードの対応によりパッケージのカスタマイズが発生する可能性がある。これにより1.1.2前提事項にある「カスタマイズは行わず」という方針に反することにもなるので、要件から取り除いてはどうか。	国指定のICカードについては、特注品ではなくフェリカ仕様のものを整備する予定ですので、カスタマイズの必要性はないと判断しております。
29	(別紙9)医療情報システム要求水準書	32	7	5.30.1.	「また、システム稼働時に最新の機器であること。」とあるが、システム稼働時期は事業契約締結から1年9ヶ月後であり、p3の想定スケジュール(案)に記載の詳細設計完了後10ヶ月後であることから、その間に計画とは異なる最新機器が発売された場合には計画変更が困難になることも想定される。よって、本項は“また、システム・業務要件定義時点で最新の機器であること。”に変更してはどうか。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
30	(別紙9)医療情報システム要求水準書	33	27	6.1.	「本システムを導入する事業者は、過去10年以内に一般病床400床以上の病院に対して導入実績がある電子カルテ/オーダーリングシステムの自社製パッケージソフトを有する者とする。」とあるが、自社製パッケージソフトを有する者であることを要件とした場合、同業務に携わる企業を電子カルテメーカーのみに限定し、システムインテグレーターとしての実績のある企業等を排除することとなる。ついでに、「導入するシステムは、過去10年以内に一般病床400床以上の病院に対して導入実績のある電子カルテ/オーダーリングシステムであること」等、システム自体の条件に変更して頂きたい。	検討の上、必要があれば要求水準書に反映します。

## リスク分担表(案)に関する御意見に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	意見	回答
1	リスク分担表	1	9	2	「(ただし、矯正施設の維持管理及び運営に関する事業以外の事業にも適用されるものを除く)」となっているが、事業以外の事象にも適用されているもので、社会一般的に委託者が費用増加分(受託者が受託費で吸収できない法令の変更)を支払うものについては、国が負担するべきと思われる。 これが取り入れられない場合は、備考欄の「事業者の負担する費用が減少した場合には減額変更を行う」の後に、「(ただし、矯正施設の維持管理及び運営に関する事業以外の事業にも適用されるものを除く)」と記載されるべきと思われる。	検討の上、必要があれば事業契約書案等に反映します。
2	リスク分担表	1	14	3	備考欄に「・・・事業者の経営に重大な影響を受ける場合には、国は事業者と協議することができる。」となっているが、経営に重大な影響を受けているのは事業者側なのに、事業者に協議する権利が無いのとおかしいと思われる。	検討の上、必要があれば事業契約書案等に反映します。
3	リスク分担表	1	23	6	備考欄に「減税措置が・・・減額変更することについて、国は事業者と協議することができる。」となっているが、事業者側に増税措置のリスクを負わせて、減税措置については国が協議することができる権利を保有しているのはおかしい。減税措置について国が協議する権利を保有するのであれば、事業者側にも増税措置があった場合に、協議する権利があるべきと思われる(もしくは、双方に権利を持たせない)。	検討の上、必要があれば事業契約書案等に反映します。
4	リスク分担表	1	28	8,9	近隣対策のリスク分担のうち、「本事業を事業計画地で実施すること自体に係る事」以外は全て事業者の負担としている。しかし、例えば、施設的设计・施工上の瑕疵等に起因するクレーム(例えばにおいの発生)や、サイレン等の騒音等、事業者の責によらない事象も多分に発生すると思われる。近隣対策は、非常に微妙な問題であるため、国側も一定程度負担すべきと思われる。	リスク分担表(案)に記載のとおりです。なお、施設的设计・施工は、本事業に含まれておらず、サイレン等の騒音については、NO10のとおりです。
5	リスク分担表	1	33	10	備考欄に何も記載されていないが、「騒音」「振動」「大気汚染」等は、施設设计・建設段階の不備による場合があるため、その場合は、国側の責任であることを明記して頂きたい。	事業者が整備・設置していない設備の瑕疵に起因したリスクは、事業者の負担ではありません。
6	リスク分担表	1	42	15	「一定範囲までの増額分については事業者が負担し、それを超える部分については国が負担する。」とあるが、過去の他のPFI事業の事例では、適用される物価指標の変動が一定範囲の場合は増額変更を行わず、一定範囲を超える場合に当該変動分について増額変更が行われるケースが多くみられる。 本事業においても、一定範囲を超えた場合に、当該超過部分だけを増額するのではなく、当該変動分総額を増額してはどうか。	検討の上、必要があれば事業契約書案等に反映します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	意見	回答
7	リスク分担表	1	42	15	本事業における維持管理業務並びに運営業務について、広く従事されるスタッフはパート者を中心に雇用が行われると想定している。従来の物価変動を検証する指針データとして、日銀公表「企業向けサービス指数」等の数値データが広く活用される状況ではあるが、上記パート者を多く雇用する事業者の間では、現実との物価乖離が存在している。については、物価変動を検証する際は、最低賃金の見直し並びに扶養控除等、国の施策を鑑み検証頂きたい。	検討の上、必要があれば事業契約書案等に反映します。
8	リスク分担表	2	4	20	不可抗力に起因する費用の負担について、一定割合に至るまでは事業者が負担とあるが、事業者に帰責性のないものについては国が負担すべきではないか。	リスク分担表(案)に記載のとおりです。 なお、詳細は事業契約書案等で提示します。
9	リスク分担表	2	10	21	「不可抗力に至らない事象」とは具体的にどのような事象か分からないが、「・・国及び事業者に帰責事由のない・・」事象について、事業者のみがリスクを負担するのはおかしい。事業者が通常予見可能な事業者に係る業務であれば、帰責事由は事象者にあり、国が通常予見可能な国に係る業務であれば、帰責事由が国にあると思われる。従って、上述部分を明確にしたうえで、修正して頂きたい。	リスク分担表(案)に記載のとおりです。 なお、詳細は事業契約書案等で提示します。
10	リスク分担表	2	24	24	当該資産は国が保有している資産であり、且つ、第3者の責めによるものは、事業者ではコントロールできないことを勘案すると、限定的であったにせよ、事象者側がリスクを負担するのはおかしい。修正して頂きたい。	リスク分担表(案)に記載のとおりです。 なお、詳細は事業契約書案等で提示します。
11	リスク分担表	2	32	26	国が保有する資産について、事業者の責めにより当該資産を損傷させた場合、事業者のリスク負担のみとなっているのに対し、事業者が保有する資産については、国の責めにより当該資産を損傷させた場合、限定的に事業者がリスクを負担するのはおかしい。修正して頂きたい。	リスク分担表(案)に記載のとおりです。 なお、詳細は事業契約書案等で提示します。
12	リスク分担表	2	52	32	「給食業務、洗濯業務の実施に係る光熱水費については、使用量のベンチマークを定め、モニタリングを行う」とあるが、両業務に係る光熱水費は被収容者等の収容人員の変動にも影響されることから、ベンチマークの設定に当たっては、収容人員の変動を考慮する希望する。	御意見として承ります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	意見	回答
13	リスク 分担表	2	60	35	事業者から見れば、コントロールが出来ない主体であれば、全て第三者による責めであり（リスク分担表でいう、国・第三者・被收容者）、被收容者の通常の行為のみ、事象者のリスクとなるのはおかしい。国、第三者と同様のリスク分担として頂きたい。	リスク分担表(案)に記載のとおりです。 なお、詳細は事業契約書案等で提示します。
14	リスク 分担表	2	65	37	被收容者等が国の職員、従事職員、第三者に与えた損害等は、原則国のリスク。但し、従事職員に与えた損害等で、事業者が付保した保険（又は同等の措置）でカバーできる範囲に限り、事業者が負担する（超過部分は国が負担する）と理解している。現状の記載方法では、国の職員、第三者に与えた損害等についても、事業者が一部負担するよう見えるので、修正して頂きたい。	リスク分担表(案)に記載のとおりです。 なお、詳細は事業契約書案等で提示します。
15	リスク 分担表	3	21	46, 47, 48	陳腐化、市場価格の上昇等に関するリスクは事業者側でコントロールすることができないため、主負担=事業者、従負担=国を逆にして頂きたい。	リスク分担表(案)に記載のとおりです。 なお、詳細は事業契約書案等で提示します。

## 実施方針に関する御質問に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
1	実施方針	1	12	第1-1-(2)-ア	矯正医療センターに成人と少年の2種の施設があるが、刑事施設の被収容者と少年施設の被収容少年が同一施設に収容されることはないという理解で良いか。	貴見のとおりです。
2	実施方針	1	19	第1-1-(2)-ア-(エ)	「婦人補導院」は配置イメージ図ではどの施設に該当するのか。	少年非行対策センターに併設されます。
3	実施方針	1	19	第1-1-(2)-ア-(エ)	p22-第4-2施設の概要に記載の少年非行対策センターの被収容者数の欄に、5人(婦)とあることから、婦人補導院は少年非行対策センター内に設けられると理解してよいか。	貴見のとおりです。
4	実施方針	1	24	第1-1-(2)-イ-(イ)	矯正研修所東京支所は国際法務総合センターの矯正研修所に集約されるとの理解でよいか。	国際法務総合センター(仮称)の矯正研修所内に併設されます。
5	実施方針	3	17	第1-1-(4)	「地元雇用の増大や地域経済の振興に資する事業」とあるが、地元とは、昭島市を指すのか。それとも、立川市や八王子市などの周辺市区町村を含むとの理解でよいか。周辺市区町村を含む場合は、周辺市区町村の範囲を提示願う。	概ね昭島市及び立川市を指します。
6	実施方針	3	25	第1-1-(4)	地元から調達する物資について、物資とはどのようなものを想定しているのか。	提案によります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
7	実施方針	3	28	第1-1-(5)	PFI事業方式としては、どのような事業形態(BTO, BOT, B00)を想定しているのか?既に、国が整備する施設であることから、所有権を国移転したオペレーションまたは、オペレーションした後に国に所有権が移転されるのか?	建築物や電気設備等については国が整備・所有することとしており、備品等については、実施方針別紙2のとおりです。
8	実施方針	3	33	第1-1-(6)	平成26年度における各施設の業務委託内容・人的体制等についてご教示願う。	現在の各施設における民間委託の範囲は本事業と大きく異なり、参考になるとは思われないため、開示する予定はありません。
9	実施方針	4	13	第1-1-(6)-イ	準備期間の業務について、何年何月からの実施予定か? また、支払方法については、PFI事業費の支払方法と同様か?	前段について、運営準備期間とは、要求水準書(案)に記載のとおり事業契約日の翌日から運営開始日までの期間です。 後段について、実施方針に記載のとおりです。
10	実施方針	4	20	第1-1-(6)-イ-イ	イ運営準備支援業務として収容関連サービス業務のうち清掃・環境整備業務の記載があるが、他の収容関連サービス業務(給食業務、衣類・寝具等の提供業務、職員食堂運営業務)や医療業務支援(医療機器等の整備、維持管理及び更新業務)では、エ運営業務の中に運営準備業務が含まれている。 上記各業務のうち、イ運営準備支援業務に含まれる運営準備業務は清掃・環境整備業務のみであり、他の業務の運営準備業務については、エ運営業務に含まれると理解してよいか。	貴見のとおりです。
11	実施方針	4	21	第1-1-(6)-イ-イ	運営準備支援業務として、「運営リハーサル」の記載があるが、情報システム構築の根幹となる「運営システム・運用フローの検討」についても、運営準備支援業務の一環に含まれるとの理解でよいか。	運営準備支援及び医療業務支援に含まれます。
12	実施方針	4	39	第1-1-(6)-ウ-ア-b	施設維持管理業務の(ア)建築物保守・管理業務に「プールの維持管理」とあるが、プールの場所や規模等の概要を提示願う。	矯正医療センター(少年)内の屋外に整備する計画です。規模としては、20メートル×11メートル 6レーンのプールを想定しております。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
13	実施方針	5	39	第1-1-(6) エ-(7)-c	運営業務に「警備業務」が含まれるが、PFI事業を一括して受託するSPCに、警備業法第4条の認定は求められず、警備業務を実施する担当の企業が警備業法第4条の認定を取っていれば差し支えないとの理解でよいか。	警備業務の実施について再委託は可能ですが、関係法令の遵守を求めます。
14	実施方針	5	40	第1-1-(6) エ-(7)-c	庁舎管理権とはどのような権限のことか。	国有財産法第9条の5に規定する権限のことを指します。
15	実施方針	6	6	第1-1-(6) エ-(4)-a	配膳下膳について、被収容者に接する業務と考えていいか？	原則として、被収容者と接することは想定していません。
16	実施方針	6	21	第1-1-(6)-エ- (4)-b	対象に「矯正研修所及び同東京支所」とあるが、「矯正研修所及び同東京支所」の寝具の洗濯業務は独立採算業務で実施する「研修員等に係る寝具の洗濯業務」の対象であり、本業務の対象外であるとの理解でよいか。	当直を行う国職員の寝具の洗濯業務があります。 なお、独立採算業務で実施する「研修員等に係る寝具の洗濯業務」の「研修員等」には、聴講生等を含みます。
17	実施方針	9	16	第1-1-(7)	工事の遅延等により、事業開始が遅れた場合には、事業の終了期日も延長されるとの理解でよいか。	事業契約書案に規定します。
18	実施方針	9	17	第1-1-(8)	国際法務総合センター（仮称）建築物の竣工・引き渡し予定日（実際に民間企業が施設内に入ることが可能な予定日）をご教示願う。	施設完工後速やかな引渡しを予定しています。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
19	実施方針	9	17	第1-1-(8)	業務開始時期が9月からだが、国職員の定員数は業務開始年度途中での削減等はないという認識でよいか。	現時点ではお答えすることはできません。
20	実施方針	9	21	第1-1-(8)	「事業開始：平成29年9月」「維持管理・運営期間：平成29年9月～平成39年3月」とあるが、受刑者の収容開始は、平成29年9月との理解でよいか。	現時点では、貴見のとおり予定しています。
21	実施方針	9	25	第1-1-(9)-ア	機器・備品の初期導入費用も含め、平準化された金額を支払うという認識か。具体的な費用算出方法をご教示願う。	概ね貴見のとおりです。 詳細については事業契約書案等で提示します。
22	実施方針	9	28	第1-1-(9)-ア	“事業者の実施に係る対価を一体のものとしたPFI事業費を本事業の維持管理・運営期間にわたり原則として平準化して支払うものとする。”とあるが、運営準備支援業務は本事業開始時に集中的に発生する業務であり、事業者としても一時的に多額の費用が発生するものである。運営準備支援業務費についても、事業期間にわたり平準化して支払われる予定か。	概ね貴見のとおりです。 詳細については事業契約書案等で提示します。
23	実施方針	9	29	第1-1-(9)-ア	サービス対価は平準化して支払うとあるが、事業契約締結後から平成29年8月の準備期間中にかかる費用も、10ページ1行目イの支払方法に準拠することか。	概ね貴見のとおりです。 詳細については事業契約書案等で提示します。
24	実施方針	10	1	第1-1-(9)-イ	シミュレーションのVFM、または、予定価格の公表はあるか？	VFMについては公表する予定です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
25	実施方針	10	2	第1-1-(9)-イ	収容関連サービスにて事業者が調達した大型の機器の事業期間終了後の撤去費用も入札価格に含めるという理解でよいか。	原則として貴見のとおりです。なお、詳細については事業契約書案等で提示します。
26	実施方針	10	2	第1-1-(9)-イ	四半期ごと、PFI事業者を支払うとあるが、衣類・寝具等の提供業務として算出基準としての、収容者の想定人数を、ご教示願う。	被収容者等の収容定員はお示しのとおりですが、被収容者等の収容予定人数については、お示しすることはできません。
27	実施方針	10	3	第1-1-(9)-イ	「食料費は、延べ収容人員に契約書に定める金額を乗じた額とする」とあるが、被収容者1人1日当たりの食材日単価に被収容者数と事業期間の日数を掛けたものか？	貴見のとおりです。
28	実施方針	10	9	第1-1-(10)	「事業者管理資産については、国が所有し、事業者の責任と費用負担において事業期間にわたり要求水準に示す良好な状態に保持するものとする」とあるが、BOTと考えていいか？	実施方針に記載のとおりです。
29	実施方針	10	16	第1-1-(10)	“事業者管理資産のうち、収容関連サービス業務を遂行するために整備した設備、機器、什器、備品等については事業者が所有し、原則として、・・・事業者の責任と費用負担により収去し、原状回復を行うものとする。”とあり、収容関連サービス業務に係る事業者管理資産は、「要求水準書(案)」別紙5 想定調達備品参考リストに含まれるものと思料する。当該リストに記載された収容関連サービス業務に係る事業者管理資産（独立採算事業関連を含む）には、耐用年数が事業期間を超えるものや、最終更新年次以降耐用年数が残存するものもあるが、このような設備、機器等についても、事業期間終了時に収去し、原状回復しなければならないのか。	原則として貴見のとおりです。なお、詳細については事業契約書案等で提示します。
30	実施方針	10	16	第1-1-(10)	原状回復を行うとあるが、施設内の洗濯設備も事業者側が撤去すると理解してよいか。	原則として貴見のとおりです。なお、詳細については事業契約書案等で提示します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
31	実施方針	10	20	第1-1-(11)	事業に必要と想定される根拠法令等に警備業法が記載されておりましたが、警備業務を受託するには警備業法に基づく警備業の認定を受けた会社でなければならない、という理解でよいか。	警備業務の実施について再委託は可能ですが、関係法令の遵守を求めます。
32	実施方針	12	17	第2-1	選定方法は総合評価方式となっているが、具体的評価方法や審査基準、技術点と価格点、また審査委員会の設置や想定されるメンバーなど、ご教示願う。	入札公告時に提示する予定です。
33	実施方針	12	23	第2-2	実施方針説明会において、各種図面は、平成27年7月の資格審査により、入札参加資格が認められた以降に開示されると説明があった。この場合、提案書提出までの検討期間が極めて短く、提案書作成に支障をきたす懸念がある事から、図面開示時期を前倒す、等の対応をご検討いただくことは不可能か。	原則として貴見のとおりですが、一部については検討の上、必要があれば入札説明書の公表にあわせて公表します。
34	実施方針	12	23	第2-2	手続きを経て開示された図面につき、その詳細（各室の運用想定、各種電気設備・機械設備の仕様、各室並びに設備の用途等）をご説明いただく機会又は資料は頂けるのか。	競争的対話の機会を設ける予定です。
35	実施方針	12	23	第2-2	施設図面の公表は平成27年7月の資格審査結果の公表後か？	原則として貴見のとおりですが、一部については検討の上、必要があれば入札説明書の公表にあわせて公表します。
36	実施方針	12	24	第2-2	実施方針の説明会にて、「事業契約書に示す」と言っていた内容が多々あったが（物価変動基準等）、事業契約書案は入札説明書と一緒に公表されると考えてよいか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
37	実施方針	12	24	第2-2	基本協定書案は入札説明書と一緒に公表されると考えてよいか。	貴見のとおりです。
38	実施方針	12	24	第2-2	実施方針の説明会にて、図面は資格審査結果公表後に、資格審査を通ったコンソーシアムのみ提供することでしたが、事業者としては資格審査書類を提出する前に、事業の採算性やリスクについて検討する必要がある。入札説明書の公表時に図面等の提供をすることを検討して頂けないか。	原則として貴見のとおりですが、一部については検討の上、必要があれば入札説明書の公表にあわせて公表します。
39	実施方針	15	1	第2-3-(7)	入札説明書等の公表時に、予定価格も公表されるか。公表される場合、維持管理と運営で業務毎に内訳は示されるのか。	予定価格を公表する予定はありません。
40	実施方針	16	11	第2-4-(1)	落札後に設立されるSPCは、警備業法に基づき公安委員会から警備業認定を取得する必要があるか。	警備業務の実施について再委託は可能ですが、関係法令の遵守を求めます。
41	実施方針	16	14	第2-4-(1)	応募する複数の企業で構成されるグループの代表企業が出資者として100%の出資比率を持つことは可能か。	貴見のとおりです。
42	実施方針	16	14	第2-4-(1)	応募する複数の企業で構成されるグループ以外の者がSPCの出資者となることは可能とあるが、それらの出資企業についての制約等はあるか？	実施方針に記載のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
43	実施方針	16	15	第2-4-(1)	SPCの資本金についての記載がないが、民間事業者の判断に基づき適切な資本金額とすれば良いと考えてもよいか（他のPFI事例で、資本金の額を指定する事例もあるため）	検討の上、必要があれば事業契約書案等で提示します。
44	実施方針	16	21	第2-4-(1)-イ	「協力企業等」に人工透析業務を実施する医療法人等が含まれることとなっているが、当該医療法人等がSPCに出資する場合は、「構成企業」とはならないのか。	構成企業になり得ます。
45	実施方針	16	21	第2-4-(1)-イ	人工透析業務を実施する医療法人等を「協力企業等」として表明し、当該医療法人等がSPCに出資する場合は、ウにある構成企業以外の者がSPCの出資者となることとして応募手続を行えばよいか。	医療法人等がSPCに出資する場合には構成企業になり得ます。
46	実施方針	16	31	第2-4-(1)-オ	構成企業、協力企業はSPCから直接業務を受託、または請け負う企業と理解している。もし、医療情報システムメーカーA社が、ある応募グループの協力企業となった場合でも、他の応募グループは、構成企業、協力企業にA社以外であれば、A社の医療情報システムを導入することは可能であるという理解でよいか。	貴見のとおりです。
47	実施方針	16	33	第2-4-(1)-カ	“矯正施設の運営に携わる者としてふさわしくない者”の客観的基準をご教示願う。	網羅的に回答することはできませんが、例えば反社会勢力の関係者など、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある者のことです。
48	実施方針	16	33	第2-4-(1)-カ	矯正施設の運営に携わる者としてふさわしくない者、があまりに抽象的な表現のため、具体的なイメージが湧かない。具体例を提示願う。	網羅的に回答することはできませんが、例えば反社会勢力の関係者など、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある者のことです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
49	実施方針	16		第2-4-(1)	SPCの設立にあたり、法務省から要望する資本金の最低金額などあるのか。	検討の上、必要があれば事業契約書案等で提示します。
50	実施方針	17	36	第2-4-(2)	別紙5 想定調達備品参考リストに示されている備品の調達を業務と協力企業として行う場合 資格要件はH25～27年度全省庁統一資格「役務の提供等」「関東甲信越」等級A/B/Cに格付け されていけばよいか。	貴見のとおりです。
51	実施方針	17	36	第2-4-(2)	「構成企業」及び「協力企業」が、SPCから直接受諾した業務の一部を、再委託すること については、差し支えないか。	再委託については事業契約書案等で提示します。
52	実施方針	18	12	第2-4-(2)-イ (ウ)	本項に記載の各業務に携わる構成企業又は協力企業等に対し、一般財団法人医療関連サー ビス振興会の認定するサービスマークの認定が求められているが、本項に記載の各業務に携わ る企業は、構成員又は協力企業等でなければならないのか。(構成企業又は協力企業等から の再委託先が実施することは、認められないのか。)	当該業務を実際に実施する企業が持つものであり、再委託企業でも差支えありません。た だし、事業期間中の業務実施については、SPCが責任を負うこととします。
53	実施方針	18	12	第2-4-(2)-イ (ウ)	本項に記載の各業務を実施するために必要な一般財団法人医療関連サービス振興会の認定す るサービスマークは、各業務に対応する業種に係るサービス業務認定を当該業務を担当する 企業が取得していればよいと理解してよいか。	当該業務を実際に実施する企業が持つものであり、再委託企業でも差支えありません。た だし、事業期間中の業務実施については、SPCが責任を負うこととします。
54	実施方針	18	12	第2-4-(2)-イ (ウ)	本項に記載の各業務を構成企業又は協力企業等からの再委託先が実施する場合には、当該再 委託先もサービスマークの認定を受けていなければならないのか。	当該業務を実際に実施する企業が持つものであり、再委託企業でも差支えありません。た だし、事業期間中の業務実施については、SPCが責任を負うこととします。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
55	実施方針	18	12	第2-4-(2)-イ-(ウ)	医薬品・診療材料等の管理・搬送業務はどのカテゴリーのサービスマークを取得することが要件となるかご教示願う。	「医療機器等の整備、維持管理及び運営業務」及び「医薬品・診療材料等の管理・搬送業務」については医療関連サービスマークの対象外とします。
56	実施方針	18	16	第2-4-(2)-イ-(エ)	医療法第7条5項に病院・診療所等は営利目的であってはならないという条項があるが、営利を目的としている事業者（SPC）が人工透析業務を受託することは法的に問題ないかご教示願う。	お示しした事業スキームにより実施する限りにおいては、法的に問題無いと考えます。
57	実施方針	18	17	第2-4-(2)-イ-(エ)	1年以上の人工透析治療の実績とは、急性期透析だけでもよいか。	業務にはG-CAP、LDL吸着、血漿交感、腹水濃縮等も含まれるため、これらの実績も含まれます。
58	実施方針	20	23	第3-1-(4)-ア	被收容者等の行為が「通常の使用の範囲内」であれば、増加費用及び損害は事業者負担とされているが、被收容者等の故意による場合は、その規模・程度にかかわらず、「通常の使用の範囲内」には当たらないとの理解でよいか。	「通常の使用の範囲内」の判断について、被收容者等の故意の有無が関係するとは考えておりません。
59	実施方針	20	25	第3-1-(4)-ア	被收容者等の行為によって、事業者管理資産が損壊又は滅失した場合、被收容者等の行為が通常の使用の範囲内でなかった場合は、当該損壊又は滅失に起因する増加費用及び損害は、国の負担となり得るが、この場合、使用の範囲内であるかどうかは、あくまで一般的な常識における使用範囲を基準として判断されると理解してよいか。	貴見のとおりです。
60	実施方針	22	5	第3-5-(4)	減額の考え方については事業契約書において定めるとあるが、早期に確認をしたい事項であるため、事業契約書（案）若しくは、減額の考え方についていつ頃お示し頂けるかご教示願いたい。	入札説明書の公表時に公表する予定です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
61	実施方針	22	11	第4-2	「施設の概要」に被収容者数（想定）の記載があるが、被収容者の収容スケジュール（●年●月までに●人、●年●月までに●人収容、等）をご教示願う。	現時点ではお答えすることはできませんが、収容開始後、漸次収容者数を増加させていく予定です。
62	実施方針	22	11	第4-2	「施設の概要」に被収容者数（想定）及び研修定員（想定）の記載があるが、国の想定勤務職員数についても施設ごとにご教示願う。	現時点ではお答えすることはできません。
63	実施方針	22	11	第4-2	平成27年7月の資格審査後に図面閲覧が可能とのことだが、施設の内部がどのように構成されているのか把握したく、平面図や立面図のほか床仕上げ表なども開示していただけるか。	検討の上、必要があれば提示します。
64	実施方針	23	3	第6-2	この場合の事業には、人工透析の一般開放に関する事業も含まれるかどうかについてお提示願う。	一般患者を対象とした人工透析治療の実施については、本事業には含みませんが、事業者の提案により実施することを妨げるものではありません。
65	実施方針	23	16	第6-2-(2)-ア	本事業の対象施設は、国の発注により別途建設整備されるものとなっている。建設工事の遅延等により、本事業の開始が遅延したり、運営準備支援業務に支障をきたすような場合は、国の責めに帰すべき事由と見なしてよいか。	事業契約書案等に規定する予定です。
66	実施方針	別紙1	4	1	当該契約書の写しは、委託契約金額を非表示としてもよいか。	当該契約書の写しにより、医療法人等への再委託の内容を確認するため、契約金額を非表示とすることは認められません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
67	実施方針	別紙1	11	3	事業者は、国が認める場合には、刑事施設の職員である医師が、人工透析機器を使用して人工透析治療を実施することがあるとあるが、透析準備は刑事施設のメディカルスタッフが行うのか？	原則として、国職員が行うことを想定しています。
68	実施方針	別紙1	27	5	“人工透析業務の実施に必要な費用の合計金額の100分の3に相当する違約金を国に支払う。”とあるが、人工透析業務の実施に必要な費用には、固定費及び実績費、あるいは機器調達・更新費等の事業者にとって確定債権となる費用も含まれる。本項の違約金の対象となる費用は、どの費用が対象となるのか。	事業契約書案等で提示します。
69	実施方針	別紙1	37	7	固定費の算出方法をご教示願う。	事業契約書案等で提示します。
70	実施方針	別紙1	41	7	薬品費および消耗品費の単価設定についての方針をご教示願う。	入札公告時に提示します。
71	実施方針	別紙1	1		G-CAP, LDL吸着, 血漿交換, 腹水濃縮等の血液浄化関連の処置については、事業者の業務範囲外との理解でよいか。	含まれるものとします。
72	実施方針	別紙1	3	7	以下の費用については、運営諸経費として「固定費」に含まれると考えてよいか。 ・寝具委託費, 清掃委託費, 機械設備等の保守費, 福利厚生費, 旅費交通費, 職員被服費, 保険料（病院責任自賠責保険料）, 医療資格者以外のスタッフ人件費	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
73	実施方針	別紙1	12	3	「国が必要と認める場合には、刑事施設の職員である医師が、人工透析機器を使用して人工透析治療を実施することがある」とあるが、具体的に想定している場面をご教示願う。	伝染病に罹患しており、収容棟で人工透析治療を実施する必要がある場合などです。
74	実施方針	別紙1	12	3	「国が必要と認める場合には、刑事施設の職員である医師が、人工透析機器を使用して人工透析治療を実施することがある」とあるが、刑事施設の職員である医師が実施する人工透析で必要となる薬品や消耗品等は、別途、国が直接調達されるとの理解でよいか。	事業者が調達したものを国が使用し、その支払いは実績払いに含めることとします。
75	実施方針	別紙1	19	4	第31(5)とはいずれを指しているかご教示願う。	実施方針20ページの「事業者が本事業を実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該事業者が追うべき責任」の項目です。
76	実施方針	別紙1	21	5	「事業者の事由により人工透析業務を終了する場合には、国に対し、終了予定日の3年前までに書面により通知すること。」とあるが、やむを得ない事由で交代する場合は、供用開始から3年未満であっても認めていただけるか。	検討の上、必要があれば事業契約書案等に反映します。
77	実施方針	別紙1	26	5	「終了予定日に代替医療法人を確保できなかった場合は、人工透析業務の終了の時点から事業期間が終了するまでの期間における人工透析業務の実施に必要な費用の合計金額の100分の3に相当する違約金を国に支払う。」とあるが、業務の困難さに比して非常に厳しい規定であると考えている。この100分の3の根拠・考え方をご教示願う。	本事業における人工透析業務の重要性を踏まえた違約金の設定をしています。違約金の算定方法等については事業契約書案等で提示します。
78	実施方針	別紙1	26	5	「終了予定日に代替医療法人を確保できなかった場合は、人工透析業務の終了の時点から事業期間が終了するまでの期間における人工透析業務の実施に必要な費用の合計金額の100分の3に相当する違約金を国に支払う。」とある。人工透析業務の対価には、＜固定費払い＞と＜実績払い＞の2種類があるが、違約金の対象となる「人工透析業務の実施に必要な費用の合計金額」とは、＜固定費払い＞の合計金額との理解でよいか。	事業契約書案等で提示します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
79	実施方針	別紙1	26	5	違約金の対象となる合計金額は、固定費払いの合計金額という理解でよいか。	事業契約書案等で提示します。
80	実施方針	別紙1	30	6	人工透析業務のうち医師でなければ行ってはならない医業に係る業務は、人工透析患者の傷病管理全般の管理責任は国であることから、国が直接モニタリングを行うとの認識である。国が想定されている事業者が行うモニタリングの内容をご教示願う。	事業者のセルフモニタリングは必須です。詳細は事業契約書案等で提示します。
81	実施方針	別紙2	7	1	“なお、収容関連サービス業務の備品等の調達形態は、・・・リース契約等により使用权を有する形態も可能とする。”とあるが、収容関連サービス業務を除く業務の備品等の調達形態は、事業者が購入する方法しか認められないと理解してよいか。	貴見のとおりです。
82	実施方針	別紙2	4		1. 備品及び医療機器等の分類について 台帳管理を含むとあるが、台帳は国の指定したフォーマットに記載するのか、もしくは事業者提案でよいか。また台帳管理シール等の貼り付けも事業に含まれるか。	前段について、国規定のフォーマットへの印刷が必要です。 後段について、含まれます。
83	実施方針	別紙2	9	1	分類表に示された“事業者が事業契約に基づいて調達”する備品等は、要求水準書（案）別紙5及び別紙10に記載された備品等であると理解してよいか。	概ね貴見のとおりですが、その他自動車など、事業者が事業契約に基づいて調達した物品すべてが対象になります。
84	実施方針	別紙2	11	3	「事業者は国等が移設もしくは調達した備品等を含めて保守管理などを行い、必要に応じて機能回復または危険防止のために軽微な作業等を行い、性能を常時正常な状態を保つこと。」とあるが、事業者が保守管理・軽微な作業を行い正常な状態を保つべき備品等の内容をご教示願う。	入札公告時に必要な情報を提示する予定です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
85	実施方針	別紙2	11		国等が移設もしくは調達した備品等の具体的な品目（メーカー名、機種、購入年月）を提示願う。また移設品について過去に修理、修繕の履歴がある場合は、その記録も提示願う。	入札公告時に必要な情報を提示する予定です。
86	実施方針	別紙2	13	1	国が事業契約とは別に調達した備品等についても事業者が保守管理することとなっているが、事業期間中に対象備品が増減した場合は、当該保守管理業務に係るサービス対価も増減額されると理解してよいか。	対象備品の増減があった場合でも、サービス対価について増減することは想定しておりません。
87	実施方針	別紙2	16	3	劣化に伴う更新等、文中において「事業者は、本事業で調達した備品等について、要求水準書(案)別紙5及び別紙10に規定する更新回数に応じた更新費用をあらかじめ見込む」とあるが、物価変動に伴う調達コスト上昇分（一定範囲を超える場合）は別途請求と考えて良いのか？また、現在の想定として、「一定範囲」を定める国の指針として、どちらのデータを元に想定を行うのかご教示願う。	事業契約書案等で提示します。
88	実施方針	別紙2	19	3	劣化に伴う更新等、文中において「国は、事業者が調達した備品等について、劣化等により保守管理では必要な機能を満たすことが困難と判断した場合には更新を求めることとする。」とあるが、機能を満たすことが困難と判断するのは、国の裁量により決定されるのか。	国と事業者で協議することを想定しています。
89	実施方針	別紙2	19	2	国等が移設もしくは調達した備品等の保守管理では、カッコ書きに点検、軽微な作業、台帳管理とあることから、軽微作業を除く修繕や更新等は含まれないと理解してよいか。	貴見のとおりです。
90	実施方針	別紙2	20		事業者が調達した備品以外の「国等が移設もしくは調達した備品等」も維持管理の対象に含めるべく記述があるが、これらの対象物品は予め一覧化され、名称・個数・経過年数・状態等が正しく開示されるとの理解でよいか。また、事業開始後に国等が新たに移設又は購入等により備品を調達した場合、同様に前述の詳細が開示されるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
91	実施方針	別紙2	20	2	「事業者は、国等が移設もしくは調達した備品等も含めて保守管理（点検（損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査すること。）等を行い、必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い性能を常時正常な状態に保つこと。台帳管理も含む。）を行うこと。」とされているが、国の責めに帰すべき事由に基づく場合、瑕疵に基づく場合については本記載に含まれず、国が直接対応するとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
92	実施方針	別紙2	22	3	劣化に伴う更新等、文中において「この更新回数には、事業者の責めに帰す事由に基づいて更新した場合や瑕疵担保期間内での瑕疵に基づく更新は含めない」とあるが、事業者の責めに帰すべき事由の判断は、国の裁量により決定するののか。	国と事業者で協議することを想定しています。
93	実施方針	別紙2	26	3	「事業者は、本事業で調達した備品等については、要求水準書（案）別紙5及び別紙10に規定する更新回数に応じた更新費用（調達費用と同額）をあらかじめ見込んでおくこと。」とのことだが、事業者が良好な維持管理を行うことで、更新回数を提示回数より少なくすることも可能であると考え。このように民間の努力により更新回数を提示回数より削減できた場合、事業費から減額されることはないとの理解でよいか。	事業契約書案等に提示します。
94	実施方針	別紙2	28	3	“この場合、別紙5及び別紙10に規定する更新回数までの更新費用は事業者の負担とする。”とあることから、事業者の責めに帰すべき事由を除き、別紙5及び別紙10に規定する更新回数を超える更新が発生した場合は、当該更新費用は国の負担と理解してよいか。	貴見のとおりです。
95	実施方針	別紙2	33	4	ここでいう「事業期間終了日以降、国と事業者が協議して定める日」とは、事業期間終了日以降であって可及的速やかな時期であると理解してよいか。（“事業者が所有する機器等”の耐用年数の経過後を想定され、その時点での除去・原状回復を求められているものではないとの理解である。）	事業契約書案等に提示します。

## 要求水準書(案)に関する御質問に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
1	要求水準書(案)	4	10	第1編-第3	「既存施設より移設するシステムで事業者が入力を行うことが想定されているシステム」が12項目示されているが、システムの維持管理・修繕・更新は事業範囲外との理解でよいか。	貴見のとおりです。
2	要求水準書(案)	4	12	第1編-第3	事業者が入力を行うことが想定されているシステムとして12種類のシステムが記載されているが、当該システムは、国から無償で供与されると理解してよいか。	貴見のとおりです。
3	要求水準書(案)	4	13	第1編-第3	被收容者データ管理システム等、4ページに一覧表示されている全12システムの初期登録(運用開始時点のデータ入力)は国により行われているものとし、事業者は、運用開始後の入力を事業範囲と想定すればよいか。	貴見のとおりです。
4	要求水準書(案)	4	14	第1編-第3	コーネットWebとは具体的にどのようなシステムか。	コーネットWebは、職員の業務を補佐するための業務アプリケーションであり、具体的にはファイルの送受信、予算情報の送受信、アップロードされた業務情報のダウンロード、ユーザ情報更新処理、業務アプリケーション等のQ&A等の機能があります。その他、当局の業務アプリケーションである被收容者データ管理システムから、各施設の入所等情報の統計処理、各種提出物の提出を行うためのWeb統計システムとも連携しています。
5	要求水準書(案)	4	17	第1編-第3	一元的な文書管理システムとは具体的にどのようなシステムか。どのような文書を管理しているのか。	一元的な文書管理システムは、公文書等の管理に関する法律第2条第4項に規定する行政文書の作成・取得、起案、決裁、施行、保存及び移管・廃棄に係る業務を処理するシステムであり、政府全体で利用可能なシステムです。一元的な文書管理システムで管理する文書は、公文書等の管理に関する法律第2条第4項に規定する行政文書となっています。
6	要求水準書(案)	5	2	第2編-第1	センターの建設は、PFI事業外とのことだが、本PFI事業の落札者決定後、選定事業者の運用にあわせて機器(主に電気設備・機械設備)の仕様を変更することは可能か。	電気設備・機械設備については、事業者決定後速やかに、施工業者と打合せの機会を設ける予定ですが、施工済みの部分に係る変更は困難です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
7	要求水準書(案)	6	17	第2編-第1-4	具体的に想定されている地域の定義等あったらご教示願う。	概ね昭島市及び立川市を指します。
8	要求水準書(案)	7	8	第2編-第3	患者受入計画(いつまでに、何人)についてご教示願う。	現時点ではお答えすることはできませんが、収容開始後、漸次収容者数を増加させていく予定です。
9	要求水準書(案)	7	8	第2編-第3	病床数(想定)と収容定員(想定)に差異があるが、病床を使用する必要のない収容者に対して、健康診断を実施する必要はあるかご教示願う。	本事業に健康診断業務は含みません。
10	要求水準書(案)	7	8	第2編-第3	成人445床・少年114床の病床数のところ、成人580人・少年210人とあるが収容人数は入退院を含む月の延べ人数と解釈してよいか。	病床数と収容定員に差があるのは、成人については自営作業者を含み、少年については移転元施設の1つである神奈川医療少年院は知的障害や情緒的未成熟の少年を主に収容しており、病床数が少ないためです。
11	要求水準書(案)	7	9	第2編-第3	収容定員790名から病床数559を差し引いた231が所謂経理夫か。231から准看護師養成所研修員76名を差し引いた155名が給食の配膳・下膳、リネンの配達・回収及び被収容者等の収容区域の清掃等を行うのか。	前段部は成人については自営作業者を含み、少年については移転元施設の1つである神奈川医療少年院は知的障害や情緒的未成熟の少年を主に収容しており、病床数が少ないためです。後段部について、准看護師養成所研修員は職員であり、231の内数ではありません。
12	要求水準書(案)	7	10	第2編-第3	矯正医療センター収容定員の男女の分けはフロア毎か。	現時点では、基本的にはフロア別に収容することを想定しています。なお、ICU室や無菌室等については同一フロアで男女共用とすることを想定しています。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
13	要求水準書 (案)	7	11	第2編-第3	収容定員の内訳（休養患者・非休養患者・経理係など）についてご教示願う。	上記No.11で回答したほか、休養者数については、参考6を参照してください。
14	要求水準書 (案)	7	11	第2編-第3	非休養患者を経理係として使うことはあるのか。	想定しておりません。
15	要求水準書 (案)	7	11	第2編-第3	非休養患者は刑務作業を課すのか。課す場合はどのような作業を想定しているのか。	刑務作業はありますが、本事業の対象外です。
16	要求水準書 (案)	7	11	第2編-第3	研修定員（想定）の提示はあるが、各施設毎の常勤国職員定員数をご教示願う。	現時点でお示しすることはできません。
17	要求水準書 (案)	7	11	第2編-第3	国の組織図を提示願う。	現時点でお示しすることはできません。
18	要求水準書 (案)	7	15	第2編-第3	欄外※印に“矯正医療センター（成人）の研修定員は、・・・職員定員の内数である。”と記載があり、表中の矯正研修所の研修定員欄に400人と記載されているが、矯正医療センター（成人）の研修定員（76人）は、この矯正研修所の研修定員（400人）の内数と理解してよいか。	矯正医療センターと矯正研修所は別組織ですので、矯正研修所の研修定員の内数ではなく、矯正医療センター（成人）の職員数の内数となります。なお、矯正医療センター（成人）の職員数について、現時点でお示しすることはできません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
19	要求水準書(案)	7	15	第2編-第3	研修定員欄に研修職員の人数の記載があるが、各施設での国の業務に従事する職員等の人数をご教示願う。	現時点でお示しすることはできません。
20	要求水準書(案)	8	22	第2編-第4-(3)	医療業務支援として、医療法政令8業務の中の検体検査の外部委託が要求水準に記載が無いが、検体検査は外部への委託が発生しないという解釈でよいか。	検体検査は本業務の対象外です。ただし、人工透析業務については要求水準書(案)P110のNO25及びNO26を御参照願います。
21	要求水準書(案)	9	9	第2編-第5-1-(1)	S P Cは総括業務責任者をセンター内に配置して、総括マネジメント業務を行わせることになっているが、他方、総括業務責任者は、代表企業の職員であることが要件となっている。これは、代表企業の職員の身分のまま総括業務責任者として配置することか、それとも代表企業からS P Cに出向させうえて、代表企業の職員として総括業務責任者に配置するということか。	要求水準等を踏まえた上で事業者において判断願います。
22	要求水準書(案)	9	12	第2編-第5-1-(1)	S P C・代表企業・構成企業・協力企業等が、総括業務責任者に業務遂行上必要な権限を与えとともに、総括業務責任者が行う総括マネジメント業務については、代表企業が責任を持つこととなっている。このようなスキームをとった場合、総括業務責任者は事実上、代表企業のコントロール下にはいり、総括マネジメント業務における代表企業の権限が強大化することになると思われるが、構成企業・協力企業等はこのスキームを了解したうえて、本事業に参加すべきということか。	要求水準等を踏まえた上で事業者において判断願います。
23	要求水準書(案)	9	13	第2編-第5-1-(1)	総括業務責任者に対して業務上必要な権限を与え、とは具体的にどのような内容を想定しているのか。	要求水準書(案)に記載された各業務について、迅速に意思決定ができ、適正かつ円滑な業務遂行を可能とするよう、必要な権限を付与するよう求めるものです。具体的な権限については提案によります。
24	要求水準書(案)	9	21	第2編-第5-1-(1)	副総括業務責任者は、常駐との理解でよいか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
25	要求水準書(案)	9	21	第2編-第5-1-(1)	副総括業務責任者、維持管理業務責任者・運営業務責任者並びに個別業務責任者は常駐しなくてもよいか。	常駐していただくことを想定しています。
26	要求水準書(案)	9	28	第2編-第5-1-(1)	維持管理業務責任者・運営業務責任者は、常駐との理解でよいか。	貴見のとおりです。
27	要求水準書(案)	9	28	第2編-第5-1-(1)	維持管理業務責任者は施設維持管理業務として1名の責任者を配置すればよいか。それとも、「建築物保守・管理業務」、「建築設備保守・管理・運転監視業務」、「エネルギーマネジメント業務」にそれぞれ各1名の責任者を配置する必要があるのか。	「建築物保守・管理業務」、「建築設備保守・管理・運転監視業務」、「エネルギーマネジメント業務」に各1名の責任者を配置したうえで、維持管理業務責任者も1名配置する必要があります。
28	要求水準書(案)	9	32	第2編-第5-1-(1)	各個別業務責任者について、兼務とすることは可能か。	要求水準等を踏まえた上で、事業者の提案によります。
29	要求水準書(案)	10	23	第2編-第5-2	文中記載「事業者は、従事職員のうちセンターに立ち入って業務を行うものについて、事前に名簿を提出し矯正医療センター長の承諾を受けること。」とあるが、清掃業務等、多くのパート従事者についても、住所、氏名の他に「住民票の写し、健康診断書」を添付することを義務づけるのか。	貴見のとおりです。
30	要求水準書(案)	11	16	第2編-第7-1	「国際法務総合センター」全体の組織体制を提示願う。また、業務実施に際しての報告・承諾は矯正医療センター長のみに行うと考えればよいか。	前段について、現時点ではお示しすることはできません。 後段については、具体的な報告・承諾等の手続き等について、国と事業者との間で協議の上、定めることを予定しています。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
31	要求水準書 (案)	11	25	第2編-第7-1	本施設は、病院機能を有している。災害時に外部からけが人や病人の治療を受け入れる事は想定されているか。	未曾有の災害等が発生した場合は、地域との共生に鑑みても臨機な対応が求められると考えます。
32	要求水準書 (案)	12	2	第2編-第7-2	業務提供時間帯の設定につき、「職員の執務等に支障がないよう」行うとの記述がある。センターの運用や職員の執務等への支障を考慮する為、国側職員の時間帯ごとの執務場所や人数・各諸室や門扉等の開閉時間想定等は開示されるのか。	国職員の勤務時間については、概ね開庁時間内となる予定ですが、具体的なことについては、運営準備期間中に国と事業者間で調整を行うことを想定しています。 なお、被収容者等を抱える矯正施設については、24時間365日収容監視を行う必要がありますので、一部職員は交替で夜間勤務を行います。
33	要求水準書 (案)	12	2	第2編-第7-2	「業務毎に業務提供時間帯を設定すること。」とあるが、現在の施設における業務提供時間帯をご教示願う。	国職員の勤務時間については、概ね開庁時間内となる予定です。ただし、被収容者等を抱える矯正施設については、24時間365日収容監視を行う必要がありますので、一部職員は交替で夜間勤務を行います。
34	要求水準書 (案)	12	2	第2編-第7-2	入札価格の算出において、業務提供時間帯を定める必要があると考えるが、入札価格設定の際は事業者の提案する業務提供時間での価格という理解でよいか。事業所及び国との協議の後、サービス提供時間が変更になった場合、これに伴うサービス対価も変更できるという理解でよいか。	国職員の勤務時間については、概ね開庁時間内となる予定です。ただし、被収容者等を抱える矯正施設については、24時間365日収容監視を行う必要がありますので、一部職員は交替で夜間勤務を行います。 事業者においては、要求水準を確実に満たすよう、業務提供時間を含めて提案していただくこととなります。
35	要求水準書 (案)	12	2	第2編-第7-2	患者、経理夫の動作時限をご教示願う。	現時点においては未定ですが、運営準備期間中にはお示しする予定です。
36	要求水準書 (案)	12	3	第2編-第7-2	業務ごとに業務提供時間帯を設定することとあるが、前提条件となる国が指定する業務提供時間帯を業務ごとに提示願う。	国が、業務ごとに業務提供時間帯を指定することはありません。事業者において、要求水準を満足するよう業務提供時間帯を提案してください。 なお、その決定については、国と事業者との協議となります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
37	要求水準書(案)	12	4	第2編-第7-2	文中「なお、業務遂行上やむを得ない事情等により、国からの要請があった場合は、設定した業務提供時間帯以外の業務遂行にも対応すること」とあるが、業務の時間外費用については別途請求とらえてよいか。	業務内容や状況にもよりますが、基本的に時間外費用について別途請求することは想定していません。
38	要求水準書(案)	12	4	第2編-第7-2	「業務遂行上やむを得ない事情等により、国からの要請があった場合は、設定した業務提供時間帯以外の業務遂行にも対応すること。」とのことだが、この場合にかかる費用については、国の負担との理解でよいか。	業務内容や状況にもよりますが、基本的に時間外費用について別途請求することは想定していません。
39	要求水準書(案)	12	8	第2編-第7-3	事業者は各業務の実施にあたり、事前に国と協議の上「業務計画書」を作成すべきと記載がある。更に、その12行下に「仕様書(案)」という文言も出てくる。これらは記載内容の重複する書類ではないかと思慮する。それぞれの記載内容想定を提示いただくとともに、1つの書類に集約出来ることを検討いただきたい。	業務計画書は、要求水準に明記されてある各業務について、事業期間を通して円滑・確実に履行するために立てていただく計画書であり、業務仕様書は、業務計画に記載された業務を履行するために、さらに具体的に細目を定めた手順書的なものを想定しています。
40	要求水準書(案)	12	8	第2編-第7-3	業務計画書の提出時期を提示願う。	仕様書(案)及び業務マニュアル(案)と同様に、運営開始日の3カ月前までに提出してください。
41	要求水準書(案)	12	13	第2編-第7-3	これまでの業務方法でも要求水準を満たしていたが、各関係機関からのフィードバックにより業務方法の変更を求められた事による業務負担や追加コストは国の負担と理解すればよいか。	要求水準の変更につながるような業務方法の変更については、事業契約書案でお示しします。
42	要求水準書(案)	12	20	第2編-第7-3-(2)	運営開始前に仕様書(案)及び業務マニュアル(案)を作成することから、詳細な業務手順を把握できないと思慮するが、各施設で使用されている現在のマニュアルを提示いただくことは可能か。	各施設において、国においては法令・訓令・通達・達示等に基づいて業務を行っており、業務ごとのマニュアル的なものはございません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
43	要求水準書 (案)	12	32	第2編-第7-4-(2)	「来訪者等から寄せられた～苦情」とあるが、具体的に来訪者等はどのような方を指すのか。	被収容者に対する面会人や施設参観者、業務上の外部協力者、搬入業者などが考えられます。
44	要求水準書 (案)	13	9	第2編-第7-5-(1)	業務報告書に添付する打ち合わせ議事録は、国と事業者が打ち合わせした時の議事録と理解すればよいか。	貴見のとおりです。
45	要求水準書 (案)	14	1	第3編-第1	総括マネジメント業務を受託する企業が他の業務を受託しても問題ないか。	問題ありません。
46	要求水準書 (案)	15	8	第3編-第1-(3)	「365日24時間いつでも国との連絡調整が行える体制を構築すること」となっているが、「庶務事務支援」における夜間体制の中で対応すると考えればよいか（すなわち、総括業務責任者または副業務責任者がオンコール体制をとる必要はない）	総括業務責任者又は副総括業務責任者によるオンコール体制を取っていただく必要があると考えています。
47	要求水準書 (案)	15	23	第3編-第1-(3)	365日24時間いつでも国との連絡調整が行える体制とは、総括業務責任者（不在時はその代行者）に連絡調整が行える体制という理解でよいか。	貴見のとおりです。
48	要求水準書 (案)	15		第3編-第1-(3)	総括マネジメント業務の実施頻度に、「毎日」という項目が散見される。これは、365日対応を要するという意味であり、総括業務責任者もしくは副総括業務責任者による体制を維持するという意味か。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
49	要求水準書(案)	16	21	第3編-第1-(3)	「No.14 セルフモニタリングの実施」の要求水準欄に、「集約された情報を吸い上げて、業務の円滑さ、コストの削減及びサービスの向上につなげる仕組みを講じること」とあるが、「コストの削減」とは、業務委託費の減額を意図したものではないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
50	要求水準書(案)	16	21	第3編-第1-(3)	「No.14 セルフモニタリングの実施」の要求水準欄に、「集約された情報を吸い上げて、業務の円滑さ、コストの削減及びサービスの向上につなげる仕組みを講じること」とあるが、ここで言う「コストの削減」の具体的な内容をご教示願う。	無駄を省き、真に必要な業務に費やしていただくことを想定しています。
51	要求水準書(案)	18	6	第3編-第1-(4)	備品等(事務机、椅子、ロッカー等)の費用区分は国の負担とのことだが、事業者の職員の備品等も国の負担との理解でよいか。	原則として国が負担しますが、国の想定を越えて備品が必要であると事業者が判断した場合には、事業者負担となります。
52	要求水準書(案)	18	6	第3編-第1-(4)	備品等(事務机、椅子、ロッカー等)の費用区分は国の負担とのことだが、事業者の職員の備品等の仕様や数量に関しては協議できるとの理解でよいか。	原則として国が負担しますが、国の想定を越えて備品が必要であると事業者が判断した場合には、事業者負担となります。
53	要求水準書(案)	18	6	第3編-第1-(4)	総括マネジメント業務は独立採算業務ではないことから、本表で事業者負担となっている項目は、サービス対価として事業者が事業費に見込むべき費用と認識している。備品等(事務机、椅子、ロッカー等)は国の負担となっていることから、総括マネジメント業務で事業者の従事職員が使用する備品等については、本事業の事業費とは別に国の負担で調達・維持管理していただけるものと理解してよいか。	原則として国が負担しますが、国の想定を越えて備品が必要であると事業者が判断した場合には、事業者負担となります。
54	要求水準書(案)	18	7	第3編-第1-(4)	通信費(固定電話の電話料金)が国の費用となっているが、事業者が固定電話を使用する場合の基本料金・通話料も含め国が負担するののか。	事業者が本業務の実施に直接必要な連絡等のために使用することを前提として、貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
55	要求水準書(案)	18	7	第3編-第1-(4)	通信費（固定電話の電話料金）、通信費（固定電話の電話料金を除く）との項目記載があるが（以降各業務に記載）、最近は固定電話の使用が減っている状況である。業務遂行上、固定電話ではなく、スマートフォン等の移動型電話の活用が多いかと思われる。ここでの固定電話の定義は、固定電話及びスマートフォンやPHS等の移動電話も含むと解釈してもよいか。また、通信費（固定電話の電話料金を除く）については、受託企業が業務外の目的で使用した（例えば会社への報告業務など）場合との解釈でよいか。	ここにいう固定電話とは、施設内の連絡のための内線及び本事業の実施に直接関係のある連絡等を行うための電話を指します。後段部分については、貴見のとおりです。
56	要求水準書(案)	19	30	第3編-第2-(3)	国が実施する各種研修及び訓練に参加できる研修機会が設けられているが、年度特有の業務や極めて作業頻度の少ない業務等について、業務開始後において実施方法に疑義が生じた場合は、国にその処理方法を確認する若しくは、実地研修を行っていただくことは可能か。	研修について、国は必要な協力をしますが、原則として事業者の責任と費用負担において実施していただきます。
57	要求水準書(案)	20	3	第3編-第2-(3)-イ	要求水準欄に「移転に向けた実施方針の検討・策定支援を行う」とあるが、具体的な内容をご教示願う。	移転に向けた実施方針の検討・策定については、国において行うこととし、事業者には実施方針策定に必要な情報の収集、資料等の作成等の支援業務を行っていただくことを想定しています。
58	要求水準書(案)	20	3	第3編-第2-(3)-イ	1. 実施方針の策定支援について 「移転に係る業務項目、全体工程の提案・策定を行う」とあるが、提案・策定を行うためには現状調査による備品の移転リスト及び書類量調査の内容等を正確に把握する必要があるが、その業務は事業者業務となるか。また新施設での備品・医療機器等配置計画においてレイアウト作業・移転備品等の配置計画も事業範囲か。	前段について、提案・策定を行う上で必要な情報は国から提供する予定です。また、後段について、P23-No28に記載のとおりです。
59	要求水準書(案)	20	6	第3編-第2-(3)-イ	「移転費用（廃棄する医療機器等の処分費含む）の算定は国が行う」となっているが、費用区分においては、「指定医療機器の移設費」は国が負担するとなっているが、「移転費用」については、記載されていない。本項目で記載されている「移設費用」は国が負担するものと考えてよいか。	貴見のとおりです。
60	要求水準書(案)	20	20	第3編-第2-(3)-イ	用語の定義によると、「運営準備期間」とは、「事業契約締結日の翌日から運営開始日までの期間」とのことだが、ここで施設維持管理業務の実施が求められている期間は、このうちの具体的にどの期間か。	施設完工日以降、国から引き渡しを受けた日から運営開始日までの期間です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
61	要求水準書(案)	20	20	第3編-第2-(3)-イ	運営準備期間中における施設維持管理業務について、「必要な建築物保守・管理業務及び建築設備保守・管理・運転監視業務を行うこと。」とあるが、具体的に開庁している施設、業務範囲をご教示願う。	施設完工日以降、国から引渡しを受けた施設を指しており、業務範囲については、要求水準に記載のとおり、「要求水準書第3編 第3-2. 及び第3-3.」を御確認ください。
62	要求水準書(案)	20	20	第3編-第2-(3)-イ	本表では、運営準備期間中における施設維持管理業務と清掃・環境整備業務の業務頻度が毎開庁日となっているが、p3第1編第3定義に記載の施設完工日が平成29年2月18日とあることから、当該業務は平成29年2月19日から開始するものと理解してよいか。	施設完工日以降、国から引渡しを受けた日を想定しています。
63	要求水準書(案)	20	24	第3編-第2-(3)-イ	運営準備期間中における清掃・環境整備業務について、「必要な清掃・環境整備業務を行うこと。」とあるが、具体的に開庁している施設、業務範囲をご教示いただけるか。	施設完工日以降、国から引渡しを受けた施設を指しており、業務範囲については、要求水準に記載のとおり、「要求水準書第3編 第3-2. 及び第3-3.」を御確認ください。
64	要求水準書(案)	21	3	第3編-第2-(3)-イ	リハーサルが、国からの業務の引継ぎ及び研修という理解でよいか。	リハーサルとは実際の運営を見据えて実施するものであるため、国からの業務の引継及び研修とは異なります。
65	要求水準書(案)	21	6	第3編-第2-(3)-イ	国の実施を想定するリハーサルは概ね3回を想定し、事業者はそれらリハーサルへの協力を業務費に含むとあるが、3回以上のリハーサル協力の伴う対応費は別途協議となるのか。また、リハーサルとは、どのようなリハーサルを想定、人員としてはどの程度を想定するのか。	前段について、国が行うリハーサルの実施に係る費用は国負担ですが、事業者には必要な人員に参加していただくことになり、これに係る人件費については事業者負担を想定しています。なお、3回以上実施した場合においても、国から事業者に増加費用をお支払いすることはありません。後段について、要求水準書に記載のとおりですが、リハーサルは実際の運営を見据えて実施するものであることを踏まえて頂くようお願いします。
66	要求水準書(案)	21	7	第3編-第2-(3)-イ	本表No.10及びNo.14で国が行うリハーサルに必要な人員を参加させることが求められているが、運営準備期間中の人件費の算定にも必要なことから、どのような立場の者をいつまでに本事業の従事職員として配置しなければならないか。あるいは当該リハーサルの都度、事業者が提案する人員配置計画に基づき、参加可能な人員を参加させれば足りるのか。	リハーサルは実際の運営を見据えて実施するものであることを踏まえて頂くようお願いします。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
67	要求水準書(案)	21	13	第3編-第2-(3)-イ	本表No. 12及びNo. 16に記載された国が行うリハーサル検証会は、実施方針p21に記載の国による事業の実施状況のモニタリングとは異なる目的で実施されるのか。	モニタリングは、事業者が実施する業務に対して実施するものですが、本業務についてはリハーサルに係る検証を行うことを想定しています。
68	要求水準書(案)	21	13	第3編-第2-(3)-イ	本表No. 12及びNo. 16に記載された国が行うリハーサル検証会で改善点等が指摘された場合は、実施方針p22に記載の国による事業の実施状況のモニタリングの実施効果にあるサービス対価の減額等の措置の対象となるのか。	リハーサルの時点で改善点等が指摘されたことをもって、減額等の措置の対象となるものではありません。要求水準書(案)P21-No.12及びNo.16の要求水準を満たさなかった場合は対象になり得ます。
69	要求水準書(案)	21	24	第3編-第2-(3)-イ	運営開始時における、現施設（八王子医療刑務所・関東医療少年院・神奈川医療少年院等）から、国際法務総合センターへの被收容者の護送（移送）は、国側で実施するものとし、要求水準書(案) 52ページの「運転業務」には含まれないとの理解でよいか。	護送日は、施設への被收容者の收容を開始する日と同一でありますので、すでに運営は開始していることから、現施設から国際法務総合センターへの被收容者の護送は、運転業務に含まれます。
70	要求水準書(案)	22	3	第3編-第2-(3)-イ	No. 15及び16において護送計画の作成及び医療機器の装備は国の業務となっており、運転業務の開始は運営開始日以降となっていることから、被收容者の移送に必要な車両の手配及び運転は国が実施するものと理解してよいか。	護送日は、施設への被收容者の收容を開始する日と同一でありますので、すでに運営は開始していることから、現施設から国際法務総合センターへの被收容者の護送は、運転業務に含まれます。
71	要求水準書(案)	22	9	第3編-第2-(3)-イ	運営準備期間の民間の業務として、「移送後の被護送者への食事の提供」が含まれているが、運営開始日以前に被收容者を收容することがあるのか。	運営開始日以前に被收容者等を收容することは想定していません。
72	要求水準書(案)	22	9	第3編-第2-(3)-イ	物品購入・移転等の項目において、業務頻度に“移転まで”とあるが、ここでいう“移転まで”とは、移転元施設からの最初の物品等の移転が開始されるまでを意味するのか。あるいは、すべての物品等の本施設への移転が完了するまでを意味するのか。	移転が開始されるまでの間のことを指しています。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
73	要求水準書(案)	22	13	第3編-第2-(3)-イ	事業者が行うリハーサルの実施に係る費用は事業者負担となっているが、「要求水準表」にある国が実施する業務に係る各施設・各部門リハーサルの計画・実施に係る費用は、国の負担と理解してよいか。	貴見のとおりです。
74	要求水準書(案)	22	15	第3編-第2-(3)-イ	国が新規に購入する物品リストをお願いする。	入札公告時に必要な情報を提示する予定です。
75	要求水準書(案)	22	16	第3編-第2-(3)-イ	民間の業務として、「見積もりの作成等、費用算出を支援すること。」「調達に係る事務手続きを行うこと。」とあるが、具体的な業務内容・官民の業務区分を提示願う。(例：相見積もりの実施、見積書類の作成支援等)	要求水準書(案)に記載のとおりです。
76	要求水準書(案)	22	25	第3編-第2-(3)-イ	「想定調達備品 参考リスト」に記載されている備品のメーカー・規格は、あくまで参考であり、同等品であれば必ずしも同メーカー・同規格のものでなくても良いと考えてよいか。一方、備品の調達数量及び更新回数については、原則参考リストに記載されている数量及び更新回数を超えないと考えてよいか。また、大幅に超える場合は、国の負担として考えてよいか(リスク分担表「提示資料の誤り」に該当)。	前段について、貴見のとおりです。 後段について、実施方針別紙2に記載のとおりです。
77	要求水準書(案)	23	6	第3編-第2-(3)-イ	「No. 28 新規購入物品を含めた配置レイアウトの作成」の要求水準欄に、「事業期間中においてレイアウトの変更を行う場合にも、適宜必要な協力を行うこと。」とあるが、事業期間中の業務は、開業準備業務には含まれないと考える。事業期間中のレイアウト変更への協力は、開業準備業務以外のどの業務に含まれ、また、頻度・規模はどの程度か、提示願う。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
78	要求水準書(案)	23	6	第3編-第2-(3)-イ	「No. 28 新規購入物品を含めた配置レイアウトの作成」の要求水準欄に、「事業期間中においてレイアウトの変更を行う場合にも、適宜必要な協力を行うこと。」とあるが、これにより追加的な費用が発生した場合には、国に負担いただけたとの理解でよいか。	国の事情によるレイアウト変更により追加的な費用負担が発生した場合については、貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
79	要求水準書 (案)	23	11	第3編-第2-(3)-イ	移設配置が予定される紙カルテ、フィルムの件数、及び、そのうちアクティブ情報として取り扱う必要がある紙カルテ、フィルムの件数をご教示願う。	移転元の現行施設が、移転時期にどれほどの収容数か現時点では分からないため、お示しするのは運営準備期間中を想定しています。
80	要求水準書 (案)	23	13	第3編-第2-(3)-イ	「移転の実施協力」について、身分帳簿・診療録などの被收容者の個人情報に係る書類の移送等は、国による実施という理解でよいか。	各種書類を段ボール箱等に詰め込んだり、混在がないように管理する作業は国が実施することを想定していますが、各種書類を詰め込んだ段ボール箱等を、国と協力して移転先の該当執務室に運び込み、開包して書棚に整理するなどの協力は行っていただく予定です。
81	要求水準書 (案)	23	16	第3編-第2-(3)-イ	「No. 31 配置スペースと移転する各種書類のボリュームを考慮し、カルテ、フィルムの配置計画を行うこと。」とあるが、旧八王子医療刑務所、旧医療少年院のカルテ、フィルムなどの保管状況やボリュームを提示願う。	移転元の現行施設が、移転時期にどれほどの収容数か現時点では分からないため、お示しするのは運営準備期間中を想定しています。
82	要求水準書 (案)	23	18	第3編-第2-(3)-イ	「No. 32 移転の実施協力」とあるが、具体的な内容をご教示願う。	各種書類を段ボール箱等に詰め込んだり、混在がないように管理する作業は国が実施することを想定していますが、各種書類を詰め込んだ段ボール箱等を、国と協力して移転先の該当執務室に運び込み、開包して書棚に整理するなど協力は行っていただく予定です。
83	要求水準書 (案)	23	28	第3編-第2-(3)-イ	No. 36の業務細目に“リース機器、物品の事業者引取り対応”とあるが、ここでいう“事業者”とは、リース事業者や物品引取り業者を指すのか。それとも、移転物品の中には、本事業を実施する民間事業者が引き取らなければならないリース機器や物品があるのか。	前段のとおりです。
84	要求水準書 (案)	23	28	第3編-第2-(3)-イ	No. 36の業務細目に“リース機器、物品の事業者引取り対応”とあるが、移転物品の中には、本事業を実施する民間事業者が引き取らなければならないリース機器がある場合、当該物品等のリース代金の支払いは国の負担であり、事業者は保守管理のみを行えば足りると理解してよいか。	本事業の事業者が引き取らなければならないリース物品はありません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
85	要求水準書(案)	23	31	第3編-第2-(3)-イ	入札までにカルテ・フィルム等のボリュームがわかる資料を提示頂けると考えてよいか(「移転の実施協力」は事業者が行うこととなっているため、コストの積算をしたい)。	移転元の現行施設が、移転時期の被収容者数等か現時点では分からないため、お示するのは運営準備期間中を想定しています。
86	要求水準書(案)	24	18	第3編-第2-(3)-イ	「No. 41 開庁式に係る計画策定及び準備業務」の要求水準欄に、「開庁式に必要な備品の準備」とあり、かつ、P26(4)費用区分において「開庁式準備に係る費用」は国の負担となっている。これより、立て看板製作費用、配布資料の作成費用等は国が負担するとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
87	要求水準書(案)	24	19	第3編-第2-(3)-イ	開庁式において想定される人員規模並びに役割分担、係設定等 業務内容が把握出来る想定案を提示願う。	運営準備期間中に、想定される人員規模についてお示した上で、その他の想定については、国と事業者間で打合せの上決定する予定です。
88	要求水準書(案)	25	5	第3編-第2-(3)-イ	No. 43式後の清掃において、“開場及び内覧箇所が初期の状態を保てるように工夫すること。”とあるが、開庁式の会場はどの施設を予定されているのか。	運営準備期間中に検討の上、決定いたします。
89	要求水準書(案)	25	5	第3編-第2-(3)-イ	No. 43式後の清掃において、“開場及び内覧箇所が初期の状態を保てるように工夫すること。”とあるが、準備等の検討に必要ですので、開庁式の予定出席者数をご教示願う。	運営準備期間中に、想定される人員規模についてお示しいたします。
90	要求水準書(案)	25	5	第3編-第2-(3)-イ	No. 43式後の清掃において、“開場及び内覧箇所が初期の状態を保てるように工夫すること。”とあるが、準備等の検討に必要ですので、本施設使用の際の上下足の区分を各施設ごとにご教示願う。	運営準備期間中に検討の上、決定いたします。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
91	要求水準書(案)	25	12	第3編-第2-(3)-イ	民が使用前の清掃・消毒を実施する病棟（病室），手術室の部屋数，面積をご教示願う。	入札参加資格審査後に開示する予定です。
92	要求水準書(案)	26	5	第3編-第2-(4)	事業者が行うリハーサルの実施に係る費用は事業者負担となっているが、「要求水準表」にある国が実施する業務に係る各施設・各部門リハーサルの計画・実施に係る費用は，国の負担と理解してよいか。	貴見のとおりです。
93	要求水準書(案)	26	11	第3編-第2-(4)	運営準備支援業務は独立採算業務ではないことから，本表で事業者負担となっている項目は，サービス対価として事業者が事業費に見込むべき費用と認識している。備品等（事務机，椅子，ロッカー等）は国の負担となっていることから，運営準備支援業務で事業者の従事職員が執務あるいは待機する室に配置する備品等についても必要人数分国のご負担でご用意いただけ，本事業の事業費とは別に国の負担で調達・維持管理（修繕・更新を含む）していただけるものと理解してよいか。	原則として貴見のとおりです。 不足分がある場合等については，国と事業者との協議となります。
94	要求水準書(案)	26	16	第3編-第2-(4)	各要求水準において記載のある事業者負担となる「官公庁手数料」とはどのような手数料（金額）であるか。	要求水準書(案)P3に記載のとおりです。
95	要求水準書(案)	27	9	第3編-第3-1-(1)	「保管区域のうち一般立入りが規制される場所」との記載があるが，具体的な範囲をご教示願う。	被収容者等の収容区域のことを指しています。
96	要求水準書(案)	27	14	第3編-第3-1-(1)	本施設に設置される設備機器リスト（メーカー・型式，数量等）（※1）を開示可能か。（※1）P37別表ア①電気設備，P38②機械設備③その他設備	現時点ではお示しできません。 なお，電気設備・機械設備については，事業者決定後速やかに，施工業者と打合せの機会を設ける予定です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
97	要求水準書(案)	27	14	第3編-第3-1-(1)	建築図面のほか、電気・空調・給排水衛生設備、昇降設備等各種図面を開示願う。	入札参加資格審査後に開示する予定です。
98	要求水準書(案)	27	14	第3編-第3-1-(1)-イ	(1)業務内容には、「事業者は、関係法令で定める本事業の対象施設内のすべての点検、検査、測定、記録等を含め・・・」とあるが、被収容者が在室しているところで行う建築設備保守点検(例：空調設備点検、管路交換等)は被収容者と接しないような設えになっているのか。どのように設備点検スタッフが安全に作業できるかご教示願う。	前段部については、貴見のとおりです。 なお、被収容者が居住している場所の建築設備保守点検については、極力被収容者が居室にいない時間等を実施したり、被収容者が近くにいる場合は国職員(刑務官)が立会するなどして点検作業を行うことを想定しています。
99	要求水準書(案)	27	18	第3編-第3-1-(1)-ウ	エネルギーマネジメント業務を行うにあたり、BEMSは設置されるか。	中央監視装置はBEMSではなくBMSが設置されています。
100	要求水準書(案)	28	9	第3編-第3-(3)-ア	消防計画の策定上求められる体制の確保は、全て事業者側に求めるものではないとの理解でよいか。	要求水準書(案)に記載のとおり、国と協議の上、作成していただきます。
101	要求水準書(案)	28	9	第3編-第3-(3)-ア	防火管理者又は防災管理者の選任とあるが、統括防火・防災管理者は国から選任され、統括防火・防災管理者の補助業務を行うとの理解でよいか。	国際法務総合センター(仮称)の各庁舎は、消防法の「管理について権原が分かれているもの」ではないため、統括防火・防災管理者の選任は不要と理解しています。 なお、防火・防災管理者については、事業者から選任していただきます。
102	要求水準書(案)	28	9	第3編-第3-(3)-ア	共同防火管理を行う物件であり、事業者事務所エリア等の防火管理者又は防災管理者について、事業者より選任するという理解でよいか。	各庁舎の防火・防災管理者について、事業者から選任していただきます。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
103	要求水準書 (案)	28	11	第3編-第3- (3)-ア	防火管理上必要な業務において、「消防計画に基づく消火、通報及び被收容者等を含めた避難の訓練等の実施」とあるが、被收容者を含めた避難訓練を国の指導のもと実施に協力するという理解でよいか。	防火・防災管理者が事業者から選任されること等に鑑み、事業者が国と協力して避難訓練等を実施するという趣旨です。
104	要求水準書 (案)	28	11	第3編-第3- (3)-ア	被收容者等を含めた避難の訓練の計画は事業者が策定し、実施は国にて行われるのか。	実施については国と事業者が協力して行うことを想定しています。
105	要求水準書 (案)	28	12	第3編-第3- (3)-ア	「消防の用に供する設備～点検及び整備」とあるが、消防法上必要な日常点検が含まれるという理解である場合、保安区域内の日常点検は事業範囲に含まれるかご教示願う。	保安区域内の日常点検も事業範囲に含まれます。
106	要求水準書 (案)	28	14	第3編-第3- (3)-ア	“消火器の初度整備については、国で実施する。”とあることから、消火器の初度整備費についても国の負担と理解してよいか。	貴見のとおりです。
107	要求水準書 (案)	30	3	第3編-第3-2- (3)	「建築物に係る修繕の必要が生じた場合、修繕が行われるまでの一次対応を実施すること。」となっているが、「一次対応」にかかるコスト（保守スタッフの直接人件費コストを除く）は、その原因が経年劣化であっても、建設瑕疵であっても、国が負担すると考えてよいか。	一次対応に要する費用は原則として事業者負担です。
108	要求水準書 (案)	30	18	第3編-第3-2- (3)	「地震・台風等の災害時に、施設の被害が最少となるよう事前に予防措置を行うこと。」とある。地震の予防措置に関して、国が整備した建築・設備・備品等については、既に所定の耐震性能が確保され、あるいは転倒防止措置など耐震対策が実施されているとの理解でよいか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
109	要求水準書 (案)	30	22	第3編-第3-2-(3)	「建築に係る修繕の必要が生じた場合、修繕が行われるまでの一次対応を実施する」とあるが、例えば、外壁に亀裂などが発生した場合、利用者がその直下に立ち入らないように歩行区画を限定するなどの行為を一次対応と考えてよいか。	貴見のとおりです。
110	要求水準書 (案)	30	22	第3編-第3-2-(3)	「建築に係る修繕の必要が生じた場合、修繕が行われるまでの一次対応を実施する」とあるが、例えば、外壁に亀裂などが発生した場合、利用者がその直下に立ち入らないように歩行区画を限定するなどの行為が必要な費用に関しては国負担と考えてよいか。	一次対応に要する費用は原則として事業者負担です。
111	要求水準書 (案)	31	13	第3編-第3-2-(3)	外構の維持管理に共同溝が含まれるが、共同溝に収納されている配管や配線類の維持管理も含まれるのか。	貴見のとおりです。
112	要求水準書 (案)	31	14	第3編-第3-2-(3)	屋外プールの利用期間及び、利用時間についてご教示願う。	プールは、被収容少年の体育指導としての水泳を目的として、おおむね7月～9月までの間に、平日1日6時間、休日1日同4時間の使用を想定しています。 また、プールは施設の防火槽としての役割も担っています。
113	要求水準書 (案)	31	14	第3編-第3-2-(3)	屋外プールの利用期間をご教示願う。	プールは、被収容少年の体育指導としての水泳を目的として、おおむね7月～9月までの間に、平日1日6時間、休日1日同4時間の使用を想定しています。 また、プールは施設の防火槽としての役割も担っています。
114	要求水準書 (案)	31	14	第3編-第3-2-(3)	プール使用中のプール監視は国が行うとの理解でよいか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
115	要求水準書 (案)	31	14	第3編-第3-2-(3)	プールの利用対象者，利用目的及び実稼働期間についてご教示願う。	プールは，被収容少年の体育指導としての水泳を目的として，おおむね7月～9月までの間に，平日1日6時間，休日1日同4時間の使用を想定しています。 また，プールは施設の防火槽としての役割も担っています。
116	要求水準書 (案)	31	15	第3編-第3-2-(3)	職員宿舍入居者が負担する共益費，町会費等がある場合，その徴収・管理は，国で行うとのことでしょうか。	貴見のとおりです。
117	要求水準書 (案)	31	16	第3編-第3-2-(3)	事業者の業務範囲は「職員宿舍の共用部分」であるので，専用部内で発生するトイレの詰まり等の不具合対応は対象外との理解でよいでしょうか。	貴見のとおりです。
118	要求水準書 (案)	31	16	第3編-第3-2-(3)	職員退去時の修繕の必要性判断は国が行うとあるが，居室内の修繕業務（原状回復）自体は国の責任にて行われる（要求水準外）との理解でよいでしょうか。	貴見のとおりです。
119	要求水準書 (案)	31	18	第3編-第3-2-(3)	職員宿舍の共用部分の維持管理には清掃業務も含まれるのか。	職員宿舍の共用部分は清掃範囲に含まれませんが，植栽管理業務は含まれます。
120	要求水準書 (案)	31	22	第3編-第3-2-(3)	“職員宿舍の維持管理は，国家公務員宿舍法第17条第2項で規定する「軽微修繕」を除き，管理事務業務の詳細は国と協議の上定めるものとする。”とあるが，法の内容から「軽微修繕」は入居職員が実施すると理解してよいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
121	要求水準書(案)	32	5	第3編-第3-2-(3)	「～構造体に影響を及ぼすような異常を発見した場合は、構造体の調査・診断を行い～」とあるが、この調査・診断に係る費用は国が負担するとの理解でよいか。	目視検査等の一次的な調査・診断は、事業者の負担となります。
122	要求水準書(案)	32	5	第3編-第3-2-(3)	「～構造体に影響を及ぼすような異常を発見した場合は、構造体の調査・診断を行い～」とあるが、この調査・診断に係る費用は国が負担するとの理解でよいか。	目視検査等の一次的な調査・診断は、事業者の負担となります。
123	要求水準書(案)	34	19	第3編-第3-3-(3)	「当該業務の従事職員は、総括マネジメント業務の従事職員が不在にしている際の事業者側の一次的な窓口の役割を果たすこと。なお、体制や人員配置について365日24時間を通して同一のものを要するものではないが、国と協議の上、適切な業務日・業務時間を設定すること。」とあるが人員配置時間や日数は維持管理業務を算定する上でバラツキが生じると考える。そのため事前に国側の想定する業務日業務時間をご教示いただけるか。	要求水準書に明記されている内容を踏まえて提案していただいた上で、国と協議することになります。
124	要求水準書(案)	35	18	第3編-第3-3-(3)	建築設備について、事業者は異常個所の復旧・修繕等の対応にかかる提案を行うが、建築物同様に修繕・大規模修繕は国が実施するとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
125	要求水準書(案)	35	18	第3編-第3-3-(3)	No.5の業務細目に“機器の調整・更新、定期的な部品交換等”とあり、要求水準に“点検・保守の結果等により、・・・その修繕方法を国に提案すること。”とあるが、一方で「実施方針」別紙2には、国等が移設もしくは事業契約とは別に調達した備品等の維持管理業務内容には、修繕・更新の記載がありません。よって、本項の対象となる建築設備は国等が移設もしくは事業契約とは別に調達した機器等を指し、当該機器等の保守の範囲を超える修繕・更新業務は、事業者の実施する業務には含まれないと理解してよいか。	いわゆる電気設備・機械設備等を指し、国が移設もしくは事業契約とは別に調達した機器等を指すものではありません。
126	要求水準書(案)	36	6	第3編-第3-3-(3)	「No.8 災害対策のための各種訓練の実施」は、事業者側の業務に係る各種訓練の実施のみと理解しているが、想定されている各種訓練の具体的な内容をご教示願う。	前段部は御理解のとおりですが、要求水準に明記のとおり、事業者において想定の上、各種訓練を実施していただくことを考えています。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
127	要求水準書(案)	36	11	第3編-第3-3-(3)	No. 10の業務細目に記載の“その他設備”は、基本的に共用部分に設置された設備と考えてよいか。	貴見のとおりです。
128	要求水準書(案)	37	1	第3編-第3-3-(3)-ア	巡回巡警設備の保守管理は含まれるか。	原則として、全ての設備が該当します。
129	要求水準書(案)	37	19	第3編-第3-3-(3)-ア	被收容者の生活するエリアの警報や映像等が一元的に管理されている場合、保安上、又は業務区分上、P F I 事業に含めることは、好ましくないと思う。例えば、「①電気設備一覧中」の「13監視カメラ設備」「14入退所管理設備」の運転監視（警報監視・モニタ監視・警報発生時の操作等）等、日常的な運転は、事業外との理解でよいか。	戒護区域の映像は、国職員が監視・管理します。本項で求めるのは、あくまでも電気設備としての保守・管理を想定したものです。
130	要求水準書(案)	37	19	第3編-第3-3-(3)-ア	被收容者の生活するエリアのシステムとは別途に、被收容者の生活するエリアを含まない、事業者で運転すべき機器がシステム構築されているのか。	要求水準書(案)に記載のとおりです。 なお、詳細な図面等については入札参加資格審査後に開示する予定です。
131	要求水準書(案)	37	19	第3編-第3-3-(3)-ア	「5自動火災報知機設備」「13監視カメラ設備」「14入退所管理設備」「15中央監視設備」等が、被收容者の生活するエリア内で異常を感知等した場合の警報対応・緊急出動はP F I 事業外との理解でよいか。又は、被收容者の生活するエリア内であるか否かにかかわらず、警報対応・緊急出動はP F I 事業外となるのか。	各設備の異常を感知等した場合は、速やかに国に報告いただいた上で、正常に作動等するように復旧作業等を行っていただく必要があります。
132	要求水準書(案)	37	28	第3編-第3-3-(3)-ア	本施設には太陽光発電設備が設置されるようだが、当該発電設備は、施設内に給電するのみで、電力会社等への売電はないと理解してよいか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
133	要求水準書 (案)	38	23	第3編-第3-3-(3)-ア	14薬注装置設備 15特殊空調設備 16医療排水処理設備 17衛生設備 18医療ガス設備については、公告時にメーカーリストが明示されるという理解でよいか。	入札参加資格審査後に開示する予定です。
134	要求水準書 (案)	38	30	第3編-第3-3-(3)-ア	「医療関連サービスマークの認定基準に準拠する機能を維持する。」とあるが、SPCの構成企業が、医療関連サービスマーク（医療ガス）認定をもっている必要はあるか。もしくは認定企業に保守点検を再委託することでよいとの理解でよいか。	当該業務を実際に行う企業が持つものであり、再委託企業でも差支えありません。ただし、事業期間中の業務実施については、SPCが責任を負うこととします。なお、提案時に再委託先企業名及び認定企業であることを証明するものを提示してください。
135	要求水準書 (案)	39	1	第3編-第3-3-(3)-イ	巡回巡警設備は運転監視に際しての確認すべき機能に含まれないのか。	別表イに記載のとおり、監視カメラ設備や入退所管理設備など巡回警備にも関係する設備についても運転監視が必要が必要です。
136	要求水準書 (案)	39	8	第3編-第3-3-(3)-イ	本項に“LED照明の場合は、器具交換を含む。”とあるが、LED照明を除く照明設備では、器具交換は事業者の業務には含まれないと理解してよいか。	貴見のとおりです。 なお、LED照明の器具については、P41の「蛍光灯、フィルター、管球等の備品及び薬剤等の消耗品」に含みます。
137	要求水準書 (案)	39	8	第3編-第3-3-(3)-イ	本項に“LED照明の場合は、器具交換を含む。”とあるが、ここでいう“器具”には何が含まれるのか。（管球のみならず、安定器や灯具も含むのか。）	管球のみならず、安定器や灯具も含みます。
138	要求水準書 (案)	41	8	第3編-第3-3-(4)	運用担当で解決できない事象の場合、対応方法も不明で、〇〇に対応を依頼したという回答するという事で初回答としてよいか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
139	要求水準書 (案)	41	8	第3編-第3-3-(4)	「蛍光灯、フィルター、管球等の備品及び薬剤等の消耗品（初期調達以降の交換に要する費用）」が事業者負担となっておりますが、入札説明資料において、その詳細内容・交換頻度等を提示して頂けると考えてよいか。また、提示して頂いた内容と実態に乖離が発生した場合、リスク分担表における提示資料の誤りとして、国が増加費用の負担を行うと考えてよいか。	前段部については、入札参加資格審査後に初期調達時に要した詳細内容を提示します。なお、後段部については、初期調達以降の交換に要する費用は、事業者負担ですが、特段の事情等がある場合は、国と協議することを想定しています。
140	要求水準書 (案)	41	10	第3編-第3-3-(4)	「蛍光灯、フィルター、管球等の備品及び薬剤等の消耗品」について、初期費用を除き事業者負担の設定となるが、数量及びスペックの情報の開示可能か。	入札参加資格審査後に提示します。
141	要求水準書 (案)	41	10	第3編-第3-3-(4)	蛍光灯、フィルター、管球等備品及び薬剤等の消耗品の初期調達は国が実施されるが、初期調達する数量をご教示願う。 また、フィルターは規格・サイズ、設置数量、蛍光灯・管球については型番もご教示願う。	入札参加資格審査後に提示します。
142	要求水準書 (案)	42	16	第3編-第3-4-(3)	“エネルギー管理員を配置すること。”とあるが、エネルギー管理員は常駐する必要があるか。	貴見のとおりです。
143	要求水準書 (案)	43	7	第3編-第3-4-(3)	本項で決定するベンチマークは、業績監視を目的とすることから、過去の実績等に基づき、適用年度の年初（あるいは前年度末）等に当該年度の目標を設定し、当該年度の実績が目標を超過した場合に事業者には何らかのペナルティを科すために用いられるのか。	モニタリングの対象とすることを想定しています。
144	要求水準書 (案)	43	7	第3編-第3-4-(3)	本施設は新築であり、過去のエネルギー使用実績がありませんが、ベンチマーク案の作成は運営開始日までに実施することとなっている。 初回のベンチマークの策定は、対象業務で使用する設備機器等の定格データ等から算定するのか。（それとも、運営準備期間の試運転実績等から、年間の使用料を推計するのか。過去の他のPFI事業では、運営開始後、複数年間の使用実績データが収集できるまではベンチマークを決定せず、実績データ収集後に当該過去データを基にベンチマークを設定する手法が用いられている。）	事業契約書案等にて提示する予定です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
145	要求水準書(案)	43	7	第3編-第3-4-(3)	給食業務及び洗濯業務で使用するエネルギーは、収容人員の変動や提供メニューの違いによる調理工程の変化等によって変動するものであることから、このような理由によってエネルギー使用実績が変動し当該ベンチマークを超過した場合は、事業者の責によらないものとして業績監視において考慮していただけるのか。	国と事業者で協議の上、決定します。
146	要求水準書(案)	45	2	第3編-第4-1	「別表2 現施設における総務業務にかかる業務量一覧表」に記載の業務を遂行するにあたり、各施設ごとに、現状、何人の国職員が、どの程度の時間を当該業務にあてているのか等、職員負担状況をご開示願う。(例えば、八王子医療刑務所では〇名の職員が、毎日△時間程度等)	各施設とも、1名の職員が複数の業務を行っていることや残業状況等も不明であることから、詳細を開示することは困難です。
147	要求水準書(案)	45	2	第3編-第4-1	庶務・経理等事務支援業務において保安区域への出入りが伴う業務があればご教示願う。	現時点では、国有財産・物品管理事務支援業務において想定していますが、その際は、国職員が同行する予定です。 具体的な運用については、運営準備期間中に国と事業者で協議する予定です。
148	要求水準書(案)	45	7	第3編-第4-1-(2)	文書等の発受・管理やデータの入力・管理などの作業方法や手順について、国からの説明やマニュアル提示、教育などあるのか。	運営準備期間中に、現在、国で行っている業務についての説明や打合せ、研修等は可能ですが、それを受けて事業者においてマニュアル等は作成していただくことになります。
149	要求水準書(案)	45	11	第3編-第4-1-(3)	・別紙2に各業務の件数をお示し頂いているが、1件当たりのボリュームが分からないので、現状施設における運営体制及び各業務に係る人工をご提示頂けないか。 ・また、別紙2に示されている件数が極端に増加した場合、リスク分担表における提示資料の誤りとして、国が増加費用の負担を行うと考えてよいか。	各施設とも、1名の職員が複数の業務を行っていることや超過勤務状況等も不明であることから、詳細を開示することは困難です。 別紙2はあくまで過去の実績を参考としてお示ししたものであり、ここから増減があったとしても提示資料の誤りであるとは考えていません。なお、国際法務総合センター(仮称)は、これまでの施設と比べて収容定員・研修定員等が異なるため、それを勘案した上で、また事業契約書案の規定を踏まえつつ提案をお願いします。
150	要求水準書(案)	45	15	第3編-第4-1-(3)	「別表2 現施設における総務業務にかかる業務量一覧表」に記載の数量は、現状分散している各施設の実績値と理解した。国際法務総合センターにおける件数想定は、これを合計した数値と考えるが、その想定業務量を超過し、新たに従事職員を確保せざるを得なくなった場合の増額費用は認めて頂けるとの理解でよいか。	別紙2はあくまで過去の実績を参考としてお示ししたものです。なお、国際法務総合センター(仮称)は、これまでの施設と比べて収容定員・研修定員等が異なるため、それを勘案した上で、また事業契約書案の規定を踏まえつつ提案をお願いします。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
151	要求水準書 (案)	46	3	第3編-第4-1-(3)	各要求水準中に記載のある、参照書類（例えば「法務省行政文書管理規則」「矯正施設文書取扱規則」「矯正統計調査規定」「矯正定期報告規定」「各操作マニュアル」等）は、一括して開示されるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
152	要求水準書 (案)	46	7	第3編-第4-1-(3)	コーネットメールでの転送について、転送先の担当者・部門については、その都度国職員より指示をいただけるという理解でよいか。	その都度指示することはしませんが、運用面の詳細については、運営準備期間中に国と協議・調整等を行う予定です。
153	要求水準書 (案)	46	13	第3編-第4-1-(3)	被収容者が所在しているかの確認を確実に行ったうえで受領することとあるが、当該被収容者が出所或いは移送していた場合、郵便物はその場で受け取りを拒否する事になるのか。	貴見のとおりです。
154	要求水準書 (案)	46	13	第3編-第4-1-(3)	被収容者宛ての郵便物が判読できない文字（外国語等）で書かれていた場合の対処方法をご教示願う。	運用面の詳細については、運営準備期間中に国と協議・調整等を行う予定です。
155	要求水準書 (案)	46	15	第3編-第4-1-(3)	書信業務や差入れ品の保安検査は民間業務の対象外という理解でよいか。 上記理解でよろしければ、民間が実施する業務は郵便物等の在所確認のみという理解でよいか。	前段部については、貴見のとおりです。後段部については、在所確認のみではなく、受領までが民間事業者の業務範囲となり、その後は国に引き継ぐことになります。
156	要求水準書 (案)	46	19	第3編-第4-1-(3)	コーネットメール及び法務省WANによる電子文書の受信数については何件程度あるのか最少と最大数をご教示願う。	既存施設における数字について、参考としてお示しますが、国際法務総合センター(仮称)は、これまでの施設と比べて収容定員・研修定員等が異なるため、それを勘案した上での提案をお願いします。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
157	要求水準書(案)	46	19	第3編-第4-1-(3)	1件当たりの処理に要する時間の目安は何分程度になるか。	処理を行う職員によって差異があると思われますので、お答えしかねます。
158	要求水準書(案)	46	20	第3編-第4-1-(3)	コーネットメールでの転送について、現在想定されている、一日あたりのメール件数は何件か。	既存施設における数字について、参考としてお示しますが、国際法務総合センター(仮称)は、これまでの施設と比べて収容定員・研修定員等が異なるため、それを勘案した上での提案をお願いします。
159	要求水準書(案)	46	20	第3編-第4-1-(3)	コーネットメールでの転送について、現在想定されている、転送先となる職員の数は何人か。	職員数については、現時点ではお示しできませんが、業務の詳細については、運営準備期間中に国と協議・調整等を行う予定です。
160	要求水準書(案)	46	23	第3編-第4-1-(3)	部署毎の文書管理システムの配置台数をご教示願う。	文書管理システムは、各行政機関に最低1台配置される予定です。
161	要求水準書(案)	46	23	第3編-第4-1-(3)	行政文書ファイル1件につき、入力に要する作業量(入力に係る時間、文字数など)は平均でどのくらいになるか。	入力に要する作業量は、処理を行う職員によって差異があると思われる上、文字数を数えながら業務を行うことは現実的ではありませんので、お答えしかねます。
162	要求水準書(案)	46	24	第3編-第4-1-(3)	外部から受け付けた電話は、取次ぎのみとの理解でよいか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
163	要求水準書(案)	46	25	第3編-第4-1-(3)	音声ガイダンスによる電話転送機能の提案は可能か。	提案によります。
164	要求水準書(案)	46	25	第3編-第4-1-(3)	自動応答システムの導入は可能か。	提案によります。
165	要求水準書(案)	46	25	第3編-第4-1-(3)	受付時間は開庁時間とするとあるが、昼休憩時の電話については必ずしも受託業者が受付なくてもよいとの認識でよいか。	昼休憩時も開庁時間であり、対応が必要です。
166	要求水準書(案)	47	3	第3編-第4-1-(3)	開庁日の午後5:00～午後10:00、翌朝の午前6:00～午前8:30の時間帯及び、閉庁日の午前8:30～午後10:00、翌朝の午前6:00～午前8:30の時間帯については、正門や庁舎出入口の開扉は業務に含まれるという理解でよいか。	貴見のとおりです。
167	要求水準書(案)	47	4	第3編-第4-1-(3)	「人事事務支援」については、あくまで支援業務であるので、人事事務を担当する国職員の補佐を行うという理解でよいか。	要求水準書(案)に記載のとおりですが、本事業は請負による業務委託であるため、国職員の補佐を求めるものではありません。
168	要求水準書(案)	47	5	第3編-第4-1-(3)	本業務は警備員で実施可能な業務内容である。警備員業務として代行可能か。	要求水準等を満たすことを前提に事業者の提案によります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
169	要求水準書(案)	47	6	第3編-第4-1-(3)	宿日直業務を行う時間帯において発生する文書の発受件数は、最少・最大でそれぞれ何件程度が見込まれるか。	既存施設における数字について、参考としてお示しますが、国際法務総合センター(仮称)は、これまでの施設と比べて収容定員・研修定員等が異なるため、それを勘案した上での提案をお願いします。
170	要求水準書(案)	47	6	第3編-第4-1-(3)	宿日直業務を行う時間帯において発生する電話の受信数は、最少・最大でそれぞれ何件程度が見込まれるか。	既存施設における数字について、参考としてお示しますが、国際法務総合センター(仮称)は、これまでの施設と比べて収容定員・研修定員等が異なるため、それを勘案した上での提案をお願いします。
171	要求水準書(案)	47	7	第3編-第4-1-(3)	No. 6の宿日直業務で、電話交換を行うことが要求されているが、一次対応で対処が困難と判断される場合には、当日の監督当直者が二次対応していただけると理解してよいか。	貴見のとおりです。
172	要求水準書(案)	47	7	第3編-第4-1-(3)	他刑事施設PFI事業では当該業務は施設警備の実務経験1年以上が求められている。当該業務も同様か。	施設警備の実務経験を求めるものではありません。
173	要求水準書(案)	47	7	第3編-第4-1-(3)	仮眠できる部屋はあるか。ベッド・マットレスの調達、更新及び保守管理は国負担でよいか。	宿日直に係る部屋及びベッド・マットレスは国において整備いたします。
174	要求水準書(案)	47	7	第3編-第4-1-(3)	要求水準で定められた別の業務を行う時間帯(開庁時の午後5時00分から午後10時00分等)以外における職員の勤務場所をご教示願う。	運営準備期間中に国と協議の上決定する予定です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
175	要求水準書 (案)	47	12	第3編-第4-1-(3)	監督当直者から連絡があった場合には扉の開扉を行うとあるが、その場合には所定場所から離席しても構わないとの認識でよいか。	貴見のとおりです。
176	要求水準書 (案)	47	14	第3編-第4-1-(3)	宿日直のうち、毎閉庁日については、要求水準書(案)では、「(夜間)」と記載があるが、これは誤植であり、閉庁日においては、夜間に限らないとの理解でよいか。又は、閉庁日も日中は国職員が対応されるのか。	閉庁日については、当日朝から翌日朝までの勤務を想定しているため、(日中・夜間)に修正します。なお、日勤者と夜勤者で職員が交替することを妨げるものではありません。
177	要求水準書 (案)	47	24	第3編-第4-1-(3)	給与計算業務の具体的な内容をご教示願う。	要求水準及び関連法令に記載のとおりです。
178	要求水準書 (案)	48	3	第3編-第4-1-(3)	「窓口対応」について、面会受付側の窓口で面会者への対応(現金差入の対応・差入物品の対応・宅下品対応も含む)を行うことも業務に含まれるか。	含まれます。
179	要求水準書 (案)	48	5	第3編-第4-1-(3)	開庁時間内において、事務室内のコピー機等の管理が業務に含まれているが、コピー機の購入・移設・設置は必要数国側で行うのか。また、コピー機は購入の他にメンテナンスや消耗品補充を含むリース契約も一般的である。国際法務総合センターでの想定をご教示願う。	コピー機、用紙及び消耗品等の購入については国で行い、使用については官民共用で行うことを想定しています。その上で、コピー機の維持管理については民間事業者の業務としており、業務内容については要求水準に記載のとおりです。 なお、コピー機の保守・管理契約については、調達時に国の負担で行います。
180	要求水準書 (案)	48	5	第3編-第4-1-(3)	開庁時間内における事務室内のコピー機等の管理に、用紙の補充が含まれる。コピー用紙の節約等、国側コピー機の使用量の調整等は、事業者側でコントロールできないことから、補充すべき用紙の準備は、国側で行って頂けるとの理解でよいか。また、用紙の手配が事業内の場合、予定数量をご提示願う。	コピー機、用紙及び消耗品等の購入については国で行い、使用については官民共用で行うことを想定しています。その上で、コピー機の維持管理については民間事業者の業務としており、業務内容については要求水準に記載のとおりです。 なお、コピー機の保守・管理契約については、調達時に国の負担で行います。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
181	要求水準書(案)	48	5	第3編-第4-1-(3)	開庁時間内における事務室内のコピー機等の管理に、用紙の補充が含まれる。用紙補充すべき事務室の場所並びに、場所ごとにコピー機の設置台数をご提示願う。	コピー機を設置する事務室については、運営準備期間中にお示します。
182	要求水準書(案)	48	5	第3編-第4-1-(3)	開庁時間内における事務室内のコピー機等の管理に、用紙の補充が含まれる。この用紙の補充とは、各事務所内等の、「指定棚」等に補充する想定であり、コピー機そのものへの補充を指すものではないとの理解でよいか。	用紙の補充については、コピー機そのものへ補充することを想定しています。
183	要求水準書(案)	48	5	第3編-第4-1-(3)	事務室内のコピー機等は事業者が調達する備品等ではないことから、故障時の対応等は、国の指示によりコピー機等のメーカーや納品業者等へ修理依頼する程度の業務と理解してよいか。	コピー機、用紙及び消耗品等の購入については国で行い、使用については官民共用で行うことを想定しています。その上で、コピー機の維持管理については民間事業者の業務としており、業務内容については要求水準に記載のとおりです。 なお、コピー機の保守・管理契約については、調達時に国の負担で行います。
184	要求水準書(案)	48	8	第3編-第4-1-(3)	「1日4回以上、各施設……搬送を行う」とあるが、搬送のタイミング（時間帯）は定められているか。	運営準備期間中に国と事業者で協議の上、決定します。
185	要求水準書(案)	48	8	第3編-第4-1-(3)	「1日4回以上、各施設……搬送を行う」とあるが、4回以上搬送を行うか否か、何回行うか等の判断は民間の判断で行うのか。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
186	要求水準書(案)	48	9	第3編-第4-1-(3)	施設参観及び試験の実施頻度、参加者人数をご教示願う。	試験については年間に数回程度ですが、施設参観については事前に想定できるものではないため、運営開始後、臨機に対応することになります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
187	要求水準書 (案)	48	10	第3編-第4-1-(3)	「施設参観（平日）及び試験、矯正展（休日）の際の会場設営・撤収支援を行うこと。」とあるが、施設参観、試験、矯正展の年間実施回数をご教示願う。また、1回あたりの作業時間、作業人数をご教示願う。	前段について、試験及び矯正展については年間に数回程度ですが、施設参観については事前に想定できるものではないため、運営開始後、臨機に対応することになります。後段部について、その都度官民で協議の上決定する予定です。
188	要求水準書 (案)	48	10	第3編-第4-1-(3)	民間の業務は、会場の設営・撤収支援のみであり、参観者への説明は国の職員が行うという理解でよいか。	国と協議の上、決定しますが、事業者には柔軟な対応を求めたいと考えています。
189	要求水準書 (案)	49	13	第3編-第4-1-(3)	全品突合検査の対象となる物品とはどんな内容のものか。	備品・消耗品管理システムに登録されているもののうち、消耗品を除いたすべてのものを指します。
190	要求水準書 (案)	49	13	第3編-第4-1-(3)	全品突合検査の対象となる物品の総数はおおよそ何点あるのか。	備品・消耗品管理システムに登録されているもののうち、消耗品を除いたすべてのものを指します。
191	要求水準書 (案)	49	14	第3編-第4-1-(3)	対象物品について、年1回以上の全品突合検査を行うとあるが、これは実際に現地で現物と突合し、過不足の有無を確認するという業務か。＊物品数の合計が46000点を超える。	貴見のとおりです。
192	要求水準書 (案)	49	14	第3編-第4-1-(3)	年1回以上の全品突合検査の結果、数量不足や、汚損・破損が発見された場合の対応はどのようにすればよいか。また、その際の復旧は修繕扱いとの理解でよいか。	国に報告いただき、状況を確認した上で対応することとなります。具体的な運用については、運営準備期間中に協議することを想定しています。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
193	要求水準書(案)	49	14	第3編-第4-1-(3)	要求水準書で物品の定義には消耗品も含まれている。消耗品も含めて年1回以上の全品突合検査を行わなければならないか。	消耗品は含みません。
194	要求水準書(案)	49	14	第3編-第4-1-(3)	全品突合検査は、物品リストを出力し、各部門等へその物品の所在等の確認を依頼し、最終的にその取り纏めを行う業務という理解でよいか。	原則として物品の所在の確認も含めて業務の対象となります。具体的な運用については、運営準備期間中に協議することを想定しています。
195	要求水準書(案)	49	22	第3編-第4-1-(3)	事業者の業務分担として見積書の入手があるが、見積書を取得する相手方は、国から指示されるのか。それとも、事業者が提案するのか。	事業者から提案していただくことを想定しています。
196	要求水準書(案)	50	3	第3編-第4-1-(3)	「注文用紙の集計」に関して、集計時に、願せんの記入ミスや残高不足などがあった場合、本人への確認や処遇内担当国職員への報告などは経理課国職員が担当するという理解でよいか。	貴見のとおりです。
197	要求水準書(案)	50	5	第3編-第4-1-(3)	領置金管理システム・作業報奨金管理システムの起ち上げ及びび処理作業、出納簿の記載などは業務に含まれないという理解でよいか。	経理事務支援としての業務に含まれています。
198	要求水準書(案)	50	7	第3編-第4-1-(3)	「購入物品の仕分け・搬送」について、「指定された場所への搬送」とあるが、保安区域内の倉庫棟が指定されることもあるのか。その場合、国職員は同行していただけるという理解でよいか。	被收容者と接触しない場所を運用していますが、具体的な運用は、運営準備期間中に国と事業者で協議の上、決定します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
199	要求水準書(案)	50	10	第3編-第4-1-(3)	No. 24の要求水準に“指定された場所への搬送”とあるが、被收容者と従事職員との接触を避けるため、当該“指定された場所”とは、被收容者の收容室等ではないと理解してよいか。	被收容者等と接触しない運用を想定していますが、具体的な運用は、運営準備期間中に国と事業者で協議の上、決定します。なお、被收容者の收容室への搬送はありません。
200	要求水準書(案)	51	1	第3編-第4-1-(4)	宿日直に要する仮眠室（仮眠設備）は、事務机等の備品同様国側で準備する区分でよいか。又は、民間事業者で見込むのか。シーツ交換等のリネンを含め見解を提示願う。	原則として国が負担しますが、国の想定を越えて備品が必要であると事業者が判断した場合には、事業者負担となります。なお、シーツ交換等は清掃業務に含まれます。
201	要求水準書(案)	52	1	第3編-第4-2	公用車の運転業務で、護送用車両には被收容者が乗車するものと思料するが、事業者側の運転手の安全対策等は考えているか。	護送時は必ず国職員が同乗しますが、車両内における物理的な安全対策等については、事業者側の提案によります。
202	要求水準書(案)	52	6	第3編-第4-2	公用車購入にかかる自動車税等税金の取扱いについてご教示願う。	事業に必要な公租公課は事業者負担となります。 なお、国に所有権移転後の自動車税は国負担となります。
203	要求水準書(案)	52	6	第3編-第4-2	自動車保険、車検等の維持費、ガソリン・通行料は別途国で負担していただけるとの理解でよいか。	ガソリン・通行料は国負担ですが、車両の点検・整備及び維持管理については事業者の負担となります。
204	要求水準書(案)	53	3	第3編-第4-2-(3)	対象車両のうち、護送用車両に対して、市販車を上回る仕様の詳細を提示願う。 ※例えば、窓の格子、運転席との隔壁等護送車両特有の諸条件。 例えば、要求水準（案）では、普通に市販されている26人定員のマイクロバスに、トイレと車いす対応設備を付け、緊急走行時のサイレンと表示灯を設置すれば要求を満たすとの解釈でよいか。	車両窓には外部から車内の様子を容易に察知できない工夫を施すこと、窓の開口を制限する逃走防止策を講ずることを求めます。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
205	要求水準書 (案)	53	3	第3編-第4-2-(3)	公用車には特殊な仕様があるか。	車両窓には外部から車内の様子を容易に察知できない工夫を施すこと、窓の開口を制限する逃走防止策を講ずることを求めます。
206	要求水準書 (案)	53	3	第3編-第4-2-(3)	使用する自動車には使用年数の規定があるか。	使用年数については特に規定はなく、一般的な自動車保有に際しての検査等(車検や保険)を満たすことが条件です。
207	要求水準書 (案)	53	3	第3編-第4-2-(3)	救急車の運転業務は対象外か。	運転業務に含みます。
208	要求水準書 (案)	53	3	第3編-第4-2-(3)	購入した車両の所有権は国と民間のどちらになるか。	実施方針別紙2に記載のとおり、所有権は国となります。
209	要求水準書 (案)	53	3	第3編-第4-2-(3)	購入する車両は、「別紙3」で示されている以外に、外観・防犯上の特別な設備(特殊なガラスなど)等の条件はあるか。	車両窓には外部から車内の様子を容易に察知できない工夫を施すこと、窓の開口を制限する逃走防止策を講ずることを求めます。
210	要求水準書 (案)	53	4	第3編-第4-2-(3)	マイクロバス(26人乗)4台のうち、1台が車いす対応となっているが、車いすは何台分のスペースが必要か。	最低1台分のスペースを求めますが、その余は提案によります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
211	要求水準書(案)	53	11	第3編-第4-2-(3)	救急車に付属して整備した医療機器の使用は、国側職員が行う物であり、医療行為または同類似行為をPFI事業者に求めるものではないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
212	要求水準書(案)	53	13	第3編-第4-2-(3)	車両に異常が認められた場合等で修理を要する際又は、車検を含む各種点検期間中に、必要な台数を一時的に満たさなくなる事が想定されるが、この間は当該車両の運行を停止でき、国との協議で合意を得た場合の当該車両の運行停止期間、モニタリングによる減額等の対象にはならないとの理解でよいか。	概ね貴見のとおりですが、詳細は国と事業者で協議の上決定します。
213	要求水準書(案)	53	13	第3編-第4-2-(3)	護送車は鉄格子や赤色灯の装備は必要か。	車両窓には外部から車内の様子を容易に察知できない工夫を施すこと、窓の開口を制限する逃走防止策を講ずることを求めます。 なお、道路交通法及び道路運送車両の保安基準に規定する緊急自動車については、赤色灯の設置を求めますが、車両台数については、国と事業者で協議の上決定します。
214	要求水準書(案)	53	16	第3編-第4-2-(3)	事業期間内において、適切な時期に車両の更新を行うと記載があるが、具体的にはどの車両を何年目に更新すべきことを入札価格に見込めばよいか。	使用年数については特に規定はなく、一般的な自動車保有に際しての検査等(車検や保険)を満たすことが条件です。
215	要求水準書(案)	53	18	第3編-第4-2-(3)	運行予定が现阶段で未確定の中、当該業務に従事させるべき従事職員人数は、どのような前提・想定により応札すればよいか。曜日ごと、時間帯ごとの体制を提示願う。	お示しました各施設における過去の実績を御参考の上、想定願います。
216	要求水準書(案)	53	18	第3編-第4-2-(3)	購入し維持管理すべき車両がトータル12台あるが、各車両の年間運行想定日数・年間想定運行距離をご教示頂くとともに、最大同時運行台数を提示願う。	要求水準の内容を履行できるよう事業者で想定の上、提案に委ねます。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
217	要求水準書(案)	53	18	第3編-第4-2-(3)	業務頻度が毎日となっている。これは、365日対応という理解か。	緊急時対応も想定されることから、その理解のとおりです。
218	要求水準書(案)	53	18	第3編-第4-2-(3)	車両運行に係る経費(燃料代・有料道路料金・有料駐車料金等の実費)は、予め想定することが困難であるため、使用実績により精算していただけたとの理解でよいか。	国負担となります。
219	要求水準書(案)	53	18	第3編-第4-2-(3)	車両の更新頻度について想定があればご教示願う。	使用年数については特に規定はなく、一般的な自動車保有に際しての検査等(車検や保険)を満たすことが条件です。
220	要求水準書(案)	53	19	第3編-第4-2-(3)	緊急対応当番は、何名体制を確保すればよいか。これは、主に救急車による護送か。また、宿泊を伴うものも発生しうるのか。	前段について、要求水準書(案)の内容を履行できるよう事業者で想定の上、提案によりませぬ。 後段について、救急車以外の護送も想定されますが、宿泊を伴うものは想定しておりませぬ。
221	要求水準書(案)	53	19	第3編-第4-2-(3)	緊急車両としての運行(サイレンを鳴動させての走行等)時の運転も民間事業者の業務範囲となるのか。	貴見のとおりです。
222	要求水準書(案)	53	19	第3編-第4-2-(3)	実施方針説明会において、運転業務では、被收容者との接触はないと説明があった。これは、被收容者の乗車中・乗降中いずれにおいても、民間事業者に戒護権が無いことから、被收容者に対する警備は、国側職員により行われるものと理解してよいか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
223	要求水準書(案)	53	19	第3編-第4-2-(3)	長距離における被収容者の移送等に際して、サービスエリア等で一定の休憩時間(労働基準法上の休憩)が確保できるとの理解でよいか。	貴見のとおり、関係法令は遵守されます。
224	要求水準書(案)	53	19	第3編-第4-2-(3)	民間事業者が運行すべき車両台数、運転手等には限りがある事から、各施設間の調整は国側で行って頂けると理解してよいか。	護送に係る施設間の協議は国において行いますが、その情報を受けて、運行計画については事業者において策定の上国に提出していただくことになります。
225	要求水準書(案)	53	19	第3編-第4-2-(3)	前日までに運行計画を矯正医療センター長に提出することを求められているが、運行計画そのものは国側で策定され、その計画に基づいて運転業務等を遂行するものとするが、国側の運行計画は、1ヶ月程度前までにPFI事業者へ通知されるのか。	移送に係る協議は国において行いますが、その情報を受けて、運行計画については事業者において策定の上国に提出していただくことになります。 なお、詳細については、運営準備期間中に国と事業者で協議の上決定します。
226	要求水準書(案)	53	20	第3編-第4-2-(3)	護送用車両の運転について、運転のみであり受刑者との接触はないと考えてよいか。	貴見のとおりです。
227	要求水準書(案)	53	20	第3編-第4-2-(3)	救急車の運転者は、消防庁等の救急車両運転者が取得している「機関員」の資格取得は不要という理解でよいか。	道路交通法第85条第5項等関係法令を遵守した上で、提案によります。
228	要求水準書(案)	53	21	第3編-第4-2-(3)	24時間体制で実施する事は理解できましたが、平日の各施設用途毎の運転業務の時間帯毎の必要人数について開示願う。	要求水準書(案)の内容を履行できるよう事業者で想定の上、提案によります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
229	要求水準書(案)	53	24	第3編-第4-2-(3)	「宿泊を伴う出張業務にも対応すること。」とあるが、運転従事者の宿泊費用等は別途国で負担していただけたとの理解でよいか。	要求水準書(案)に記載のとおり、事業者負担となります。
230	要求水準書(案)	53	24	第3編-第4-2-(3)	緊急車両による緊急走行は国職員の実施でよいか。	事業者の業務となります。
231	要求水準書(案)	54	1	第3編-第4-2-(4)	整備した公用車の台数分の運転手を用意する必要があるのか(別紙4には、時間外の運転時間や宿泊を伴う自動車運転業務等のデータは記載されているが、平日の時間内の各車両の稼働率が記載されていない)。	提案によります。 なお、公用車の台数を上回る運行は求めません。
232	要求水準書(案)	54	4	第3編-第4-2-(4)	ここでいう“整備費”には、車両購入費のほか、車両の点検・整備及び維持管理に要する以下の項目を除く費用も含まれると理解してよいか。(整備工具費やオイル等消耗品等)	保険等を含め、車両を維持管理するに当たって必要なすべての費用を指します。
233	要求水準書(案)	54	4	第3編-第4-2-(4)	公用車の燃料費は、国・事業者のどちらの負担となるのか。	国の負担です。
234	要求水準書(案)	54	6	第3編-第4-2-(4)	労務費に含まれる交通費は、従事職員の通勤費を指し、公用車運転業務で必要となる護送中の交通費(燃料費、高速道路通行料金等)は含まないと理解してよいか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
235	要求水準書 (案)	54	14	第3編-第4-2-(4)	当該業務に係る光熱水費は国の負担と区分されているが、ここには、公用車の運転に係るガソリン代、高速道路代が含まれるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
236	要求水準書 (案)	54	14	第3編-第4-2-(4)	ガソリン代の負担は国でよいか。	貴見のとおりです。
237	要求水準書 (案)	55	6	第3編-第4-3-(2)	1月26日の実施方針に関する説明会にて巡回コースは運営準備期間中に決定するとの説明であったが、入札金額を決めるために巡回しなければならないコースについてご教示願う。	運営準備期間中に国と事業者で協議の上決定する予定です。
238	要求水準書 (案)	55	12	第3編-第4-3-(3)	2名1組で業務を実施しなければならない業務についてご教示願う。	2名1組で実施しなければならない業務は指定していませんが、事業者の提案により、2名1組で実施する場合について定めたものです。
239	要求水準書 (案)	55	13	第3編-第4-3-(3)	2名以上1組で業務を実施する場合は、具体的にはどのような業務を指すのか。後述の立哨や受付・巡回などで、場所や業務内容により指定があるのか。先行刑務所PFI事業では巡回業務が2名1組との指定があった。	2名1組で実施しなければならない業務は指定していませんが、事業者の提案により、2名1組で実施する場合について定めたものです。
240	要求水準書 (案)	55	13	第3編-第4-3-(3)	従事職員は施設設備の実務経験1年以上を有する者とするについて、再委託で対応することは可能かご教示願う。	再委託企業でも差し支えありません。なお、再委託に係る詳細は事業契約書案等で提示します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
241	要求水準書 (案)	56	3	第3編-第4-3-(3)	表門、地下1階・一階の車両搬入、受付付近に立哨すべき警備員とは、全て矯正医療センター（成人）庁舎内であり、国際法務総合センターの敷地境界にある門ではないとの理解で間違いはないか。	表門は庁舎外の門衛所を指します。
242	要求水準書 (案)	56	3	第3編-第4-3-(3)	表門、地下1階・一階の車両搬入、受付付近に立哨すべき警備員の配置時間は、各場所ごとに、何時から何時までの業務と想定とすればよいか。各所の運用想定とともに提示願う。	配置時間については、各場所ともに開庁時間内です。 具体的な運用は、運営準備期間中に国と事業者で協議の上、決定します。
243	要求水準書 (案)	56	3	第3編-第4-3-(3)	立哨の必要配置時間帯及びポスト数を開示願う。	配置時間については、各場所ともに開庁時間内とし、ポスト数については提案によります。
244	要求水準書 (案)	56	3	第3編-第4-3-(3)	立哨警備の時間は開庁時間と考えてよいか。	貴見のとおりです。
245	要求水準書 (案)	56	3	第3編-第4-3-(3)	立哨警備の配置ポストは、表門1ポスト、地下一階・一階の車両搬入エリア1ポスト、（庁舎）受付1ポストを開庁時間に配置するという理解でよいか。	配置ポスト数については提案によります。なお、配置時間帯については、貴見のとおりです。
246	要求水準書 (案)	56	3	第3編-第4-3-(3)	立哨警備の業務実施時間についてご教示願う。	配置時間については、各場所ともに開庁時間内です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
247	要求水準書(案)	56	4	第3編-第4-3-(3)	一般受付と、面会受付は同一の場所で行われ、従事職員も1名が兼務できるとの理解でよいか。また、その後の所持品検査、入退所管理も前述の従事職員が1名で兼務できるとの理解でよいか。	受付は経理課の東西にそれぞれ設置しているので、1名で同時に対応することは困難だと考えます。
248	要求水準書(案)	56	4	第3編-第4-3-(3)	一般受付・面会受付の対応想定件数並びに人数を提示願う。	既存施設の実績について、入札説明書の公表時に提示することを検討します。
249	要求水準書(案)	56	4	第3編-第4-3-(3)	一般受付業務の必要配置時間帯及びポスト数をご教示願う。	開庁時間内ですが、配置ポスト数については提案によります。
250	要求水準書(案)	56	5	第3編-第4-3-(3)	面会受付については、配置場所は一般受付等とは異なり、庁舎棟1Fの経理課の受付カウンターでの業務になるという認識でよいか。	一般受付と面会受付のカウンターは別になりますが、双方ともに経理課事務室内に接しております。なお、門衛所の受付は同一の場所になります。
251	要求水準書(案)	56	5	第3編-第4-3-(3)	この場合の面会受付は、会計課が主管ではないため、面会者が持参または売店にて購入した差入品の受付及び宅下品の取扱い等の業務は対象外という認識でよいか。	業務の対象となるため、要求水準書を修正する予定です。
252	要求水準書(案)	56	6	第3編-第4-3-(3)	来訪者の所持品検査に使用するX線透視装置及び金属探知機については、本事業での整備は必須であるという理解でよいか。	X線透視装置及び金属探知機は、別紙5のとおり整備は必須です。 なお、別紙5のX線透視装置については、差し入れられた物品を検査するため、領置品倉庫に設置し、国職員が使用することを想定しています。要求水準書(案)P56に所持品検査に用いる旨記載していますが、誤りですので修正します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
253	要求水準書 (案)	56	6	第3編-第4-3-(3)	来訪者の所持品検査に使用するX線透視装置の想定設置場所についてご教示願う。また、想定設置場所の面積、電源の有無についてご教示願う。	設置場所等については、国と事業者で協議の上、決定します。
254	要求水準書 (案)	56	15	第3編-第4-3-(3)	“感染予防対策として、必要に応じて外来者にマスクの着用や立入制限を求めることとする場合、・・・。”とあるが、感染予防対策の必要性の判断および本項措置の指示は、国の職員が行うものと理解してよいか。	貴見のとおりです。
255	要求水準書 (案)	56	15	第3編-第4-3-(3)	外来者に着用を促すマスクは手指消毒液等は国にて準備するののか。	貴見のとおりですが、その補充等の実施は事業者の業務となります。
256	要求水準書 (案)	56	17	第3編-第4-3-(3)	「No.3 面会受付」の業務頻度欄に開庁日との記載があることから、土曜日は面会を行わず、したがって面会受付業務はないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。なお、宿日直者による一時的な対応(処遇本部への電話連絡等)は発生します。
257	要求水準書 (案)	56	18	第3編-第4-3-(3)	面会受付の業務頻度が開庁日となっていることから、面会実施日は基本的に開庁日と同じと考えてよいか。	貴見のとおりです。なお、宿日直者による一時的な対応(処遇本部への電話連絡等)は発生します。
258	要求水準書 (案)	56	19	第3編-第4-3-(3)	面会者と被収容者の続柄を確認する方法は、面会者の申告により確認するという理解でよいか。	概ね貴見のとおりですが、業務の詳細については、運営準備期間中に国と事業者で協議の上、決定します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
259	要求水準書(案)	56	21	第3編-第4-3-(3)	被收容者への面会は、事前に予約等を行い、国側の許可を得た方のみが来庁されるとの想定でよく、予約のない面会希望者は、原則お断りするという理解でよいか。	被收容者等への面会については、原則として予約によるものではありません。
260	要求水準書(案)	56	21	第3編-第4-3-(3)	被收容者への面会を希望される方(面会者)の手荷物を一時保管する為の「専用ロッカー」は、発注者にて準備されるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
261	要求水準書(案)	56	21	第3編-第4-3-(3)	薬物の検査は、どのように行うのか。X線透過装置等の機器では、確かな検査を行えない可能性が高いとの懸念がある。専用の検査装置の設置も求めるのか。	薬物の検査につきましては、要求水準等を満たすことを前提に事業者の提案によります。
262	要求水準書(案)	56	21	第3編-第4-3-(3)	面会者の手荷物を全て専用ロッカーに一時保管とあるが、別紙5 想定調達備品の矯正医療センター(成人)には当該ロッカーの記載がない。国が調達すると理解すればよいか。	貴見のとおりです。
263	要求水準書(案)	56	22	第3編-第4-3-(3)	面会者が薬物等を所持していないか検査するための薬物探知機を整備する必要はあるか。	薬物の検査につきましては、要求水準等を満たすことを前提に事業者の提案によります。
264	要求水準書(案)	56	22	第3編-第4-3-(3)	面会者の所持品検査において、ゲート型金属探知機などで薬物の所持についても行うこととされているが、ゲート型金属探知機では薬物所持検査が出来ないことが想定されることから、現在どのような検査を実施されているかご教示願う。	薬物の検査につきましては、要求水準等を満たすことを前提に事業者の提案によります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
265	要求水準書(案)	56	25	第3編-第4-3-(3)	一般受付に際しては所持品検査は求められていないが、「来訪者の所持品検査」業務は、誰を対象とした検査か。	センターへの来訪者すべてを対象にした検査です。
266	要求水準書(案)	56	25	第3編-第4-3-(3)	来訪者の所持品検査業務の必要配置時間帯及びポスト数をご教示願う。	必要配置時間帯は開庁時間内ですが、ポスト数については提案によります。
267	要求水準書(案)	56	26	第3編-第4-3-(3)	X線透視装置、金属探知器などで手荷物検査を確実に実施しとあるが、X線透視装置、金属探知器はどのようなものを設置するのか、機種等をご教示願う。	要求水準書(案)等を満たすことを前提に事業者の提案によります。
268	要求水準書(案)	56	26	第3編-第4-3-(3)	持込制限物品の具体的な定義をご教示願う。	携帯電話等の通信機器、たばこ、ライター、刃物、銃器類等を想定しています。具体的内容については、運営準備期間中に、国と事業者間で協議の上、決定します。
269	要求水準書(案)	56	26	第3編-第4-3-(3)	来訪者の所持品検査の実施場所についてご教示願う。	具体的内容については、運営準備期間中に、国と事業者間で協議の上、決定します。
270	要求水準書(案)	56		第3編-第4-3-(3)	「一般受付」と「面会受付」は兼務可能か。	受付は経理課の東西にそれぞれ設置しているので、1名で同時に応対することは困難だと考えます。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
271	要求水準書 (案)	56		第3編-第4-3-(3)	来訪者と面会者の所持品検査はそれぞれ違う場所で行うのか。同一場所であれば、兼務可能か。	来訪者と面会者の所持品検査場所は異なることから、兼務は困難であると思料します。
272	要求水準書 (案)	57	5	第3編-第4-3-(3)	来訪者の入退所管理業務の必要配置時間帯及びポスト数をご教示願う。	必要配置時間帯は開庁時間内ですが、ポスト数については提案によります。
273	要求水準書 (案)	57	6	第3編-第4-3-(3)	通行証等は、事業者側の提案で作成するのか。	国で作成する予定です。
274	要求水準書 (案)	57	6	第3編-第4-3-(3)	構内外巡回警備に関して、巡回数の要求水準を満たせば巡回実施時間は他業務との効率的な連携を図るために、多少前後してもよいか。	業務の詳細については、運営準備期間中に国と事業者で協議の上、決定します。
275	要求水準書 (案)	57	7	第3編-第4-3-(3)	来訪者が退出するときは、本人であることを確認するとあるが、改めて身分証の提示を求めるとのことか。	方法は提案に委ねますが、本人確認を行っていただきます。
276	要求水準書 (案)	57	9	第3編-第4-3-(3)	職員の入退出管理を行う場所は一般受付と同一場所か。それとも職員通用口は別途あるか。	職員の入退所管理業務については、要求水準書から削除する予定です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
277	要求水準書 (案)	57	11	第3編-第4-3-(3)	職員の入退所管理業務の必要配置時間帯及びポスト数をご教示願う。	職員の入退所管理業務については、要求水準書から削除する予定です。
278	要求水準書 (案)	57	11	第3編-第4-3-(3)	職員の入退所管理の業務頻度が開庁日となっているが、職員は閉庁日出勤することはないと理解してよいか。	職員の入退所管理業務については、要求水準書から削除する予定です。
279	要求水準書 (案)	57	11	第3編-第4-3-(3)	職員の入退所管理の業務頻度が開庁日となっているが、本業務の実施時間は何時から何時までか。	職員の入退所管理業務については、要求水準書から削除する予定です。
280	要求水準書 (案)	57	13	第3編-第4-3-(3)	車両検査業務の必要配置時間帯及びポスト数を開示願う。	必要配置時間帯は開庁時間内ですが、ポスト数については提案によります。なお、原則として、開庁時間以外は国が対応します。
281	要求水準書 (案)	57	14	第3編-第4-3-(3)	入出門車両への車両検査の実施方法と想定検査対象対象台数をご教示願う。	業務の詳細については、運営準備期間中に国と事業者で協議の上決定する予定です。なお、想定台数についてお示しすることはできません。
282	要求水準書 (案)	57	14	第3編-第4-3-(3)	入出門車両の検査は、車両通行門（保安区域内）で実施する業務という理解でよいか。	門衛所や搬入門を通過する際に実施していただくことを想定しています。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
283	要求水準書(案)	57	23	第3編-第4-3-(3)	建物の内部巡回は要求水準外という理解でよいか。	貴見のとおりです。
284	要求水準書(案)	57	23	第3編-第4-3-(3)	構内の建物間の巡回警備には保安区域を含まないという理解でよいか。	貴見のとおりです。
285	要求水準書(案)	58	3	第3編-第4-3-(3)	児童公園内における不審者(物)、その他異常事態であるか判断に迷う際は、処遇本部に報告すれば指示・命令があるという理解でよいか。	本事業は請負による業務委託であるため、国から事業者に対して指示・命令は行いませんが、判断に迷う際も処遇本部に連絡願います。
286	要求水準書(案)	58	8	第3編-第4-3-(3)	児童公園は24時間不特定多数の方が入場できるという理解でよいか。	貴見のとおりです。
287	要求水準書(案)	58	10	第3編-第4-3-(3)	児童公園内にて不審者(物)を発見した場合、処遇本部への連絡を行う前に、所轄警察署へ速やかに通報することとされているが、即時通報が必要と判断する不審者(物)の基準をご教示願う。	主に刑法等の法令に抵触するものを想定していますが、業務の詳細については、運営準備期間中に国と事業者で協議の上、決定します。
288	要求水準書(案)	59	1	第3編-第4-3-(4)	項目に、備品等(事務机、椅子、ロッカー等)がない。警備業務に従事する従事職員も執務や更衣等に必要であるため、他業務と整合を合わせて国側の準備としてもらえないか。	原則として国が負担しますが、国の想定を越えて備品が必要であると事業者が判断した場合には、事業者負担となります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
289	要求水準書 (案)	59	1	第3編-第4-3-(4)	費用区分一覧に、執務スペースや休憩スペース等の表示がない。これらも国側より支給してもらえとの理解でよいか。	各スペースについては確保しています。
290	要求水準書 (案)	59	1	第3編-第4-3-(4)	「X線透視装置、金属探知器の整備管理費」は事業者負担となっているが、据え付け設置する場所及び台数については、図面等でお示し頂けると考えてよいか。	図面については、入札参加資格審査後に提示します。 なお、設置場所等については、国と事業者で協議の上、決定します。
291	要求水準書 (案)	59	1	第3編-第4-3-(4)	項目にないが、警備員用ロッカー、事務用机と椅子、備品収納用キャビネット等々の什器備品については、国と事業者どちらの負担か。	原則として国が負担しますが、国の想定を越えて備品が必要であると事業者が判断した場合には、事業者負担となります。
292	要求水準書 (案)	59	3	第3編-第4-3-(4)	本業務以前の各業務に係る費用の区分には“備品等（事務机、椅子、ロッカー等）”の費用負担が国と記載されているが、警備業務に従事する警備員等が使用する当該備品等の費用負担は、国、事業者のどちらになるのか。	原則として国が負担しますが、国の想定を越えて備品が必要であると事業者が判断した場合には、事業者負担となります。
293	要求水準書 (案)	60	12	第3編-第5-1-(2)	現在の各施設における献立サイクルをご教示願う。	入札説明書の公表にあわせて公表します。
294	要求水準書 (案)	60			ターミナルケア（末期患者）の食事提供に関する食料給与規程または現行の考え方をご教示願う。	入札説明書の公表にあわせて公表します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
295	要求水準書 (案)	61	1	第3編-第5-1-(3)	厨房設備を検討するための、図面等は入札時にご提示頂けるとのことだが、その際こちらの工事範囲及び工事条件も明確に示して頂けると考えてよいか。	貴見のとおりです。なお、事業者決定後速やかに、施工業者と打合せの機会を設ける予定です。
296	要求水準書 (案)	61	1	第3編-第5-1-(3)	事業者が厨房設備を設計する際は、運営上の衛生管理や安全が十分確保できるだけの面積が確保されていると考えてよいか。面積等が不十分の場合、変更等を行えるのか。	貴見のとおりです。なお、事業者決定後速やかに、施工業者と打合せの機会を設ける予定です。
297	要求水準書 (案)	61	3	第3編-第5-1-(3)	本事業の応募段階では、事業者は「要求水準書」別紙5 想定調達備品参考リストを参考に厨房設備・機器を選定するものと思料するが、当該選定に当たって本項記載の“国が提示した条件”は重要な要件となることから、当該条件は、提案審査書類提出前に提示されると理解してよいか。	貴見のとおりです。
298	要求水準書 (案)	61	11	第3編-第5-1-(3)	“リハーサル時に必要となる厨房機器・食器類についてはリハーサル開始日までに、・・・必要に応じて準備すること。”とあるが、リハーサルには国が実施するものと事業者が実施するものがある。本業務に係るリハーサルは事業者が実施するリハーサルが先行するものと思料するが、ここでいうリハーサル開始日とは、当該事業者が実施するリハーサルの開始日を指すと理解してよいか。	リハーサルの開催主体は問いませんが、貴見のとおりと思われます。
299	要求水準書 (案)	61	16	第3編-第5-1-(3)	本施設の整備は本事業とは別途、国により施設整備が行われ、「要求水準書」p3には施設完工日が平成29年2月18日と記載されている。本計画の立案に際して、事業者が整備する据え付けを要する厨房設備・機器については、施設完工日の翌日以降に据付工事が開始可能であると理解してよいか。	貴見のとおりです。
300	要求水準書 (案)	61		第3編-第5-1-(3)	厨房設備・機器等の整備、管理の「別紙5 想定調達備品 参考リスト」だが、あくまでも参考であり、今後の打合せにより機器の内容も変わるとの理解でよいか。その際に費用が増加した際については、認めて頂けるか。また、あくまでも想定調達備品だが、機器設置に関しての施工側との工事区分等をご提示頂けるか。	前段について、別紙5の規格は参考として提示したものであり、国として設備・機器等の指定は行いません。後段について、貴見のとおりです。なお、詳細については、事業者決定後速やかに、施工業者と打合せの機会を設ける予定です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
301	要求水準書(案)	62	10	第3編-第5-1-(3)	厨房設備・機器、食器類の更新業務は事業者の負担となっているが、費用の負担等については、「実施方針」別紙2が適用されると理解してよいか。	貴見のとおりです。
302	要求水準書(案)	62	23	第3編-第5-1-(3)	本項に“給食委員会”とあるが、当該委員会とはどのような組織か。	献立等の決定及び給食の衛生管理についての重要な事項を定める会議です。
303	要求水準書(案)	62	25	第3編-第5-1-(3)	「献立の作成に当たっては、必要に応じて宗教食等にも配慮すること」とあるが、1回に複数食の献立を用意する必要があるか。	被収容者等の収容状況によりあり得ます。
304	要求水準書(案)	63	17	第3編-第5-1-(3)	本項に記載の“食事せん管理システム”は、p4記載の“給食管理システム”に含まれると理解してよいか。	医療情報システムの給食システムを指します。
305	要求水準書(案)	63	26	第3編-第5-1-(3)	(矯正医療センター)現在の各施設における常食の食材費をご教示願う。	平成26年度の被収容者1人1日当たりの食料費は、組織別に以下のとおりとなります。なお、この金額には治療食や正月や祝祭日などに特別に給与する食事の経費なども含まれています。 (刑事施設545円, 少年院642円, 少年鑑別所889円)
306	要求水準書(案)	64	14	第3編-第5-1-(3)	(矯正医療センター)食事の搬送先は何箇所かご教示願う。	矯正医療センター(成人), 矯正医療センター(少年), 少年非行対策センターの3箇所です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
307	要求水準書(案)	64	23	第3編-第5-1-(3)	(矯正医療センター)少年非行対策センターの屋外配送ルートでは、雨風が防げる構造との解釈でよいか。	雨風を完全に防げる構造にはなっていません。
308	要求水準書(案)	65	7	第3編-第5-1-(3)	No. 23の業務細目に“残飯の計測、記録”とあるが、この計測、記録は給食を提供した全被収容者分を行うのではなく、医官等国の職員等から指示された被収容者のもののみで足りると理解してよいか。	全被収容者等分についてです。なお、一人一人の被収容者等について、個別に残飯の計測、記録を求めるものではありません。
309	要求水準書(案)	65	11	第3編-第5-1-(3)	「外部機関等によるより客観性の高い衛生管理体制を構築すること。」との記述があるが、ここでいう「外部機関等」とは当該業務を実施する事業者の本部スタッフにより構成された監査チームについても「外部機関」としての取扱となる認識でよいか。	含みません。あくまで外部機関のことを指すものです。
310	要求水準書(案)	66	7	第3編-第5-1-(3)	No. 30, 31において、非常食及び非常飲料を7日以上調達、用意することが求められているが、用意する非常食及び非常飲料は、医療食等の特殊な食事にも対応しなければならないのか。	原則として貴見のとおりですが、詳細は提案によります。
311	要求水準書(案)	66	7	第3編-第5-1-(3)	No. 30, 31において、非常食及び非常飲料を7日以上調達、用意することが求められているが、非常食及び非常飲料として長期保存可能な食品等(乾パン、缶詰等)を施設内で保管する場合、当該食品の保管場所は確保されているのか。	確保しています。
312	要求水準書(案)	66	9	第3編-第5-1-(3)	(矯正医療センター)非常時優先業務の内容および想定される人数をご教示願う。	状況に応じて臨機に対応することになるため、現時点においては内容や想定人数はお示しできません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
313	要求水準書 (案)	66	17	第3編-第5-1-(3)	(矯正医療センター)P及びM指標受刑者には、現状どのような食器で対応しているのかご教示願う。併せて、P及びM指標受刑者の人数もしくは想定される構成比(对患者数)をご教示願う。	前段について、別途お示しします。 後段について、現時点でセンター運営開始後のことを想定することは困難ですので、お示しできません。
314	要求水準書 (案)	66	7~9	第3編-第5-1-(3)	非常食及び非常飲料の更新回数指定はあるか。	特段の指定はありませんが、賞味期限や消費期限等から想定いただければと思います。
315	要求水準書 (案)	67	1	第3編-第5-1-(4)	「給食用機器の整備費及び更新費」が事業者側負担となっているが、病院施設管理者(施設保有者)以外が、厨房設備を保有することは可能なか。ご教示願う(他のBTO事業においては、事業者は運営に合わせ厨房設備の設計・調達を行うが、整備・保有者は病院となっていたため、法令的に何らかの縛りがあると理解していた)。	確認の上、必要があれば要求水準書に反映します。
316	要求水準書 (案)	67	3	第3編-第5-1-(4)	“食材費については被収容者数に応じて支払う実績払いとする。”とあるが、食材費の単価については、別紙6に記載の“食事の種類”別に事業者が提案するものと理解してよいか。	食事の種類にかかわらず、被収容者一人一日当たりの食材費を提案願います。
317	要求水準書 (案)	67	6	第3編-第5-1-(4)	給食用機器・備品等の初期調達費用及び更新調達費用が事業者の負担となっているが、給食業務は収容関連サービス業務であることから、「実施方針」別紙2に基づき、当該備品等は事業者の所有となり、修繕業務も含むとともに、事業期間終了時には事業者の責任と費用負担により収去し原状回復しなければならないと理解してよいか。	貴見のとおりです。
318	要求水準書 (案)	67	7	第3編-第5-1-(4)	他の業務では、備品等(事務机、椅子、ロッカー等)の費用負担は国となっているが、給食業務に従事する従事職員が使用する備品等(事務机、椅子、ロッカー等)の費用負担は、国、事業者のどちらになるのか。	原則として国が負担しますが、国の想定を越えて備品が必要であると事業者が判断した場合には、事業者負担となります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
319	要求水準書(案)	68	2	第3編-第5-2	衣類・寝具の提供業務の対象施設に「研修所」が含まれているが、要求水準書p2及びp87に記載の“研修員等に係る寝具の洗濯業務”は独立採算にてセンター外で実施することとなっている。 本項に記載の研修員等に係る衣類・寝具の提供業務では、衣類・寝具等の調達・貸与・在庫管理等（本項記載の業務項目）は本業務の範囲として行うが、洗濯業務のみ別途、独立採算にて行うものと理解してよいか。	貴見のとおりです。
320	要求水準書(案)	68	17	第3編-第5-2-(3)	類似業務の具体的な内容をご教示願う。	「衣類・寝具の提供業務」中の要求水準書(案)に明記されてある業務に類似した業務を指します。
321	要求水準書(案)	68	19	第3編-第5-2-(3)	矯正医療センターが定める院内感染マニュアル以外に業務遂行上則るべき指標があればご教示願う。	原則として、矯正医療センターが定める院内感染対策マニュアルに基づくものとします。 なお、院内感染対策マニュアルは、関係法令の改正等によって適宜見直しが行われます。
322	要求水準書(案)	69	5	第3編-第5-2-(3)	本業務の対象施設に「研修所」が含まれているが、“研修員等に係る寝具の洗濯業務”はp87の記載事項からセンター内洗濯機は用いないこととなっていることから、本業務で整備する洗濯工場機器の規模については、研修員等に提供する寝具等の洗濯を考慮しない規模で計画・整備すれば足りると理解してよいか。	貴見のとおりです。
323	要求水準書(案)	69	9	第3編-第5-2-(3)	必要な衣類の立案するとあるが、水着も含まれるか、ご教示願う。	含まれます。
324	要求水準書(案)	69	9	第3編-第5-2-(3)	被収容者等に提供する衣類のサイズを女子下着等も含め、ご教示願う。	衣類のサイズを含めた細目等については運営準備期間中に別途お示しする予定です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
325	要求水準書(案)	69	11	第3編-第5-2-(3)	当該業務に関連する諸室のレイアウト、面積等の提示はあるのか。	別途提示する予定です。
326	要求水準書(案)	69	13	第3編-第5-2-(3)	衣類・寝具の調達、管理業務のNo.5及び6において“当直及び宿日直用”とあるが、ここでいう当直及び宿日直とは職員等の当直及び宿日直者を指し、事業者の従事職員は含まないと理解してよいか。	宿日直業務を行う事業者の従事職員分も含まれます。
327	要求水準書(案)	69	16	第3編-第5-2-(3)	供給する衣類・寝具は、破れにくく、かつ、汚れにくいとあるが、縫製方法・仕様等かあれば、ご教示願う。	提案によります。
328	要求水準書(案)	69	17	第3編-第5-2-(3)	「衣類、寝具（当直及び宿日直用、矯正研修所の研修員用を含む。）の調達、貸与」の分担は民とされているが、72ページの費用区分では、ベッド・マットレスの調達費（国職員、研修員）は国の負担となっている。これは国の負担との理解でよいか。	衣類、寝具の負担は事業者の負担であり、ベッド・マットレスの調達は国の負担です。
329	要求水準書(案)	69	24	第3編-第5-2-(3)	No.6衣類、寝具の調達、貸与業務の要求水準に“国の業務遂行上必要な縫製作業等（職員制服の補修等）について、対応すること。”とあることから、国の業務上必要な職員制服も事業者が調達・貸与しなければならないのか。	白衣等を含め、国の業務上必要な職員制服については、国の負担で準備いたします。
330	要求水準書(案)	69	24	第3編-第5-2-(3)	No.6衣類、寝具の調達、貸与業務の要求水準に“国の業務遂行上必要な縫製作業等（職員制服の補修等）について、対応すること。”とあることから、国の業務上必要な職員制服も事業者が調達・貸与するものとした場合、どのような制服を調達・貸与することになるのか。（一般的な医療行為等に必要の白衣等、事業者が調達可能なものであり、刑務官の制服等、国から直接職員等に支給される制服は含まない、など）実施方針説明会で説明された、刑務官制服等の徽章や釦等の縫製は含むことは承知している。	白衣等を含め、国の業務上必要な職員制服については、国の負担で準備いたします。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
331	要求水準書 (案)	69	25	第3編-第5-2-(3)	「国の業務遂行上必要な縫製作業等(職員制服の補修等)について、対応すること。」とあるが、この作業量をご教示願う。	作業量をお示しすることは困難ですが、年間数十名程度を想定しています。
332	要求水準書 (案)	70	4	第3編-第5-2-(3)	自弁の衣類とはどのような衣類があるかご教示願う。また、混在した場合の対応について、国のルール等があればご教示願う。	前段について、「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」(少年に関する法令は改正後のものを別途提示)に示されている内容のとおりです。 後段について、作業に係る具体的な運用方法は、運営準備期間中に国と協議の上決定する予定です。
333	要求水準書 (案)	70	4	第3編-第5-2-(3)	寝具類は洗濯・乾燥又は交換により衛生を保持すること。との明記があるが周期の基準はあるか。	要求水準等を満たすことを前提に、事業者の提案によります。なお、具体的な運用基準等については、運営準備期間中に国と事業者で協議の上、決定します。
334	要求水準書 (案)	70	8	第3編-第5-2-(3)	衛生面での管理を実施することとあるが、[医(成人)、(少年)、非行セ]各施設の平均収容日数(入院日数)を、ご教示願う。	各施設の平均収容日数は、対象者によっても年によっても変動するため、明確な数値はお示しできません。
335	要求水準書 (案)	70	8	第3編-第5-2-(3)	衛生面での管理を実施することとあるが、手術時に使用する衣類等の洗濯は明記されていないが、衣類・寝具の提供業務で実施しないとの、理解でよいか。	【医(成人)、医(少年)、非行セのみ】以下に記載のとおり、業務に含まれます。
336	要求水準書 (案)	70	9	第3編-第5-2-(3)	下着類、シーツ・枕カバー、マットレス・布団以外に想定される洗濯取扱リネンについて、具体的名称・種別をご教示願う。(参考2の給貸与物品一覧に記載の「衣類・寝具の提供業務」該当リネン類が対象となるか。)	参考2に記載のとおりです。なお、研修員分は国職員の項目を御参照ください。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
337	要求水準書(案)	70	9	第3編-第5-2-(3)	洗濯取扱リネンについて、想定洗濯数量もしくは現施設における洗濯実績等のデータについてご教示願えるか。	業務量については、各施設の収容定員等から想定いただければと思います。
338	要求水準書(案)	70	9	第3編-第5-2-(3)	洗濯対象リネンのうち、洗濯実施後の供給時において、事業者側の業務として被収容者別の仕分けが必要なリネン類についてご教示願う。	要求水準等を満たすことを前提に、事業者の提案によります。なお、具体的な運用基準等については、運営準備期間中に国と事業者で協議の上、決定します。
339	要求水準書(案)	70	10	第3編-第5-2-(3)	洗濯の頻度等は記載されているが、コストを積算するためには病院の運用データ（患者数・病床稼働率・在院日数等）が必要になる。入札資料公表時に必要なデータ等をご提示して頂けると考えてよいか。	現時点ではお答えすることはできませんが、被収容者数については、収容開始後、漸次収容者数を増加させていく予定です。
340	要求水準書(案)	70	10	第3編-第5-2-(3)	衛生面に対する国の基準があるのか。	医療関連サービス振興会の「寝具類洗濯業務」に関する認定基準及び矯正医療センターが定める院内感染マニュアルの遵守を求めます。
341	要求水準書(案)	70	10	第3編-第5-2-(3)	マットレス・布団の消毒・乾燥とあるが、施設内での実施と理解してよいか。	貴見のとおりです。
342	要求水準書(案)	70	11	第3編-第5-2-(3)	入札価格算出及び洗濯機器調達数量検討に当たり、 ①事業者が調達すべき対象施設ごとの寝具の各品目、対象ベッド数 ②事業者が調達すべき対象施設及び国職員の職種ごとの衣類の各品目、貸与対象者数 ③衣類のうち下着に該当する品目及びそれ以外の品目 ④上記①、②の各品目ごとの年間想定洗濯枚数と交換回数の条件 をご教示願う。	いずれも、各施設の収容定員、参考2「給貸与物品一覧」、要求水準内容等から御検討いただければと思います。 なお、②について、白衣等を含め、国の業務上必要な職員制服については、国の負担で準備いたします。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
343	要求水準書(案)	70	12	第3編-第5-2-(3)	No.10洗濯業務の一環として、「マットレス・布団は消毒・乾燥を行うこと。」と記載されているが、(4)費用の区分において「ベッド・マットレスの保守管理費(国職員、研修員)」は国の負担となっていることから、マットレス(国職員、研修員)の消毒・乾燥は本業務には含まれないと理解してよいか。	事業者の業務に含まれます。P70の「費用の区分」は誤りですので、修正します。
344	要求水準書(案)	70	12	第3編-第5-2-(3)	入札価格算出に当たり、マットレスの準備本数及び消毒・乾燥の頻度、実施場所をご教示願う。	いずれも、各施設の収容定員、要求水準内容等から御検討いただければと思いますが、日干しとした場合の実施場所については、別途国と協議の上決定する予定です。
345	要求水準書(案)	70	20	第3編-第5-2-(3)	供給先である各施設の指定場所や搬送距離、指定場所の寝具類等のストックヤードの広さなどをご教示願う。図面による説明等は無いのか。	入札参加資格審査後に開示する予定です。
346	要求水準書(案)	71	4	第3編-第5-2-(3)	雑貨・日常必需品の給貸与業務は、p68の業務概要では衣類・寝具の提供業務の一部となっているが、No.15の記載では国の分担となっていることから、本事業における事業者の業務範囲には含まれないと理解してよいか。	調達については、参考2のとおり、事業者が調達する部分もありますので、要求水準書を修正します。
347	要求水準書(案)	71	4	第3編-第5-2-(3)	収容生活に必要な雑貨・日常必需品の調達、保管管理、貸与の業務は国側だが、民間業者は、指定場所までの搬送業務と理解してよいか。	調達については、参考2のとおり、事業者が調達する部分もありますので、要求水準書を修正します。
348	要求水準書(案)	72	1	第3編-第5-2-(4)	衣類・寝具の提供業務のサービス対価は固定費で支払われると考えてよいか(通常従量制により支払われるケースが多いため、ご確認まで。)	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
349	要求水準書 (案)	72	4	第3編-第5-2-(4)	ベッド及びマットレスについて、「別紙5 想定調達品 参考リスト」に該当する部分をご教示願う。該当部分が無い場合は各施設ごとに調達品目・数量をご教示願う。	被收容者等用のベッド及びマットレスについては、別紙5の「医療用ベッド」及び「ベッド」が該当します。当該ベッドにマットレスが含まれています。
350	要求水準書 (案)	72	4	第3編-第5-2-(4)	洗濯機器の整備において、一次側工事は国の費用負担で整備されるという理解でよいか。	工事区分については入札参加資格審査後に提示します。なお、詳細については、事業者決定後速やかに、施工業者と打合せの機会を設ける予定です。
351	要求水準書 (案)	72	6	第3編-第5-2-(4)	ベッド・マットレス（国職員、研修員）に係る調達費・更新費・保守管理費の負担区分が国となっているが、(3)の要求水準表では衣類・寝具（当直及び宿日直用、矯正研修所の研修職員用を含む。）の調達・管理業務が事業者分担業務となっている。 ベッド・マットレス（国職員、研修員）は、事業者が調達・管理する衣類・寝具には含まれないと理解してよいか。（寝具としては、布団・シーツ・枕・枕カバーのみが事業者の負担との理解である。）	貴見のとおりです。
352	要求水準書 (案)	72	7	第3編-第5-2-(4)	衣類・寝具類の調達費について「参考2 給貸与物品一覧」の該当業務列に「衣類・寝具の提供業務」と記載のある物品が事業者調達の対象となるという理解でよいか。また、貸与する被收容者数や男女の構成をご教示願う。男女共通で薬用できる衣類の採用可否もご教示願う。	前段について、貴見のとおりです。中段について、被收容者数は現時点ではお示しできません。後段について、提案によります。
353	要求水準書 (案)	72	7	第3編-第5-2-(4)	衣類・寝具類の調達費について被收容者以外に必要な寝具類（当直室、仮眠室で使用する寝具など）について、対象施設ごとに必要な寝具の品目、数量をご教示願う。	現時点の想定について、入札公告時に提示する予定です。
354	要求水準書 (案)	72	8	第3編-第5-2-(4)	雑具・日常必需品の調達費について「参考2 給貸与物品一覧」の該当業務列に「衣類・寝具の提供業務」と記載のある物品が事業者調達の対象となるという理解でよいか。また、貸与する被收容者数や男女の構成をご教示願う。	前段について、貴見のとおりです。後段について、被收容者数は現時点ではお示しできません。なお、収容定員の男女比については、入札公告時に提示します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
355	要求水準書 (案)	72	25	第3編-第5-2-(4)	他の業務では、備品等（事務机、椅子、ロッカー等）の費用負担は国となっているが、衣類・寝具の提供業務に従事する従事職員が使用する備品等（事務机、椅子、ロッカー等）の費用負担は、国、事業者のどちらになるのか。	原則として国が負担しますが、国の想定を越えて備品が必要であると事業者が判断した場合には、事業者負担となります。
356	要求水準書 (案)	73	4	第3編-第5-3-(1)	「事業者は、各対象施設の定期清掃並びに被収容者等の収容区域以外のすべての敷地内の日常清掃を実施」とあるが、定期清掃及び日常清掃の作業範囲を平面図への色分けなどで明確にしていけるか。	図面については、入札参加資格審査後に開示する予定です。
357	要求水準書 (案)	73	4	第3編-第5-3-(1)	本項記載の「被収容者等の収容区域」とは、「医（成人）」、「医（少年）」、「非行セ」の建物を指すのか。それとも、被収容者の収容室（居室）を指すのか。	被収容者が収容されている建物全体ではなく、被収容者等の居室や居室の外の廊下を含むいわゆる生活区域等を指します。
358	要求水準書 (案)	73	4	第3編-第5-3-(1)	「事業者は、各対象施設の定期清掃並びに被収容者等の収容区域以外のすべての敷地内の日常清掃を実施する」とあることから、定期清掃は、被収容者等の収容区域も含めて実施すると理解してよいか。	別紙7のとおりです。
359	要求水準書 (案)	73	26	第3編-第5-3-(3)	術間・術後の手術室清掃は国の職員が行うという理解でよいか。	別紙7のとおり手術室清掃は事業者が実施する業務ですが、業務の詳細については、運営準備期間中に国と事業者で協議の上、決定します。
360	要求水準書 (案)	74	17	第3編-第5-3-(3)	No.5において“人体に有害な薬品等は厳重に管理（実施方針説明会では、施錠管理を要求）するとともに、被収容者等が立ち入る区域には補完しないこと。”とあるが、本施設の整備において、当該保管庫等の保管施設は整備されているものと理解してよいか。	保管スペースについては、国と事業者とで協議の上、決定しますが、保管庫については事業者において整備していただきます。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
361	要求水準書 (案)	74	21	第3編-第5-3-(3)	「上記以外の箇所の日常清掃は国が別途委託する企業が行う。」とあるが、国が事業者以外の民間企業に委託する業務範囲と、別途委託する意図をご教示願う。	別紙7で示した業務範囲以外の部分です。
362	要求水準書 (案)	75	6	第3編-第5-3-(3)	「アジ研」研修員等に係る寝具等の洗濯業務は独立採算業務であることから、本業務で実施するベッドメイキングは寝具等の整理整頓を意味し、清潔な洗濯終了品との交換は含まないとの理解でよいか。（研修員等が寝具等の洗濯・交換を依頼した場合を除く。）	貴見のとおりです。
363	要求水準書 (案)	75	9	第3編-第5-3-(3)	No.7定期清掃の要求水準にガラス清掃が含まれるが、定期清掃では建物内部からの清掃を指し、特別清掃のガラス清掃にて建物外部からの清掃を行うものと理解してよいか。	貴見のとおりです。
364	要求水準書 (案)	75	10	第3編-第5-3-(3)	特別清掃（ガラス清掃・外壁清掃、空調吹出し・照明機器等の清掃）の面積あるいは数量をご教示願う。 また、被収容者の在室するエリアの作業（吹出し口清掃、照明機器清掃・管球交換等）は除外されるとの理解でよいか。	前段について、入札公告時に必要な情報を提示する予定です。 後段について、除外されません。被収容者等を事業者が極力接触しないよう配慮した上で、国職員が立会して実施することを想定しています。
365	要求水準書 (案)	75	13	第3編-第5-3-(3)	No.特別清掃の要求水準に“風速・風量間機会数測定”とあるが、“風速・風量換気回数測定”の間違いではないか。	貴見のとおりです。
366	要求水準書 (案)	75	21	第3編-第5-3-(3)	芝生の面積、植栽の樹種、高さ、数量をご教示願う。	センター所在地の自治体との調整等もあることから、現時点では未定ですので、運営準備期間中にお示しする予定です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
367	要求水準書(案)	76	3	第3編-第5-3-(3)	No. 12, 14の要求水準に“保安区域”とあるが、保安区域とはどの部分(施設)を指すのか。	被収容者等が収容され、日常生活を送る区域のことを指します。
368	要求水準書(案)	76	9	第3編-第5-3-(3)	【非行セ、研修所、公安研、アジ研、職員宿舎】の環境測定ポイント数、【医(成人)、医(少年)】の環境測定ポイント数をご教示願う。 また、【医(成人)、医(少年)】の環境測定時に被収容者とは接しないとの理解でよいのか。	前段について、運営準備期間中に国と事業者で協議の上、決定します。後段について、貴見のとおりです。
369	要求水準書(案)	76	17	第3編-第5-3-(3)	国の職員等の業務上の行為や被収容者の行為により発生した廃棄物の1次的分別は、法令等に従い、国の責任において分別されると理解してよいのか。	貴見のとおりです。
370	要求水準書(案)	78	5	第3編-第5-3-(4)	他の業務では、備品等(事務机、椅子、ロッカー等)の費用負担は国となっているが、清掃・環境整備業務に従事する従事職員が使用する備品等(事務机、椅子、ロッカー等)の費用負担は、国、事業者のどちらになるのか。	原則として国が負担しますが、国の想定を越えて備品が必要であると事業者が判断した場合には、事業者負担となります。
371	要求水準書(案)	79	3	第3編-第5-4-(1)	理容等の業務に関し、先行PFI施設と同様に、施設所在地に籍を置く理容生活衛生同業組合等に業務を委託することは可能か。	貴見のとおりです。
372	要求水準書(案)	79	9	第3編-第5-4-(2)	調髪の実施場所は理容室のような場所があり、そこで実施するという理解でよいのか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
373	要求水準書 (案)	79	11	第3編-第5-4-(3)	調髪を実施する担当者においては、理美容師免許の資格は不要であるという認識でよいか。	理容師法のほか、関係法令の遵守を求めます。
374	要求水準書 (案)	80	7	第3編-第5-4-(3)	現施設において、調髪担当者が1時間あたりに調髪可能な人数をご教示願う。 ※原型刈り・洗髪まで含む。	担当者の技量によって調髪に掛かる時間は異なるため、御質問内容については回答しかねます。 なお、被収容者等の髪型については、関係法令等(被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令等)に従うものとします。
375	要求水準書 (案)	80	8	第3編-第5-4-(3)	「シャンプー等利用消耗品の調達」、とあるので、調髪後はシャンプー等にて洗髪を実施する必要がある、という理解でよいか。	貴見のとおりです。
376	要求水準書 (案)	80	8	第3編-第5-4-(3)	各理髪室には、洗髪用の設備(温水の出る洗髪台・シャワーなど)を事業者が調達する理容椅子と同数設置していただけないかという理解でよいか。	貴見のとおりです。
377	要求水準書 (案)	80	12	第3編-第5-4-(3)	別紙5 想定調達備品参考リストによると、各施設・フロアごとに理容室が整備され、本業務は当該理容室にて実施するものと思料するが、寝たきりの患者等、理容室に足を運べない被収容者等に対して、居室へ出向く出張理容はあるか。	原則として、理容室に搬送して実施することを想定しています。
378	要求水準書 (案)	80	12	第3編-第5-4-(3)	調髪の頻度として“1カ月に1回以上”と要求されているが、どの理容室で何人の対象者をどのような日程で調髪するかは、事業者の提案によるものと理解してよいか。(理容師の配置人員、シフト計画の立案上の留意点はあるか。)	要求水準等を満たすことを前提に基本的には事業者の提案に寄ります。なお、業務の詳細については、運営準備期間中に、国と事業者で協議の上、決定します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
379	要求水準書 (案)	80	12	第3編-第5-4-(3)	「被收容者等に対し、1ヶ月に1回以上調髪を行うことを想定している」とあるが、具体的な業務日数はあるか(何日以上)?	要求水準等を満たすことを前提に基本的には事業者の提案に寄ります。なお、業務の詳細については、運営準備期間中に、国と事業者で協議の上、決定します。
380	要求水準書 (案)	81	5	第3編-第5-4-(4)	理容設備(椅子)の初期調達費用は事業者の負担となっているが、別紙5を見ると各理容室に“椅子(被收容者用)”の記載がある。また、理容設備には鏡台や洗髪設備などの建具・備品が必要と思考する。これらの設備・備品等は国、事業者のどちらが整備し、費用負担はどちらになるのか。	各理容室内の備え付け備品は国で、別紙5に明記した備品等は事業者で、それぞれ整備することになります。
381	要求水準書 (案)	81	7	第3編-第5-4-(4)	理容設備(椅子)の初期調達費用は事業者の負担となっているが、更新費は国、事業者のどちらになるのか。	事業者の負担となります。
382	要求水準書 (案)	82	4	第3編-第5-5-(1)	各職員食堂の利用対象者(内訳)と利用見込み人数(出勤人数)をご教示願う。もしくは利用対象施設および当該施設在館(出勤)人数をご教示願う。	現施設の実績については参考4を参照願います。なお、本事業に係る矯正医療センター(成人)内食堂については、概ね同所勤務職員のみを使用となりますが、矯正研修所内食堂については、他の施設からの利用も可能とする予定です。
383	要求水準書 (案)	82	4	第3編-第5-5-(1)	各職員食堂・弁当で想定される利用方法(予約制など)および徴収(清算)方法についてご教示願う。	提案によります。
384	要求水準書 (案)	82	4	第3編-第5-5-(1)	医師の食事も職員食堂(矯正医療センター(成人))でよいのか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
385	要求水準書 (案)	82	4	第3編-第5-5-(1)	研修生の食堂利用は全員注文方式（予約制）と解釈でよいか。その場合、何日前に人数を把握することが可能か。また、キャンセルに関する規定があればご教示願う。	提案によります。
386	要求水準書 (案)	82	4	第3編-第5-5-(1)	職員食堂は、「医（成人）」と「研修所」の2カ所に設けられ、厨房はそれぞれの食堂に隣接して設けられると理解してよいか。	貴見のとおりです。
387	要求水準書 (案)	82	4	第3編-第5-5-(1)	「医（成人）」と「研修所」の各食堂で、長時間離席できない職員等のために、弁当を販売することは可能か。（配達ではなく、売店方式）	提案によります。
388	要求水準書 (案)	82	5	第3編-第5-5-(1)	各職員食堂に整備される厨房の生産能力（面積）と食堂規模（座席数）をご教示願う。また、食堂レイアウトは国側で行われるのか。	前段部について、入札公告時に提示いたします。後段部については提案によります。
389	要求水準書 (案)	82	18	第3編-第5-5-(3)	医師・職員の定例会議等で弁当の昼食出前対応はあるのか。	国と事業者で協議の上、決定します。
390	要求水準書 (案)	82	18	第3編-第5-5-(3)	「職員の懇親会等が開催される場合には、通常メニュー以外の食事の注文に応じ提供すること」とあるが、酒類の販売は可能か。	可能です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
391	要求水準書 (案)	82	18	第3編-第5-5-(3)	職員の懇親会等が開催される場合、別メニューの食事注文対応を行うこととされているが、平日の営業時間が必須であり、土日祝日は任意という理解でよいか。	概ね貴見のとおりですが、詳細は運営準備期間中に、国と事業者で協議の上、決定します。
392	要求水準書 (案)	82	22	第3編-第5-5-(3)	来訪者の利用も可能か。可能であれば、予測人数を開示願う。	利用は可能ですが、人数については想定していません。
393	要求水準書 (案)	84	3	第3編-第5-5-(3)	厨房設備を検討するための、図面等は入札時にご提示頂けるとのことだが、その際こちらの工事範囲及び工事条件も明確に示して頂けると考えてよいか。	概ね貴見のとおりですが、詳細については事業者決定後速やかに、施工業者と打合せの機会を設ける予定です。
394	要求水準書 (案)	84	20	第3編-第5-5-(3)	“利用しやすい料金”とあるが、現行（他施設含め）の設定価格をご教示願う。	参考4を御参照願います。
395	要求水準書 (案)	85	6	第3編-第5-5-(3)	自動販売機の業者選定等については、民間事業者の提案によって決定してよいか。	貴見のとおりですが、自動販売機の販売種目等については国職員の要望も聴取いただきたいと思います。
396	要求水準書 (案)	86	1	第3編-第5-5-(4)	独立採算業務として採算性を算出するために必要なデータ（食数等）については、入札説明書にてご提示して頂けると考えてよいか。	参考4を御参照願います。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
397	要求水準書(案)	86	2	第3編-第5-5-(4)	事業者の負担費用に水光熱費は含まれるのか。含まれる場合、対象範囲をご教示願う。併せて国有財産使用料(もしくは対象面積)をご教示願う。	前段部について、本業務に係る部分のみ事業者負担となります。後段について、国有財産使用料(単価や算定式を含む)は、建物完成時の地価等を考慮して設定するので、現時点では提示できませんが、面積は入札公告時に提示します。
398	要求水準書(案)	86	5	第3編-第5-5-(4)	“職員食堂における机・椅子は国が整備する。”とあるが、別紙5 想定調達備品参考リストに食堂の記載があり、食堂用机・椅子の記載がある。別紙5記載の食堂は本業務の食堂を指すのではなく、食堂用机・椅子は事業者が調達するものの、職員食堂用机・椅子は、国が本事業とは別途調達・整備するものと理解してよいか。	貴見のとおりです。
399	要求水準書(案)	87	1	第3編-第5-6-(1)	研修員等の衣類は事業者が調達するのか。調達する場合、対象施設ごとの想定洗濯数量をご教示願う。	研修員について、事業者が調達するのは寝具のみです。
400	要求水準書(案)	87	2	第3編-第5-6-(1)	対象施設に「研修所」が含まれるが、p68の2.衣類・寝具の提供業務にも「研修所」が含まれる。「研修所」に係る洗濯業務は、研修員等に係る洗濯業務は本業務<独立採算業務>で行い、研修員を除く職員(当直者等)に係る洗濯業務は、2.衣類・寝具の提供業務にて実施するものと理解してよいか。	貴見のとおりです。
401	要求水準書(案)	87	12	第3編-第5-6-(3)	国が指定する単価について公表時期をご教示願う。また、利用料金は個人との契約に基づき各職員に対して請求するのか。	前段については、入札公告時に提示します。後段について、業務の詳細に係る事項ですので、運営準備期間中に国と事業者で協議の上、決定します。
402	要求水準書(案)	88	3	第3編-第5-6-(3)	No.1及びNo.4に“洗濯対象”とあるが、ここでいう“洗濯対象”とは、衣類・寝具等の種類を指すのか。それとも、洗濯を依頼する職員等の種類(常駐職員、研修員の別など)を指すのか。	衣類・寝具等の種類を指します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
403	要求水準書 (案)	88	3	第3編-第5-6-(3)	対象施設である寝具・衣類は国の負担により調達し、事業者は洗濯のみを行うという理解でよいか。事業者負担により寝具・衣類を調達する場合、対象施設ごとに必要な寝具・衣類の品目、数量をご教示願う。	前段については、寝具及び白衣等について事業者が調達を行い、洗濯も行っていただきます。後段部については、参考2及び各研修施設の研修定員等を御参照願います。
404	要求水準書 (案)	88	6	第3編-第5-6-(3)	No. 3及びNo. 6に利用料金の請求頻度が毎月とあるが、研修員の在所期間は月単位とは限らないと思考する。研修員に係る洗濯利用料金の請求は、研修終了日に一括あるいは月をまたぐ在所者については月末毎に請求するものと理解してよいか。	業務の詳細に係る事項ですので、運営準備期間中に国と事業者で協議の上、決定します。
405	要求水準書 (案)	88	1, 2, 3, 4, 5, 6	第3編-第5-6-(3)	独立採算業務として採算性を算出するために必要なデータ（洗濯枚数）については、入札説明書にてご提示して頂けると考えてよいか。	各研修施設の研修定員等を御参照願います。
406	要求水準書 (案)	88	1, 2, 3, 4, 5, 6	第3編-第5-6-(3)	本業務は原則施設外の洗濯工場で実施すると考えてよいか（衣類・寝具の提供業務で使用している院内機器等は使用することは出来ない）。	貴見のとおりです。
407	要求水準書 (案)	88	6・9	第3編-第5-6-(3)	業務頻度が毎月とされているが、これは、事業者が毎月、個々の利用者ではなく国に請求し、お支払いいただくとの理解でよいか。	業務の詳細に係る事項ですので、運営準備期間中に国と事業者で協議の上、決定します。
408	要求水準書 (案)	89	10	第3編-第6-1-(2)	医療情報システムの導入、運用・保守、更新とあるが、ネットワークインフラの構築は業務に含まれないという理解でよいか。その場合、ネットワーク仕様を事業者の要求仕様に合わせて国が構築するというでよいか。	前段について、貴見のとおりです。後段部については、事業者決定後速やかに、施工業者と打合せの機会を設ける予定です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
409	要求水準書(案)	90	1	第3編-第6-1-(4)	サーバ室への機器設置に伴う電源及び空調設備工事、及び、端末及び周辺機器設置に伴う電源工事については本事業の対象外ということによいか。	貴見のとおりです。
410	要求水準書(案)	91	1	第3編-第6-2-(1)	手術や処置に使用する鋼製小物・器具・器械類については、国側にて整備・調達する方針との理解によいか。	P102に記載のとおり、医療品、診療材料、消耗品については国において調達します。
411	要求水準書(案)	91	5	第3編-第6-2-(1)	“なお、矯正医療センター（仮称）内の医療機器等の運用は、・・・”とあることから、本業務の対象施設は、「医（成人）」と「医（少年）」であると理解してよいか。	少年非行対策センターでの医療機器の使用も想定されるため、要求水準書を修正します。
412	要求水準書(案)	91	5	第3編-第6-2-(1)	“なお、矯正医療センター（仮称）内の医療機器等の運用は、中央管理による病棟における貸出管理を中心とした運用を原則とする。”とあることから、当該医療機器は、病棟等で国が被收容者等に対して継続使用しているもの及び建物に固定して設置するものを除いて、すべて日々の使用後に事業者の中央管理室（そのような室が確保されているのか。）等に返却され、翌日の使用に支障がないように滅菌・消毒等の保守を行うものと理解してよいか。	貴見のとおりです。
413	要求水準書(案)	91	5	第3編-第6-2-(1)	“なお、矯正医療センター（仮称）内の医療機器等の運用は、中央管理による病棟における貸出管理を中心とした運用を原則とする。”とあるが、当該医療機器を中央管理するための中央管理室等は当該施設内に確保されているのか。	確保されています。
414	要求水準書(案)	92	1	第3編-第6-2-(3)	入札時においては、医療機器参考リストにある全ての医療機器について見積もりを行い、指定医療機器決定と事業者の調達する医療機器が明確化された後、入札時に提出した各医療機器単価に基づき事業者が調達すると考えてよいか。	提案等に基づき、運営開始1年半前までに、全ての医療機器等について、調達予定の医療機器リストを作成し、調達前に矯正医療センターの承諾を得て頂きます(P92)が、それ以外の部分については国からの指定はありません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
415	要求水準書(案)	92	4	第3編-第6-2-(3)	“レイアウト図では、指定医療機器と事業者の調達機器を明確に区分けし、医療機器等リストと整合・連動を保つこと。”とあるが、指定医療機器や国が事業者とは別に新規調達する医療機器のリスト・規格等は、いつごろ開示されるのか。	運営準備期間中に提示いたします。
416	要求水準書(案)	92	6	第3編-第6-2-(3)	医療機器リストのフォーマットは、自社基準のものでよいか。	運営準備期間中に、国と事業者との協議で決定します。
417	要求水準書(案)	92	9	第3編-第6-2-(3)	選定理由書(案)および仕様書(案)のフォームは指定か。	指定はありません。
418	要求水準書(案)	92	15	第3編-第6-2-(3)	運営開始1年前までに承諾されなかった場合の対処をご教示願う。 また、承諾後に機器のモデルチェンジ等による増減額については、協議対象となるか。	前段については、承諾できるよう国と事業者で協議を行う予定です。 後段部については、事業契約書案に規定する予定です。
419	要求水準書(案)	92	17	第3編-第6-2-(3)	運営開始6か月前までに、搬入設置が必要か。	運営リハーサル、国職員への説明を3か月前までとしているため必要ですが、レイアウトの微修正等についてはその後も国と事業者で協議が行われるものと考えています。
420	要求水準書(案)	92	18	第3編-第6-2-(3)	運営開始6か月前までに搬入設置・検収を終了させ、国へ所有権移転する認識でよいか。 建築工事の状況などにより設置ができない場合の対処をご教示願う。 また、建築工事が完了していない(国に引渡されていない)状況の搬入が必要な場合、共益費(電気・設備使用料等)は発生するか。	前段について、貴見のとおりです。 中段・後段について、建設工事の遅延等により、本事業の開始が遅延したり、運営準備支援業務に支障をきたすような場合の取扱いについては、事業契約書案に規定する予定です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
421	要求水準書(案)	92	25	第3編-第6-2-(3)	機器の設置は、運営開始6か月前までに設置ではないか。	貴見のとおりです。
422	要求水準書(案)	93	3	第3編-第6-2-(3)	フルメンテナンスおよび最新版に更新すべきソフトウェアについて、全ての医療機器を対象とすることは効率的ではないと考える。そこで、事業契約時に国と事業者で対象範囲を取り決めることは可能か。	対象は全ての医療機器を対象にしますが、最新版に更新する頻度については、最新版が提供されて速やかに実施する場合、一定の期間ごとに更新する場合等が考えられ、提案によります。
423	要求水準書(案)	93	5	第3編-第6-2-(3)	「医療機器等の保守点検業務においては、業務の特殊性により、原則として機器がどのように貸出・保守されたかの履歴管理を中心とした管理を行うこと」との記載がある。事業者が当該対象機器の修理・点検を行うのではなく、国の臨床工学技士（もしくは医療機器メーカー）が修理・点検の実施を行い、事業者はこれらの修理・点検等保守の記録及び貸出管理をその業務とするとの理解でよいか。	要求水準書(案)に記載のとおり、医療機器等の保守管理・修理は事業者の業務となりますので、記録及び貸出管理のみが業務範囲ではありません。
424	要求水準書(案)	93	5	第3編-第6-2-(3)	「医療機器等の保守点検業務においては、業務の特殊性により～」とあるが、ここで意図する業務の特殊性についてご教示願う。	医療機器等については、安全確保等、特に最新の注意を必要とするためです。
425	要求水準書(案)	93	7	第3編-第6-2-(3)	「故障発生時の一次対応」は事業者が想定するべきと考えるが、治療中に突然機器が壊れた場合など医療行為の中での緊急時即時対応は、臨床業務に近いことから病院側の範囲と理解してよいか。	医療機器等の維持管理業務は事業者の業務範囲ですので、原則として、故障発生時の一次対応については状況を問わず、事業者に対応していただくことになります。
426	要求水準書(案)	93	16	第3編-第6-2-(3)	指定のシステムへの入力作業、もしくは指定フォームでの紙提供か。	備品・消耗品管理システムへの入力を指します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
427	要求水準書 (案)	93	16	第3編-第6-2-(3)	物品管理法に基づく台帳記入・管理の理解でよいか。すべての医療機器には医療機器以外の車椅子、歩行器、杖等も含まれるのか。	前段について、貴見のとおりです。 後段について、車いすについては別紙No5に記載されており、ここでいう医療機器には入りませんが、歩行器等については別紙10に記載されており、医療機器に含まれます。
428	要求水準書 (案)	93	18	第3編-第6-2-(3)	貸出する医療機器について、想定されている機器をご示し頂けるか。	業務の詳細に係る事項ですので、運営準備期間中に国と事業者で協議の上、決定します。
429	要求水準書 (案)	93	18	第3編-第6-2-(3)	事業者は医療行為と直接関わりのない範疇での業務と理解してよいか。	人工透析業務を除き、貴見のとおりです。
430	要求水準書 (案)	93	18	第3編-第6-2-(3)	人工呼吸器のような生命維持管理装置の場合、患者に装着中の動作チェックは一連の医療行為の延長であるため、病院職員の業務範囲との理解でよいか。	貴見のとおりですが、国からの情報提供を受けて、データ蓄積は事業者に行っていただくこととなります。
431	要求水準書 (案)	94	3	第3編-第6-2-(3)	全ての医療機器とは、国が独自で調達した機器も対象という認識でよいか。	貴見のとおりです。
432	要求水準書 (案)	94	4	第3編-第6-2-(3)	“なお、更新計画案の作成はすべての医療機器を対象とする。”とあるが、指定医療機器の移転元施設での保守管理記録等は、事前に開示されると理解してよいか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
433	要求水準書 (案)	94	6	第3編-第6-2-(3)	“国が決定した更新計画に基づき、医療機器等の更新・保守管理を行うこと。”とあるが、事業者が分担する医療機器等の更新・保守管理の対象は、事業者が調達・整備した医療機器等のみであると理解してよいか。	貴見のとおりです。
434	要求水準書 (案)	95	1	第3編-第6-2-(4)	医療機器等の更新費には、指定医療機器の更新は含まないと考えてよいか。	貴見のとおりです。
435	要求水準書 (案)	95	4	第3編-第6-2-(4)	X線室の壁・扉の防護等の費用区分は、国（建築設備に含まれる）という解釈でよいか教示願う。	貴見のとおりです。
436	要求水準書 (案)	95	4	第3編-第6-2-(4)	p91-(3)に“なお、保守管理の対象は事業者が初期調達及び更新した医療機器等とする。”とあることから、本表における「医療機器等」とは、事業者が初期調達及び更新した医療機器等を指すと理解してよいか。（指定医療機器や国が事業者とは別途調達する医療機器等の整備・更新・保守管理費用は、国の負担との理解である。）	貴見のとおりです。
437	要求水準書 (案)	95	4	第3編-第6-2-(4)	指定医療機器及び国が事業者とは別途調達した医療機器等の搬入・設置費及び更新費の費用負担は、当然に国の負担であると理解してよいか。	貴見のとおりです。
438	要求水準書 (案)	95	7	第3編-第6-2-(4)	印字用紙、電池、ランプ等の消耗品も交換部品に含まれるという解釈でよいかご教示願う。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
439	要求水準書(案)	95	11	第3編-第6-2-(4)	メス、ペアン、鋼製鏡等の器械・鋼製小物等の(高額でない)更新費用は「医療器具の滅菌及び消毒業務」とどちらの費用負担となるのか。	P102に記載のとおり、医療品、診療材料、消耗品については国において調達します。
440	要求水準書(案)	95	11	第3編-第6-2-(4)	「医療器具の滅菌及び消毒業務」は病院内全ての滅菌装置について点検保守を実施すると理解してよいか。	貴見のとおりです。
441	要求水準書(案)	95	22	第3編-第6-2-(4)	項目の「更新調達費用」と「その他経費」の両方に「医療機器等の更新費」が記載されているが、各々別の「医療機器等」を指すのか。	同じ医療機器等を指すため、修正します。
442	要求水準書(案)	95	24	第3編-第6-2-(4)	医療機器導入時の行政機関への申請費用なども含むか。	含みます。
443	要求水準書(案)	96	2	第3編-第6-3-(1)	対象施設に「非行セ」と記載されていることから、少年非行対策センター内でも、本業務を実施するものと理解してよいか。	医療器具の滅菌・消毒は、回収の上、矯正医療センターで実施することを想定しています。
444	要求水準書(案)	96	10	第3編-第6-3-(2)	医療器具には、日常の処置・手術等で使用する医療廃棄物を含むという解釈でよいか教示願う。	貴見のとおりです。 ただし、ここでいう医療器具の廃棄とは、破損品等の廃棄を意味しており、感染性廃棄物についてはP76の廃棄物の回収・管理に従います。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
445	要求水準書(案)	96	14	第3編-第6-3-(3)	“医療上の必要に応じた適切な滅菌又は消毒を集約的に実施すること。”とあり、要求水準表No. 6に「中央材料室」と記載されていることから、事業者が滅菌及び消毒業務を行う室は、「中央材料室」内か当該室に近接して確保されている(別紙10記載の「洗浄室」が相当)と理解してよいか。	貴見のとおりです。
446	要求水準書(案)	96	16	第3編-第6-3-(3)	第二種滅菌技師又は「滅菌・消毒受託責任者コース」修了者である責任者は業務時間中は常駐とあるが、業務時間をご教示願う。	原則、開庁日の開庁時間中を想定しています。
447	要求水準書(案)	97	3	第3編-第6-3-(3)	使用済みの医療器具について、国が指定する場所から回収し、とあるが、指定する場所には手術室も含まれて、手術室での使用済み器械の洗浄・滅菌も含まれるという理解でよいか。	貴見のとおりです。
448	要求水準書(案)	97	3	第3編-第6-3-(3)	不潔器材の回収は人手による回収を想定しているという認識でよいか。回収を人手によるものであれば、業務専用のEVがあるという認識でよいか。	前段について、貴見のとおりです。後段について、専用のEVはありません。
449	要求水準書(案)	97	4	第3編-第6-3-(3)	EOGにより滅菌しなければならない、医療器具はどのくらいあるのか(EOG滅菌以外の方法で滅菌できる器具を使用して頂くことも考えられると思われるが、EOGを使わないという方針とすることは可能か)。	EOGによる滅菌の実績については、入札公告時に提示することを予定しています。EOG以外の器具による滅菌は、提案によります。
450	要求水準書(案)	97	4	第3編-第6-3-(3)	医療器具の回収は使用後速やかに行うことと定められているが、業務時間外の対応はあるか。	診察や治療状況によって可能性としてはありますが、取り決め等については、運営準備期間中に国と事業者で協議の上、決定します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
451	要求水準書 (案)	97	7	第3編-第6-3-(3)	No. 3に記載の“各セクション”とは、何を指すのか。(どの部屋を指すのか。)	診療科目ごとの診療室すべてを指します。
452	要求水準書 (案)	97	7	第3編-第6-3-(3)	内視鏡洗浄も事業者で行うのか。	貴見のとおりです。
453	要求水準書 (案)	97	11	第3編-第6-3-(3)	No. 4に“・・・, 排出ガス装置を備えた上で運用を行うこと。”とあるが、当該装置は予め国により整備されているものと理解してよいか。	当該装置を設置できるような建築設計は国で行いますが、整備については、事業者において行っていただけます。
454	要求水準書 (案)	97	11	第3編-第6-3-(3)	手術で使用する借用器械を処理することは想定されているか。また、想定されるのであれば同じように洗浄、滅菌を行うという理解でよいか。	前段部については、「借用器械」が各部門が所有・管理している器械を指するのであれば想定しています。後段については、貴見のとおりです。
455	要求水準書 (案)	97	11	第3編-第6-3-(3)	ガーゼ類などの衛生材料について、中央材料室でセット組み滅菌バッグへの梱包、滅菌等を行う作業が発生するかご教示願う。滅菌済みの既製品等を使用するのか。	原則として、滅菌済既製品を使用するものとします。
456	要求水準書 (案)	97	18	第3編-第6-3-(3)	年間、月間の手術件数及び手術室の数、手術を行う主な診療科をご教示願う。	被収容者数等のお示しができないため、現時点でお示しすることはできません。既存施設の手術件数等については、参考5を参照願います。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
457	要求水準書 (案)	97	18	第3編-第6-3-(3)	術式別のセットリストは国から公表されるのか。	業務の詳細に係る事項ですので、運営準備期間中に、国と事業者で協議の上、決定します。
458	要求水準書 (案)	97	18	第3編-第6-3-(3)	「滅菌・消毒業務管理」とは部署に供給された鋼製小物に対して棚卸し等の手法を用いて、既滅菌物の期限管理、定数管理を実施することまで事業者に求められるのか。	お示しの業務は、P97の医療器具の払出し・管理が該当します。
459	要求水準書 (案)	98	1	第3編-第6-3-(4)	「洗浄・滅菌装置整備費は2. 医療機器等の整備管理業務に含む」となっているが、当該装置は病院所有と考えてよいか。	貴見のとおりです。
460	要求水準書 (案)	98	1	第3編-第6-3-(4)	各種消耗品等が事業者負担となっているが、業務量を検討するための病院データ（手術件数、入院患者数等）は、入札説明資料でご提示して頂けると考えてよいか。	被收容者数等のお示しができないため、現時点でお示しすることはできません。既存施設の手術件数等については、参考5を御参照願います。
461	要求水準書 (案)	98	1	第3編-第6-3-(4)	手術・処置等で使用する鋼製小物類の調達は、国が行うという理解でよいか。	P102に記載のとおり、医療品、診療材料、消耗品については国において調達します。
462	要求水準書 (案)	98	5	第3編-第6-3-(4)	棚、不潔回収用コンテナなどの什器の費用の区分をご教示願う。	清掃・環境整備業務において、「廃棄物の回収・処理に伴う備品及び消耗品類【居室に設置するごみ箱、医療系廃棄物回収ボックス】」は国の負担であり、それ以外は事業者の負担となっています。(P70)

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
463	要求水準書 (案)	98	5	第3編-第6-3-(4)	滅菌管理システム導入する想定があるかご教示願う。その際費用区分をご教示願う。	導入を想定しておりません。
464	要求水準書 (案)	98	18	第3編-第6-3-(4)	項目の「その他経費」欄に「医療機器等の更新費」と記載されているが、本項でいう「医療機器等」とは、どのような医療機器等を指すのか。	誤記であり、削除します。
465	要求水準書 (案)	99	7	第3編-第6-4-(1)	“なお、事業者は中央管理を行う・・・”とあるが、本業務を行う場所は、別紙10記載の「薬品供給センター」であると理解してよいか。	貴見のとおりです。
466	要求水準書 (案)	99	19	第3編-第6-4-(1)	実施方針説明会での説明では、本項に記載の薬剤師は国の職員であるとのことでしたが、本業務の実施に当たり、法令等の規定に抵触しない場合は、特段、事業者側従事職員として薬剤師の配置までは求められていないと理解してよいか。	貴見のとおりです。
467	要求水準書 (案)	100	7	第3編-第6-4-(3)	搬送資機材の調達とあるが、自動搬送機を想定しているか。	建築設計上の配慮はしておりません。
468	要求水準書 (案)	100	9	第3編-第6-4-(3)	事業者による注射薬の取り揃え範囲は、個人セット単位での取り揃えではなく、病棟別総量の取り揃えまでとの理解でよいか。	業務の詳細に係る事項ですので、運営準備期間中に、国と事業者で協議の上、決定します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
469	要求水準書(案)	100		第3編-第6-4-(3)	現状保有している、医薬品・診療材料及びそれらに関わる消耗品については、すべて移設して在庫管理を行うという認識でよいか。	貴見のとおりです。
470	要求水準書(案)	100		第3編-第6-4-(3)	医薬品の管理については薬事法並びに薬剤師法に則った管理が求められるが、毒劇物については薬剤師の在庫管理、購買管理になるという認識でよいか。	貴見のとおりです。なお、国と事業者の業務分担はP100,P101のとおりです。
471	要求水準書(案)	100		第3編-第6-4-(3)	診療材料等の管理をする上での倉庫スペースはどのくらいを想定しているか。	入札参加資格審査後に開示する予定です。
472	要求水準書(案)	100		第3編-第6-4-(3)	医療情報システムの中にある物品管理機能にバーコードを用い在庫管理、消費管理を行う機能を有しているという理解でよいか。	バーコード読み取り機も調剤支援システムに含まれています。(別紙9P25の「ハンディーターミナル」が該当します。)
473	要求水準書(案)	101	18	第3編-第6-4-(3)	「検体の定時搬送を行うこと。」とあるが、本敷地内施設での搬送業務であり、外部医療機関等への搬送はないとの理解でよいか。 検体の搬送業務を行うにあたり資格等要件はあるか。	前段について、貴見のとおりです。 後段について、要件等は特段ございません。
474	要求水準書(案)	101	19	第3編-第6-4-(3)	国が指定する場所について、具体的な搬送箇所や移動距離等の分かる図面等の公表はあるのか。中央倉庫等での物品管理を想定しているのか。	前段について、入札参加資格審査後に開示する予定です。後段について、貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
475	要求水準書 (案)	102	1	第3編-第6-4-(4)	「搬送資器材（搬送用の台車等）の購入費」は事業者負担となっているが、「搬送用の台車等」の「等」には、医療機器リストに記載されているアンブルピッカーも含まれていると考えてよいか。 その場合、搬送用の台車は事業者所有、アンブルピッカーは病院所有と考えてよいか。	アンブルピッカーについては、別紙10に記載されているとおり、事業者負担となり、国所有となります。 台車については、業務を遂行する上で事業者が必要に応じて調達するものであるため、事業者の所有となります。
476	要求水準書 (案)	102	5	第3編-第6-4-(4)	基本的な考え方として、医薬品には対外診断用医薬品（検査試薬）も含むという認識でよいか。	貴見のとおりです。
477	要求水準書 (案)	102	5	第3編-第6-4-(4)	基本的な考え方として、医薬品・診療材料及びそれらに関する消耗品とは、所謂、収容施設で使用する、事務日用品の管理も包含しているという認識でよいか。	含まれません。
478	要求水準書 (案)	102	5	第3編-第6-4-(4)	手術室への物品補充は行うのか。	事業者の業務に含まれます。
479	要求水準書 (案)	102	13	第3編-第6-4-(4)	項目の「その他経費」欄に“医療機器等の更新費”と記載されているが、本項でいう「医療機器等」とは、別紙10記載の「薬品供給センター」に配置する事業者が調達・整備する医療機器等を指すと理解してよいか。	誤記であり、削除します。
480	要求水準書 (案)	103	1	第3編-第6-5-(1)	この業務に就く従事者の服装（ユニフォーム）に規定はあるか。	特に規定はありません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
481	要求水準書 (案)	103	7	第3編-第6-5-(2)	説明会でインプラント等との話があったが、医科等（歯科以外）で自己負担治療（お産等）の想定をご教示願う。	特段の想定はありませんが、法令に基づいて対応する予定です。なお、参考6を御参照願います。
482	要求水準書 (案)	103	9	第3編-第6-5-(2)	関係文書の現状の種類（名称），数量（施設別/種類別/年間）を提示願う。	入札公告時に提示します。
483	要求水準書 (案)	103		第3編-第6-5-(2)	医療関係事務の人員構成等提案するうえで、現状の施設別医療関係事務職員数を提示願う。	入札公告時に提示いたします。
484	要求水準書 (案)	103		第3編-第6-5-(2)	医療関係事務の人員構成等提案するうえで想定されるデータを提示願う。 外部医療機関への入院及び外来患者数（センター別/年間）	参考6を御参照願います。
485	要求水準書 (案)	103		第3編-第6-5-(2)	外部医療機関の中には他の医療刑務所等も含まれるのか。	含まれません。
486	要求水準書 (案)	103		第3編-第6-5-(2)	人工透析に関する運用（システム、医療関係事務）は矯正医療センターと同列で考えてよいか。 （医療法人等に委託化した場合でも指示命令系統は担保されるのか）	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
487	要求水準書 (案)	104	3	第3編-第6-5-(3)	「歯科治療等の自己負担による治療材料費の算定・経理課への報告」とあるが、診療日から何日以内、といった報告期限はどの位を想定されているか。教示願う。	業務の詳細に係る事項ですので、運営準備期間中に、国と事業者で協議の上、決定します。
488	要求水準書 (案)	104	3	第3編-第6-5-(3)	検算を励行し、過誤を防止することとあるが、検算の指標を教示願う。	業務の詳細に係る事項ですので、運営準備期間中に、国と事業者で協議の上、決定します。
489	要求水準書 (案)	104	3	第3編-第6-5-(3)	検算を励行し、過誤を防止することとあるが、医療情報システムへの入力（電子カルテからの取込含む）等の作業は発生するか教示願う。	医事会計システムが導入されるため、医療現場で実施入力できない事項の入力等が発生します。
490	要求水準書 (案)	104	4	第3編-第6-5-(3)	経理課への報告とあるが、報告方法を教示願う。	業務の詳細に係る事項ですので、運営準備期間中に、国と事業者で協議の上、決定します。
491	要求水準書 (案)	104	7	第3編-第6-5-(3)	「レセプト作成・審査（外部医療機関）」とあるが、外部医療機関のレセプト作成・審査とは具体的にどのような業務を想定されているか。	外部医療機関に受診した際の外部医療機関から受領したレセプトの内容の審査や謝金の計算等を想定しています。
492	要求水準書 (案)	104	7	第3編-第6-5-(3)	「レセプト作成・審査（外部医療機関）」について、月平均でどの位の実施件数を想定されているか。教示願う。	参考6を御参照願います。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
493	要求水準書 (案)	104	7	第3編-第6-5-(3)	レセプト作成（招聘医師の支払い用）について、招聘医師の賃金の支払い方法は時給ではなく、レセプト分を支払うということか。	支払い方法に関係なく、参考資料としてレセプト作成が必要となります。
494	要求水準書 (案)	104	7	第3編-第6-5-(3)	業務区分No.3「レセプト作成・審査（外部医療機関）」について。ここでの「審査」とはあくまで事務点検であり、レセプト内容の医学的正当性の審査は含まれないという理解でよいか。	貴見のとおりです。
495	要求水準書 (案)	104	9	第3編-第6-5-(3)	「レセプトの作成（招聘医師の支払い用）」とあるが、毎月の国への提出日はいつ頃を想定されているか。	業務の詳細に係る事項ですので、運営準備期間中に、国と事業者で協議の上、決定します。
496	要求水準書 (案)	104	9	第3編-第6-5-(3)	「レセプトの作成（招聘医師の支払い用）」とあるが、同表のNo.8“診療報酬点数計算”の業務として医事会計システムに入力する事を想定しているが、同システムで入力内容が反映されてレセプト出力がされるとの認識でよいか。	医療情報システムに医事会計システムが含まれますので、貴見のとおりです。
497	要求水準書 (案)	104	9	第3編-第6-5-(3)	既存施設における、招へい医師の来所日数・レセプト作成実績をご教示願う。	入札公告時に提示いたします。
498	要求水準書 (案)	104	11	第3編-第6-5-(3)	「地域医療施設等との連携強化等のためのデータ収集及び国への説明」とあるが、データとは具体的にどのようなデータを想定されているか。	センターにとって有用となる情報全般を想定しています。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
499	要求水準書 (案)	104	14	第3編-第6-5-(3)	診療録及び診療録の付属文書とあるが、収容者分だけでなく前の収容施設保管分の全てを保管・管理するか。	行政文書として保存期間内のものであれば、すべて保存となります。
500	要求水準書 (案)	104	14	第3編-第6-5-(3)	診療録及び診療録の付属文書とあるが、1収容者は1ファイルとし診療録および付属文書を保管するののか。	業務の詳細に係る事項ですので、運営準備期間中に、国と事業者で協議の上、決定します。
501	要求水準書 (案)	104	14	第3編-第6-5-(3)	診療録及び診療録の付属文書とあるが、1収容者は1ファイルとし診療録および付属文書を保管する場合、前収容施設分は既にその様に保存されているのか。	業務の詳細に係る事項ですので、運営準備期間中に、国と事業者で協議の上、決定します。
502	要求水準書 (案)	104	14	第3編-第6-5-(3)	診療録等の保存について、保管場所は各センター内に設けられ、事業者は貸出等の管理を行う業務であると認識してよいか。	貴見のとおりです。
503	要求水準書 (案)	104	15	第3編-第6-5-(3)	行政文書として10年以上保存するとあるが、最終診療日（退所日）から10年以上となるのか。	対象となる被収容者が出所した翌年度から10年以上となります。
504	要求水準書 (案)	104	16	第3編-第6-5-(3)	各種報告書の種類・件数の目安を教示願う。	入札公告時に提示します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
505	要求水準書(案)	104	17	第3編-第6-5-(3)	医療法等, 医療関係法令上の諸手続きとあるが, 実施が想定される諸手続きの種類を教示願う。	業務の詳細に係る事項ですので, 運営準備期間中に, 国と事業者で協議の上, 決定します。
506	要求水準書(案)	104	17	第3編-第6-5-(3)	医療法等, 医療関係法令上の諸手続きについて, 国より各届出の提出スケジュールを事前に頂き, 事業者はスケジュールに沿って各書類を作成する業務であると認識してよいか。教示願う。	貴見のとおりです。
507	要求水準書(案)	104	17	第3編-第6-5-(3)	業務区分No.8「診療報酬点数計算」について。ここでの「診療報酬点数計算」とは, 被収容者等に対する診療行為の診療報酬点数を計算するという理解でよいか。具体的な業務内容をご教示願う。	前段については, 貴見のとおり, 医事会計システムへの入力から確認までが含まれます。後段について, 運営準備期間中に, 国と事業者で協議の上, 決定します。
508	要求水準書(案)	104	17	第3編-第6-5-(3)	業務区分No.8「診療報酬点数計算」について。職員又は従事職員が医(成人)を受診することは想定されるか。想定される際は, 通常の保険診療として診療報酬請求業務が発生するとの理解でよいか。	職員又は従事職員が受診することは想定しておりません。
509	要求水準書(案)	104	19	第3編-第6-5-(3)	検算を励行し, 過誤を防止することとあるが, 電子カルテからの取込を実施し医療情報システムで検証すると解釈するのをご教示願う。	医療情報システムに医事会計システムが含まれておりますので, 貴見のとおりです。
510	要求水準書(案)	104	19	第3編-第6-5-(3)	検算を励行し, 過誤を防止することとあるが, 自己負担以外のいわゆる診療行為についての検算をするのか。	自己負担以外に, 外部からの招聘医師による診療及び外部医療機関に診療を依頼した場合の外部医療機関からの請求についても, 確認が必要です。ただし医事会計システムが導入範囲となりますので, 医事会計システムを使用して確認を行うことは差支えありません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
511	要求水準書(案)	104	19	第3編-第6-5-(3)	検算を励行し、過誤を防止することとあるが、招聘医師以外の医師による診療行為についての検算をするのか。	主に外部診療に伴う請求を受けた医療費について確認することを想定しています。
512	要求水準書(案)	104	19	第3編-第6-5-(3)	検算を励行し、過誤を防止することとあるが、各センターに収容されている収容者の、開庁日毎かつ収容者毎の診療報酬点数を検算するのか。	医事会計システムが導入範囲となりますが、国職員である医師による診療行為については診療報酬の請求は不要です。ただし、統計指標等のために、診療報酬点数の算出・確認は必要です。
513	要求水準書(案)	104	19	第3編-第6-5-(3)	開所以前に前収容先の薬剤情報等の登録は発生しないと解釈してよいか。	医療関係事務支援業務としては、貴見のとおりです。ただし、医療情報システム業務として、開所時の被収容者情報や診療上必要とされる情報についての既存施設からの移行(主として紙カルテ)を支援していただくことになります。
514	要求水準書(案)	104	19	第3編-第6-5-(3)	電子カルテへの代行入力等の業務は無いと解釈してよいか。	貴見のとおり、入力者が限定されている電子カルテへの代行入力はありません。ただし、医事会計システムへの入力等は発生します。
515	要求水準書(案)	104	19	第3編-第6-5-(3)	診療報酬点数計算を行う対象は、招へい医師の治療及び、その他自己負担治療が対象という理解でよいか。	医事会計システムが導入範囲となり、診療報酬の請求は不要ですが、統計指標等が必要となります。したがって、招聘医師の治療及びその他の自己負担治療以外も対象となり、全ての治療が対象となります。
516	要求水準書(案)	104	19	第3編-第6-5-(3)	診療報酬による収入は医療法人で計上してもよいか。	国が診療報酬を受け取ることはありません。また、被収容者等に対する人工透析についても、診療報酬の請求は行いませんので、医療法人には計上できません。医療法人への支払いは別の規定となります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
517	要求水準書 (案)	104	20	第3編-第6-5-(3)	本業務は、医師・看護師の資格を保持していなくてもできる業務に限定されるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
518	要求水準書 (案)	104	20	第3編-第6-5-(3)	本業務は、業務委託の中での業務であり、事業者の指揮命令系統に従って実施されるものであるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
519	要求水準書 (案)	104	21	第3編-第6-5-(3)	開所当初の被收容者情報登録は完了しており、入替が発生した時点からの被收容者情報登録と解釈してよいか。	医療関係事務支援業務としては、貴見のとおりです。 ただし、医療情報システム業務として、開所時の被收容者情報や診療上必要とされる情報についての既存施設からの移行(主として紙カルテ)を支援していただくことになります。
520	要求水準書 (案)	104	23	第3編-第6-5-(3)	業務細目No10に関する医務課におけるその他事務支援とあるが、具体的な支援内容を教示願う。偽装請負の懸念から指揮命令の発生しない業務との認識でよいか。	前段について、資料作成の支援や印刷等を想定しています。具体的には、運営準備期間中に、国と事業者で協議の上、決定します。後段部について、貴見のとおりです。
521	要求水準書 (案)	104		第3編-第6-5-(3)	当該要求水準に関する業務については、完全に被收容者とは接触しないとの認識でよいか。個別の諸室が用意されるとの認識でよいか。	前段について、貴見のとおりです。後段について、運営準備期間中に、国と事業者で協議の上、決定します。
522	要求水準書 (案)	105	9	第3編-第6-5-(4)	項目欄に“医療機器等の更新費”と記載されているが、本項でいう「医療機器等」とは、どのような医療機器等を指すのか。	誤記であり、削除します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
523	要求水準書 (案)	105		第3編-第6-5-(4)	センター職員及び事業者が業務上必要な備品（机、椅子、棚等）、および消耗品（事務用品等）の費用区分はどちらになるか教示願う。	原則として国が負担しますが、国の想定を越えて備品が必要であると事業者が判断した場合には、事業者負担となります。
524	要求水準書 (案)	106	3	第3編-第6-6-(1)	人工透析の診療場所は1箇所と考えてよいか。	通路を挟んで2箇所を想定しています。
525	要求水準書 (案)	106	10	第3編-第6-6-(1)	緊急対応等に係る助言とは夜間等も含め助言が可能なスタッフの常駐（事実上の24時間体制）が必要と考えてよいか。	要求水準等を満たすことを前提に基本的には事業者の提案によります。
526	要求水準書 (案)	106	10	第3編-第6-6-(1)	国の職員（医官）は現時点で何名ほどの勤務を想定されているか参考までにご教示願う。	現時点ではお示しすることはできません。
527	要求水準書 (案)	106	25	第3編-第6-6-(1)	透析業務が委託となれば、透析室単独のレセプト請求のシステムが必要になるのか。	被收容者に対する人工透析については、診療報酬の請求は行いません。別紙9医療情報システム要求水準書に示す医事会計システムでの対応で結構ですので、透析室単独の医事会計システムは不要です。
528	要求水準書 (案)	106	26	第3編-第6-6-(1)	透析材料、薬剤保管の専用倉庫はあるか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
529	要求水準書(案)	106	26	第3編-第6-6-(1)	透析室他医療施設のレイアウトのご教示願えるか。	可能な範囲で、入札公告時に提示いたします。
530	要求水準書(案)	106	27	第3編-第6-6-(1)	医療サービスのみを提供する「訪問診療契約」に類する契約とは、どのような解釈・イメージか。	人工透析治療を行う医師以下の各スタッフに、矯正医療センター(成人)内にある透析治療室に来ていただき、人工透析治療を実施するものです。
531	要求水準書(案)	107	18	第3編-第6-6-(1)	詳細な業務区分の取り決めは、入札時までにを行うのか。	概ね貴見のとおりですが、業務の詳細については、運営準備期間中も継続して国と事業者で協議の上、決定します。
532	要求水準書(案)	107	20	第3編-第6-6-(3)	「国の職員が対応した方がよいと思われるような特殊なケース」とあるが、具体的にどのようなケースを想定しているのか。	伝染病に罹患しており、収容棟で人工透析治療を実施する必要がある場合などです。
533	要求水準書(案)	107	20	第3編-第6-6-(3)	30床分の人工透析機器及び個別対応機器一式の確保が求められているが、継続的治療者以外に緊急的に予定外の治療者が発生した場合の予備機器等はこの30床分の機器類で足りると理解してよいか。(30床分を超える予備機器等の整備は求められていないとの理解である。)	貴見のとおりです。 なお、要求水準書(案)別紙10でお示しのとおり、個人用透析装置一式は別に整備が必要です。
534	要求水準書(案)	107	20	第3編-第6-6-(3)	特殊なケースや緊急対応等は具体的にどのような場合か。	伝染病に罹患しており、収容棟で人工透析治療を実施する必要がある場合などです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
535	要求水準書 (案)	107	20	第3編-第6-6-(3)	特殊なケースや緊急対応等の場合、国の職員が対応とあるが、治療の際の患者、スタッフへの安全管理は国で対策されるのか。	貴見のとおりです。
536	要求水準書 (案)	110	3	第3編-第6-6-(3)	業務区分No. 22「人工透析中の戒護」について。戒護にあたる国職員の人員体制など、戒護の具体的な内容についてご教示願う。	現時点ではお示しすることはできません。
537	要求水準書 (案)	110	3	第3編-第6-6-(3)	業務区分No. 22「人工透析中の戒護」について。被收容者から透析室スタッフへの、暴行、暴言、脅迫、理不尽な要求・苦情などがあつた際は、国職員がその都度間に入り、被收容者の対応をするという理解でよいか。	貴見のとおりです。
538	要求水準書 (案)	111	10	第3編-第6-6-(3)	No. 29で事業者の医療スタッフ不在時の人工透析治療の分担が国となっているが、当該治療によって国が使用した人工透析機器等の洗浄・滅菌・消毒などの業務も国で実施していただくと理解してよいか。（事業者が終業した時点の機器状態への回復）	医療器具の滅菌及び消毒業務に含まれるため、事業者の業務となります。
539	要求水準書 (案)	111	10	第3編-第6-6-(3)	業務区分No. 30「合併症の治療（人工透析治療を除く。）」について。シャントの狭窄・閉塞等のシャントトラブルに対する治療は「合併症の治療」に含まれるのか。	人工透析室で対応できるシャントトラブルについては合併症の治療には含まず、業務に含まれます。
540	要求水準書 (案)	111	14	第3編-第6-6-(3)	業務区分No. 33「天災事変等による緊急事態が発生した場合の電気・水の確保等」について。「※電気は国が確保する」とあるが、透析実施中の停電時であっても速やかに非常電源等に切り替わり、電気が継続して供給されるという理解でよいか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
541	要求水準書(案)	111	14	第3編-第6-6-(3)	業務区分No.33「天災事変等による緊急事態が発生した場合の電気・水の確保等」について。「水の確保」とあるが、ご承知の通り透析は大量の水を使用する。断水時の透析用水を確保するためには、給水車から直接給水が出来るよう、地上または地下に専用の貯水槽を設置しなければなりません、貯水槽の調達・設置も含めて事業者で行うという認識でよいか。	国において敷地内に井戸を整備することを予定しており、当該井戸水を濾過システム等を活用して使用できるようにすることを想定しています。
542	要求水準書(案)	111	21	第3編-第6-6-(3)	給食業務において非常時の飲料水等の確保が求められているが、No.33にて事業者の分担となっている水等の確保は、患者用の飲料水等ではなく、人工透析治療に必要な治療用水(生理食塩水等)を指すのか。	貴見のとおりです。
543	要求水準書(案)	113	24	第3編-第6-6-(4)	項目欄の更新調達費用に人工透析機器に係る更新費の記載があり、その他経費に“医療機器等の更新費”と記載されているが、その他経費欄に記載の「医療機器等」とは、どのような医療機器等を指すのか。	誤記であり、削除します。
544	要求水準書(案)	参考5		八王子医療刑務所における滅菌・消毒等の現状	一覧表の対象期間が“平成24年4月～9月末”とあり、数量が記載されているが、当該数量は、この期間における延べ数量か。あるいは、1日当たり(あるいは、1件当たり)の平均数量か。	当該期間内における延べ数量になります。
545	要求水準書(案)	全般		全般	警備員配置場所の位置関係から必要人員数を検討する。一般受付や面会受付の具体的な位置がわかる、詳細図面の提示願う。	当該図面については、入札参加資格審査後に開示する予定です。
546	要求水準書(案)	別紙1		(5)-11	要求水準書(案)p73には対象施設が「全施設」と記載されており、p74以下の要求水準表にも職員宿舎での業務が記載されていることから、本表No.11で職員宿舎が対象外となっているのは誤りではないか。	職員宿舎の共用部分は清掃範囲に含まれませんが、植栽管理業務は含まれます。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
547	要求水準書 (案)	別紙3		マイクロバス	マイクロバスの仕様欄の他に“緊急自動車はトイレ付きであること。”とあり, “内1台は車いす対応であること。”とあるが, トイレ付き緊急自動車と車いす対応マイクロバスは別の車両と理解してよいか。	トイレ付き緊急自動車に車いす対応を求めます。
548	要求水準書 (案)	別紙3		マイクロバス	マイクロバスの仕様欄の他に“内1台は車いす対応であること。”とあるが, 車いす対応は何席分確保すればよいか。	1台分を想定しています。
549	要求水準書 (案)	別紙5		炊事機器等	想定調達備品参考リストの○炊事機器等の表中に庁舎・エネルギー棟炊場とあるが, 当該室は給食業務で使用する厨房を指し, 職員食堂運営業務<独立採算業務>で使用する厨房とは異なると理解してよいか。	貴見のとおりです。
550	要求水準書 (案)	別紙5		炊事機器等	想定調達備品参考リストの○炊事機器等は庁舎・エネルギー棟炊場あるいは庁舎(少年)パントリー, 庁舎(少年非)パントリーに整備する備品だが, 当該備品には職員食堂運営業務<独立採算業務>で使用する備品は含まれず, 事業者が任意に提案するものと理解してよいか。	貴見のとおりです。
551	要求水準書 (案)	別紙5		炊事機器等	加古川刑務所では厨房内にベーカリーを設置して毎日パンを提供していると聞いている。別紙5の想定調達備品参考リスト炊事機器等にパンを焼く機器がリストアップされているか。	別紙5の中には含まれておりませんが, 提案によります。
552	要求水準書 (案)	別紙5			規格(参考)欄に“予算単価”と記載された備品等があるが, これは何を意味するのか。	規格を示すものではありませんので, 削除します。 当該品目については, 特定の規格を定めていないものとなります。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
553	要求水準書 (案)	別紙5			規格（参考）欄に“CAPIC製品”と記載された備品等は刑務所作業製品を意味するものと思料するが、当該備品等はCAPIC製品を調達することが義務付けられていると理解してよいか。	提示した資料については、あくまで参考でありますので、CAPIC製品の調達を義務づけるものではありません。
554	要求水準書 (案)	別紙5			別紙5及び別紙10に掲載されている備品、機器及び医療機器については、全て収容関連サービス業務に関わる物であり、事業者が調達・所有・使用するものであるという認識でよいか。	収容関連サービス以外の物品も含まれます。所有権等は実施方針別紙2を御参照願います。
555	要求水準書 (案)	別紙5			別紙5及び別紙10に掲載されている備品、機器及び医療機器の耐用年数について、参考リストに示されている備品と同程度の性能を持つ物で、かつ耐用年数が長い代替品であれば、耐用年数及び更新回数について変更してもよいか。	差支えありません。
556	要求水準書 (案)	別紙5			「規格（参考）」欄に予算単価と記載されている品目があるが、「予算単価」の意味をご教示願う。	規格を示すものではありませんので、削除します。 当該品目については、特定の規格を定めていないものとなります。
557	要求水準書 (案)	別紙5			AEDは高度管理医療機器のため、SPCから国へ納めるためには薬事法で定める許可、資格が必要になるので、AEDについては資格を持った販売業者から国へ直接納めてよいか。	貴見のとおりです。ただしその場合は、いわゆる「代行購入」と同様に要求水準書に規定する業務を支援していただくこととなります。なお、SPCが資格を取得することは差支えありません。
558	要求水準書 (案)	別紙5			参考リストにAEDを収納するBOXの記載がないが、必要ないか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
559	要求水準書 (案)	別紙6	8		施設内の洗濯機器等に綿打機1台が明記してあるが、外部で縫製した布団を供給し、施設内に設備をしないでよいか。	提案によります。
560	要求水準書 (案)	別紙7		収容区域の体育館（屋外運動場を含む）の清掃	配置イメージ図では少年非行対策センター敷地内には体育館あるいは屋外運動場が確認できません。当該施設は、少年非行対策センター敷地内にあるのか。	少年非行対策センター敷地内の緑地部分の一部がグラウンドになります。また、体育館は設置しませんが、屋内にも運動できるスペースを設置します。
561	要求水準書 (案)	別紙7		収容区域を除く屋外運動場の清掃	屋外運動場の定期清掃は、「公安研」、「アジ研」が対象施設となっているが、配置イメージ図では「アジ研」敷地内のみに屋外運動場と思われる施設が確認できる。「公安研」、「アジ研」の屋外運動場は、当該施設を兼用するものと理解してよいか。	公安調査庁研修所には、屋上運動場が整備されます。
562	要求水準書 (案)	別紙7		収容区域を除く体育館・アリーナの清掃	矯正研修所の対象部分で体育館：△、屋外運動場：－となっているが、配置イメージ図にはグラウンドはあるが、体育館はない。体育館：－、屋外運動場：△の誤りではないか。	矯正研修所の体育館は、配置イメージ図の矯正研修所グラウンド右側の「1階建」となります。また、グラウンドも事業範囲に含まれるため、別紙7については修正してお示します。
563	要求水準書 (案)	別紙7		収容区域を除く体育館・アリーナの清掃	少年非行対策センターの対象部分で体育館：△となっているが、配置イメージ図では少年非行対策センターの敷地内に体育館はありません。少年非行対策センターの庁舎内にアリーナ等が存在するのか。	レクリエーション室を整備する予定であり、そこを指しています。
564	要求水準書 (案)	別紙7		体育館・屋外運動場の収容区域・収容区域外の区分	配置イメージ図では「医（成人）」及び「医（少年）」のそれぞれに体育館があり、どちらか一方にのみグラウンドが確認できるが、別紙7の二つの表の表現から、体育館は収容区域外であり、グラウンドは収容区域であると理解してよいか。	共に収容区域内です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
565	要求水準書(案)	別紙10	895		品名に「二次側工事費」とあるが、一次側工事と二次側工事の区分をご教示願う。	必要なピット等は施設整備にて行いますが、人工透析装置の据付工事等は事業者の負担になります。
566	要求水準書(案)	別紙10			あくまでも参考であり、今後の打合せにより機器の内容も変わるとの理解でよいか。その際に費用が増加した際については、認めて頂けるか。また、あくまでも想定調達品だが、機器設置に関しての施工側との工事区分等をご提示可能か。	前段について、事業契約書案に提示する予定です。後段について、入札参加資格審査後に提示しますが、詳細については、事業契約締結後に、施工側と協議・調整を行う予定です。
567	要求水準書(案)	別紙10			別紙10の医療機器の細かなスペック、オプション構成についてご教示願えるか。	医療機器の構成について、入札公告時に提示する予定です。
568	要求水準書(案)	参考6		現施設における外部医療機関への受信者数等	休養者、非休養者の違いについてご教示願う。	休養者とは、医師の診察を受けた者のうち、医療上の必要により病室又はこれに代わる室に収容され治療を受けている者であり、非休養とは、治療は受けているが、病室等に収容することなく通常の日課を行っている者を言います。
569	(別紙9)医療情報システム要求水準書			1.2.	「施設内ネットワーク回線の敷設は事業等の対象外である。本システムは、国が設置したネットワークに接続することを想定している。但し、各設置場所におけるLANモジュラージャックからサーバ、端末の配線は見積もり対象に含むものとする。」とある。施設内ネットワークプロット図とネットワーク機器構成の資料を提示願う。	入札参加資格審査後に開示する予定です。
570	(別紙9)医療情報システム要求水準書	3	5	1.4.1.(1)	システム構築に係わる業務実施期間として、“平成27年度の別途定める契約日”とあるが、当該契約日は事業契約締結日とは別と理解してよいか。	同一日を指します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
571	(別紙9)医療情報システム要求水準書	3	8	1.4.1.(2)	スケジュール(案)については、事業者と協議の上、変更することは可能か。(開始を早める等)	国と事業者の協議の上、可能な範囲で対応します。
572	(別紙9)医療情報システム要求水準書	3	11	1.4.1.(2)	システム要件定義、運用設計をH28年7月～10月頃にかけて行うことになるかと考えるが、その時点で矯正医療センター(成人、少年)の運用を検討頂く診療部門、看護部門、中央診療部門、事務部門、情報管理部門のスタッフの方は概ね決定されていると想定してよいか。	人事異動等がありますので、決定しておりません。
573	(別紙9)医療情報システム要求水準書	3	11	1.4.1(2)	システム要件定義、運用設計等のWG会議等の打合せは、どちらで行うことを想定しているか。(八王子医療刑務所、関東医療少年院、神奈川医療少年院、その他)	未定です。
574	(別紙9)医療情報システム要求水準書	3	13	1.4.1.(4)	業務内容に既存の患者情報の移行について明記がないが、既存情報の移行は業務範囲に含まれないとの理解でよいか。	医療関係事務支援業務としては、貴見のとおりです。 ただし、医療情報システム業務として、開所時の被収容者情報や診療上必要とされる情報についての既存施設からの移行(主として紙カルテ)を支援していただくことになります。
575	(別紙9)医療情報システム要求水準書	4	6	1.4.1.(4)	「図表1-1本システム構築に係わる業務内容」の「No8受入テスト支援」では、国と事業者が協議の上、受入れ基準が明確に提示されるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。 なお、要件定義が終了後の予定となります。
576	(別紙9)医療情報システム要求水準書	4	22	1.4.2.(1)	前提事項の2項目で「ハードウェア構成及びソフトウェアとその機能については、国と協議の上詳細を決定する」とあるが、具体的な手続き・流れをご教示願う。	現時点で具体的な手続は想定しておらず、国と事業者の協議(要件定義のプロセス)の上、決定します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
577	(別紙9)医療情報システム要求水準書	4	22	1.4.2.(1)	前提事項の2項目で「ハードウェア構成及びソフトウェアとその機能については、国と協議の上詳細を決定する」とあるが、一方で5項目では「契約締結後一か月以内に、導入システムの納品物一覧及び納品スケジュールを画面により提示する」とある。これらより、提案時の仕様を契約締結後一か月以内に提示し、その後、国と協議を行って詳細仕様を決定するという理解でよいか。	原則として貴見のとおりです。
578	(別紙9)医療情報システム要求水準書	4	22	1.4.2.(1)	ハードウェア構成及びソフトウェアとその機能について国と協議する中で、国の要望により提案時の仕様が変更となる場合、仕様変更による増加費用は、国が追加負担するとの理解でよいか。	システム稼働時に最新の機器を求めておりますので、それに付随する条件かと思われるため、増加費用等の支払いはありません。
579	(別紙9)医療情報システム要求水準書	4	27	1.4.2.(1)	“なお、本システムは稼働後10年の使用を想定している。導入当時の要件を満たすため、ハードウェア・ソフトウェア更新等の施策を提案すること。”とあるが、当該施策の立案に際しては、稼働後10年経過時点で別のシステムを導入する（本システムは廃棄される）ことを前提として提案すれば足りると理解してよいか。	要求水準等を満たすことを前提に、事業者の提案によります。
580	(別紙9)医療情報システム要求水準書	4	30	1.4.2.(1)	“契約締結後一か月以内に、導入予定システムの納品物一覧及び納品スケジュールを画面により提示すること。”とあるが、1.4.1.-(2)想定スケジュール(案)では2システム・業務要件定義から3詳細設計の期間が契約締結6か月後の平成28年7月から11月と想定されている。納品物一覧や納品スケジュールは詳細設計完了後でないとは提示できないと思料するが、契約締結後一か月以内に提示する成果物は、本事業の応募段階で事業者が提案した提案書類に基づく納品物一覧及び納品スケジュールの提示を求められているのか。	原則として貴見のとおりです。
581	(別紙9)医療情報システム要求水準書	6	4	2.2.1	医事会計システムの部門システム欄に放射線、内視鏡画像システム（RIS・PACS）が記載されているが、あえてこのシステムのみ記載されている意味をご教示願う。	医事会計システムの部門システム欄に放射線・内視鏡システムが記されているのは誤記ですので、図表2-1は修正します。
582	(別紙9)医療情報システム要求水準書	6	5	2.1.	「図表2-1本システムの導入範囲(案)」において「連携機器の接続費用のみ見積もり対象」とあるが、医療情報システム側の接続費用は本業務の見積もりに含むものとする。一方、連携機器側の接続費用は、本業務ではなく医療機器側の費用として見積もるという理解でよいか。	医療情報システム側の接続費用、連携機器側の接続費用ともにPFI事業費に含まれます。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
583	(別紙9)医療情報システム要求水準書	6	6	2. 1.	医事会計システムの位置付けをご教示願う。	医事会計システムは導入していただく対象範囲となります。なお、医事会計システムの部門システム欄に放射線・内視鏡システムが記されているのは誤記ですので、図表2-1は修正します。
584	(別紙9)医療情報システム要求水準書	6	30	2. 1.	「透析管理システム」が部門システムでなく連携機器側に含まれているが、システム調達の範囲でよいか。	連携機器欄の透析管理システムについては、削除することとし、部門システムとしての導入も想定しません。
585	(別紙9)医療情報システム要求水準書	8	8	3. 2.	“危機の故障”と記載されているが、“機器の故障”の誤りではないか。	貴見のとおりです。
586	(別紙9)医療情報システム要求水準書	9	30	5. 1.	薬剤禁忌，食物禁忌，造影剤禁忌，体内金属情報，妊娠有無等の登録とあるが，感染症，障害情報，視覚障害情報，聴覚障害情報，アレルギーの有無について登録する必要はないか。	国と事業者で協議の上，決定します。
587	(別紙9)医療情報システム要求水準書	9	36	5. 1.	「国独自の項目」とは具体的にどのような項目を指すか。	例えば，称呼番号や入所日，出所日等などが挙げられますが，詳細については国と事業者で協議の上，決定します。
588	(別紙9)医療情報システム要求水準書	9		5. 1.	システム機能要件の中に，医事会計システムの記載がない。移設システムにも記載されておりませんが，医事会計システムの機能要件をご教示願う。	医事会計システムは導入していただく対象範囲となります。なお、医事会計システムの部門システム欄に放射線・内視鏡システムが記されているのは誤記ですので、図表2-1は修正します。 また、診療報酬の請求は不要ですが、自費診療分、外部招聘医師の診療分の診療報酬対象点数及び外部へ依頼した分に対する請求の確認を行います。加えて、統計指標等のために、全ての被収容者等に対して診療報酬点数の算出する機能が必要です。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
589	(別紙9)医療情報システム要求水準書	9		5.1.	診療科（自科）で行う検査（超音波、内視鏡等）の想定をご教示願う。その検査結果はどのシステムに保存する想定か。	前段について、画像診断を伴う検査については、全てのデータを医療情報システムに保存する運用想定になります。保存する方法については、提案によります。後段について、提案によります。（PACS、生理検査システム、電子カルテ上、いずれでも差支えありません。）
590	(別紙9)医療情報システム要求水準書	10	36	5.1	移設する文書管理システムとの使い分けをご教示願う。	ここでいう文書管理システムとは、医療情報システムとしての文書管理システムであり、移設が予定されている行政文書管理システムとは別となります。連携を行う必要もありません。
591	(別紙9)医療情報システム要求水準書	9	13	5.1. (参照番号1-1-2-1)	参照番号1-1-2-1の機能仕様に、「国指定のICカードによるアクセス管理ができること」とあるが、ICカードに関する具体的な仕様をご教示願う。	フェリカを想定しております。
592	(別紙9)医療情報システム要求水準書	9	36	5.1. (参照番号1-1-3-8)	参照番号1-1-3-8の機能仕様に、「被收容者等基本情報に国独自の項目を追加できること」とあるが、具体的な項目と項目数についてご教示願う。	例えば、称呼番号や入所日、出所日などが挙げられますが、詳細については国と事業者で協議の上、決定します。
593	(別紙9)医療情報システム要求水準書	11	16	5.1. (参照番号1-1-11-1)	参照番号1-1-11-1の機能仕様に、「基幹システム障害時に、システムで管理されている診療情報を参照するため、基幹システムとは別系統の参照システムを用意すること」とあるが、基幹システム障害時とは具体的にどのような範囲を想定しているのか。	基幹システムとは、「図表2-1 本システム導入範囲(案)」の「システム」欄「サブシステム」欄に記載されている内容です。なお、図表2-1は修正し、基幹システムを明記します。また、障害時とは、システムが使用できない状態または不安定な状態を想定しています。
594	(別紙9)医療情報システム要求水準書	11	30	5.1. (参照番号1-1-13-8)	参照番号1-1-13-8の機能仕様に、「矯正医療センターの独自の転帰理由を登録できること」とあるが、矯正医療センター独自の転帰理由とは具体的にどのようなことを指すのか。	他施設への移送等を想定しています。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
595	(別紙9)医療情報システム要求水準書	11	39	5.1. (参照番号1-1-14-8)	参照番号1-1-14-8の機能仕様に、「矯正医療センター独自の移動項目を登録できること」とあるが、矯正医療センター独自の移動項目とは具体的にどのようなことを指すのか。	矯正医療センター内での病棟・病室の移動等を想定しています。
596	(別紙9)医療情報システム要求水準書	12	15	5.1. (参照番号1-1-19-2)	参照番号1-1-19-2の機能仕様に、「認証はID, PWもしくは既存のICカードでできること」とあるが、既存のICカードの仕様を、ご教示願う。	フェリカを想定しております。
597	(別紙9)医療情報システム要求水準書	12	19	5.1. (参照番号1-1-20-2)	「国が指定したフォーマット」とはどのようなフォーマット形式か。	国と事業者で協議の上決定しますが、例えば診療録の様式や院内で使用する書式に合わせて出力できることを求めます。
598	(別紙9)医療情報システム要求水準書	12	19	5.1. (参照番号1-1-20-2)	参照番号1-1-20-2の機能仕様に、「国が指定したフォーマットで出力できること」とあるが、国指定のフォーマットをあらかじめご教示願う。	国と事業者で協議の上決定しますが、例えば診療録の様式や院内で使用する書式に合わせて出力できることを求めます。
599	(別紙9)医療情報システム要求水準書	15	28	5.4 (参照番号1-4-4-2)	参照番号1-4-4-2の機能仕様に、「アセスメントの項目の設定は矯正医療センターにてできること」とあるが、矯正医療センター用の独自のアセスメント項目があるのか。	国と事業者で協議の上決定します。
600	(別紙9)医療情報システム要求水準書	21	25	5.12. (参照番号2-8-5-1)	参照番号2-8-5-1の機能仕様に、「調剤支援システム（物品管理）とデータ連携できること」とあるが、物品管理とは何を指しているのか。 P30 12行目 3-7-6-2 同様	診療材料等の管理を指します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
601	(別紙9)医療情報システム要求水準書	23	23	5.16.	電子カルテを中心とした医療情報システムにおいては透析オーダシステムとしての記載があるが、透析室内で使用する医療情報システムが含まれていると考えてよいか。	貴見のとおりです。 人工透析室には電子カルテ端末が配置され、透析オーダの確認及び実施記録が入力されることとなります。 したがって電子カルテ上でオーダの確認と実施記録の入力は必要となります。
602	(別紙9)医療情報システム要求水準書	25	37	5.20.	医薬品の在庫管理については調剤支援システムで可能だが、診療材料は物流システムの管理となる為、別システムと勘案してもよいか。	診療材料・その他消耗品の管理も対象範囲です。 なお、その管理について調剤支援システムを用いるか否か含めて、提案によります。
603	(別紙9)医療情報システム要求水準書	25	41	5.20.	「物品消費情報」は、調剤支援システムでの対応ですので薬品の使用量と考えるがよいか。	提案によりますが、調剤支援システムで診療材料等も管理する場合には、それらの情報も含まれます。 なお、診療材料・その他消耗品の管理も対象範囲です。
604	(別紙9)医療情報システム要求水準書	25	47	5.20.	薬剤監査システムとは、散薬監査・水薬監査システムの事か。	薬剤監査システムは、薬剤の監査全てを対象とします。 なお、調剤支援システムに含まれています。 図表2-1については修正する予定ですので、その際に明記する予定です。
605	(別紙9)医療情報システム要求水準書	27	14	5.22.	検査結果報告書の作成に関して、使用するフォーマット(報告書種類)数はどのくらいか。作成した報告書に関して、Web機能などを用いて公開の予定はあるか(もしくは紙に印刷予定か)。また、その他帳票・統計類は何本程度を想定されているか。	現時点ではお示しできません。
606	(別紙9)医療情報システム要求水準書	29	1	5.25.	超音波(静止画、動画)は、生理検査システムではなく、放射線画像管理システム(PACS)・検像システムで画像管理、レポート作成を行うという理解でよいか。	医療情報システム上で管理できることを条件に、提案によります。 なお、PACS、生理検査システム、電子カルテ上、いずれでも差支えありません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
607	(別紙9)医療情報システム要求水準書	29	1	5.25.	他施設からの画像の取込みを検像システムを用いて行うという理解でよいか。	貴見のとおりですが、他のシステムを使用しても差支えありません。
608	(別紙9)医療情報システム要求水準書	30	14	5.27.	移設する給食管理システムとどのように使い分けるのか、ご教示願う。	給食管理システムは矯正局内の報告等に使用するシステムであり、医療情報システム上に導入する給食管理システムは医療上の指示や食数等を管理するものです。
609	(別紙9)医療情報システム要求水準書	31	19	5.29.	「各システム」とは部門システム（調剤支援、生理検査、臨床検査、病理検査、RIS・PACS、手術、給食、リハビリ）を対象としているか。	電子カルテを含む基幹システムを含みます。
610	(別紙9)医療情報システム要求水準書	32	8	5.30.1.	“なお、導入中に新製品が発売された場合及び新機能が追加された場合は、国と協議の上交換または追加すること。”とあるが、当該交換または追加は本業務におけるシステム更新（経年劣化及び陳腐化対応）の範囲を超えるものと思料する。また、メーカー等の開発計画等に依拠することから事業者にはその頻度・規模等を想定できるものではない。よって、本項における新製品や新機能の交換又は追加費用は、本事業費とは別途、お支払いいただけるものと理解してよいか。	システム稼働時に最新の機器を求めておりますので、それに付随する条件かと思われるため、増加費用等の支払いはありません。
611	(別紙9)医療情報システム要求水準書	32	10	5.30.2.	サーバ機器の切替期間は5年程度だが、機器更新費用を見込むという理解でよいか。	貴見のとおりです。
612	(別紙9)医療情報システム要求水準書	32	12	5.30.2.	導入するハードウェアは該当業務（医療情報システム）専用機器であり、他システムでは使用しないという理解でよいか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
613	(別紙9)医療情報システム要求水準書	32	39	5.30.3.	無線アクセスポイントは国でご用意とのことだが、設置するアクセスポイントの仕様及び箇所と個数についてご教示願う。	仕様については、要求水準書のクライアント条件のとおりになります。アクセスポイントは病棟内に設置する予定になりますが、個数等は未定です。
614	(別紙9)医療情報システム要求水準書	33	22	5.31.	音声入力ソフト及びマイクの指定があるが、別紙を参照させていただき診察室の科指定が無いものがある。病院向け音声入力ソフトはその特質上、科毎に特化しているものがある。ご指定あればご教示願う。	主に精神科での使用を想定しています。
615	(別紙9)医療情報システム要求水準書	33	27	6.1.	「本システムを導入する事業者」とあるが、ここでいう事業者とは、医療情報システム業務のうち導入に携わる構成企業又は協力企業等、あるいは、それらの企業から医療情報システム業務を委託された企業・再委託された企業を指すとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
616	(別紙9)医療情報システム要求水準書	33	39	6.1.	本項に記載の“本業務に従事する主要な担当者”とは、要求水準書（案）p89に記載された「運用担当者」を指すと理解してよいか。	貴見のとおりです。
617	(別紙9)医療情報システム要求水準書	34	3	6.2.	システム・業務要件定義を行うに当たり、透析室もワーキンググループ会議を実施し、要件定義を行うことを想定しているかについてご教示願う。	必要に応じて参加するものと考えています。
618	(別紙9)医療情報システム要求水準書	34	4	6.2.	ワーキンググループ会議の頻度（2ヶ月に一回、3ヶ月に一回、等）に指定はあるか。	国と事業者で協議の上、決定します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
619	(別紙9)医療情報システム要求水準書	34	26	6.4.	本項に記載の“パソコン操作に関わる基礎研修”とは、事業者が導入するクライアント端末の医療情報システムの操作に係る基礎研修であり、同時にインストールされる汎用ソフト（マイクロソフトプロフェッショナル等）の操作は含まれないと理解してよいか。	貴見のとおりです。
620	(別紙9)医療情報システム要求水準書	34	29	6.4.	研修環境につきまして、場所、研修者の御調整はご協力いただけると考えてよいか。	国と事業者で調整の上決定しますが、国としても可能な限り御協力します。
621	(別紙9)医療情報システム要求水準書	37	23	7.5.	インターネットより情報収集する業務が部門によっては想定されるが、電子カルテシステム等の業務系のネットワークは分離したインターネットへアクセスできるネットワークが構築されると想定してよいか。	医療情報システムはインターネットからは物理的に独立しています。インターネットアクセスが可能な端末は別途整備します。
622	(別紙9)医療情報システム要求水準書	38	10	7.5.	図表7-2中の物理的セキュリティ対策の作業項目に“安全区域”とあるが、当該区域は、本医療情報システムの基幹をなすサーバ室等の保安上重要な室を指すと理解してよいか。	貴見のとおりです。
623	(別紙9)医療情報システム要求水準書	39	19	8.4.	「保守対応可能時間から2時間以内に着手すること」とあるが、保守対応可能時間が何を指しているのか、ご教示願う。	保守管理時間内で、事象発生の第一報がSPCにあった時点を、保守対応可能時間とします。 なお、具体的には以下のとおりになります。 ○保守対応時間内の場合 * 問い合わせ発生→初回回答(30分以内)→復旧作業開始(2時間以内)→結果報告(翌開庁日12時まで) * システム側で異常検知→異常検知報告(15分以内)→回復予定時間報告(1時間以内) ○保守対応時間外の場合 * 問い合わせ発生→初回回答(翌開庁日9時まで)→復旧作業開始(翌開庁日11時まで)→結果報告(翌開庁日12時まで:経過報告でも良い) * システム側で異常検知→異常検知報告(翌開庁日9時まで)→回復予定時間報告(翌開庁日10時まで:1時間以内)

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
624	(別紙9)医療情報システム要求水準書	39	19	8. 4.	連絡を受けた時間が保守対応時間外の場合、システム障害の復旧作業の着手時間はいつを起算とするか、ご教示願う。	保守対応可能時間開始(平日開庁日午前9時)からとなります。
625	(別紙9)医療情報システム要求水準書	39	19	8. 4.	本項に記載の“保守対応可能時間”とは、8. 3. 保守対応時間で規定される“平日開庁日午前9時から午後6時”中にシステム障害等を受け付けた場合は当該受付時刻を指し、保守対応時間外にシステム障害等を受け付けた場合は、翌開庁日の業務開始時刻(午前9時)を指すと理解してよいか。	前段について、貴見のとおりです。 後段について、貴見のとおりですが、翌開庁日の午前9時に一報入れていただくこととなります。 ただし、可能な限り早期の対応を望みます。
626	(別紙9)医療情報システム要求水準書	39	20	8. 4.	連絡を受けた時間が保守対応時間外の場合、システム障害の復旧作業の結果報告に関する翌開庁日の起算日について、ご教示願う。	保守対応可能時間開始(平日開庁日午前9時)からとなります。ただし、直近の12時までの結果情報の第一報を求めます。
627	(別紙9)医療情報システム要求水準書	39	27	8. 4.	本項に記載の“次期医療情報システム導入範囲(案)”とは、どの資料を指すのか。	図表2-1を指します。
628	(別紙9)医療情報システム要求水準書	39	28	8. 4.	「本調達にて導入対象となっているネットワーク機器」とあるが、「(別紙1-1)医療情報システム配置一覧表」に示された端末、機器以外で事業者が調達する機器があるのか。	想定しておりません。
629	(別紙9)医療情報システム要求水準書	39	34	8. 4.	医事会計システムの仕様がいないが、指定のシステムはあるか。	医事会計システムは対象範囲ですが、システムの指定はありません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
630	(別紙9)医療情報システム要求水準書	39	36	8.4.	「異なるメーカーのシステムであっても将来のデータ移行が可能」とあるが、「将来」とは、本事業期間終了後の想定であり、事業期間内ではないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
631	(別紙9)医療情報システム要求水準書	39	36	8.4.	「異なるメーカーのシステムであっても将来のデータ移行が可能」とあるが、事業者は、初期の設置時点で一般的な汎用性を持つシステムを導入すればよいとの理解でよいか。	一般的な汎用性を持つものについては、貴見のとおりです。 なお、一部のシステムに汎用性に欠ける場合がありますが、適切なシステムを導入してください。
632	(別紙9)医療情報システム要求水準書	40	1	8.4.	“次期システム”と記載されているが、当該システムは本事業で事業者が導入する医療情報システムではなく、本事業期間終了後に国が別途導入を予定されているシステムと理解してよいか。	本事業で事業者が導入するシステムのことを指します。
633	(別紙9)医療情報システム要求水準書	40	20	9.1	本項に記載のサービスレベルの条件の不満足は、実施方針p22記載の国によるモニタリングの実施効果の要件となると理解してよいか。	貴見のとおりです。
634	(別紙9)医療情報システム要求水準書	40	35	9.1.	S L Aの要求の前提条件として、ネットワークは十分な性能と可用性が確保されていると想定してよいか。	貴見のとおりです。
635	(別紙9)医療情報システム要求水準書	41	21	9.1.	予定稼働時間は、定期点検、消防点検などシステム停止予定を除いた稼働時間でよいか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
636	(別紙9)医療情報システム要求水準書				一般の病院に必要な診療報酬請求業務は矯正医療センターでは不要と考えてよいか。	診療報酬の請求そのものは発生しませんが、統計指標等のために、診療報酬点数の算出・確認は必要です。
637	(別紙9)医療情報システム要求水準書				病棟でのナースコールシステムはネットワーク工事の範囲内と考えてよいか。	施設整備で対応いたします。
638	(別紙9)医療情報システム要求水準書				スイッチングハブ等のネットワーク機器の監視装置等はネットワーク工事の範囲と考えてよいか。	施設整備で対応いたします。
639	(別紙9)医療情報システム要求水準書	別紙1-1		84・85	部屋名に「人工透析室1」「人工透析室2」と記載されているが、事業者が人工透析を実施する部屋は2つに別れているとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
640	(別紙9)医療情報システム要求水準書	別紙1-1		84・85	「人工透析室1」と「人工透析室2」、それぞれの部屋のベット数をご教示願う。	人工透析室1が25床、人工透析室2が5床を想定しております。
641	(別紙9)医療情報システム要求水準書	別紙1-1		90・91・92	「手術室1」「手術室2」「手術室3」と記載されているが、これら手術室の、想定稼働状況・手術件数を提示願う。	現時点でお示しすることはできません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
642	(別紙9)医療情報システム要求水準書	別紙1-1			生理検査システムを用いるクライアントは6台、接続対象機器は9台の認識で相違ないか。 (接続対象機器：肺機能検査装置、脳波計、筋電図・誘発電位検査装置、超音波診断装置、超音波血流装置、ポリグラフ、心電計(ポーター用)、心電計、平衡機能測定装置)	別紙10 No.83(デジタルホルタ記録器)は心電計に含むものとします。 別紙10 No.358(診察室4 超音波診断装置)、No.359(診察室4 超音波ソノサイト)、No.400(一般診察室8 超音波診断装置)も対象とします。 したがって接続対象機器は13台となります。 クライアントについては、別紙1-1の診察室4、診察室8がありますので、これを含めてください。ただし電子カルテ上で対応できる場合は電子カルテに含めて結構です。
643	(別紙9)医療情報システム要求水準書	別紙1-1			検体(細菌)、輸血に関し端末台数、接続分析機器名称・台数をご教示願う。	別紙10医療機器リスト内の該当機器との連携を想定しております。
644	(別紙9)医療情報システム要求水準書	別紙1-1			検体(細菌)に関し外注検査が有る場合、会社数をご教示願う。	外注検査も想定されますが、事業者数は未定です。
645	(別紙9)医療情報システム要求水準書	別紙1-1			7台分のスキャナは「A3スキャナ」を想定しているということでしょうか。また、47台分のカラープリンタについては「A4カラーレーザープリンタ」を想定しているということでしょうか。	前段について、貴見のとおりになります。後段について、A3カラーレーザープリンタを想定しております。
646	(別紙9)医療情報システム要求水準書	別紙1-1			医療情報システム配置一覧表には透析室に関する記載がない。矯正医療センターと透析室との医療情報システムの連携、配置について概要を提示願う。	電子カルテ端末としての提示は、別紙1-1に示しています。 透析部門システムの導入については、No.584の回答御参照願います。
647	(別紙9)医療情報システム要求水準書	別紙1-1			音声入力機器の配置が想定されている診察室が10か所あるが、音声入力を前提とされているのはどのような業務か。	主に精神科での使用を想定しています。

## リスク分担表(案)に関する御質問に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
1	リスク分担表	1		9	上記以外の近隣対策とは、どのようなものを想定しているのか。事業者側が負うリスクは、あくまで本事業の維持管理・運営業務に係るものであり、施設保有者としてのリスクは国が負うものとして理解してよいか。	貴見のとおりです。
2	リスク分担表	1		9	公表されている情報から推測すると可能性は低いですが、大型機器搬入等の近隣道路占有などがあつた場合は、本項目に該当するか。	貴見のとおりです。
3	リスク分担表	1		9	NO.9 の上記以外のものとはどのような事を想定するのか。	上記NO2を御参照願います。
4	リスク分担表	1		9	近隣対策で事業者が行うべき事項の例をご教示願う。	上記NO2を御参照願います。
5	リスク分担表	1		10	施設の設備の瑕疵による場合も事業者負担か。	国が負うことを想定しています。
6	リスク分担表	1		10	事業者が行う業務に起因する騒音、振動、大気汚染、有害物質の排出・漏洩等に関するものについてはリスク分担が事業者となってるが、設計施工上の瑕疵に起因するものについても事業者となるのか。(国の責任区分であるべきと考えるが如何か)	国が負うことを想定しています。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
7	リスク分担表	1		15	事業期間中の物価変動において、一定範囲までの増額分については事業者が負担し、それを超える部分については国が負担する。」とあるが、一定範囲として想定されている数値を教示願う。また、それら数値を想定される指針データについても教示願う。	検討の上、必要があれば事業契約書案等で提示します。
8	リスク分担表	1		15	備考欄に「一定範囲までの・・・・減額変更を行う」ことになっているが、「一定範囲」とはどのような範囲を考えているのか提示願う。	事業契約書案等で提示します。
9	リスク分担表	1		15	食料費について物価の変動が懸念される。指標を設けて変動に対応する考え方はあるのか。	事業契約書案等で提示します。
10	リスク分担表	1		15	物価変動の判断基準をご教示願う。	事業契約書案等で提示します。
11	リスク分担表	1		15	NO.15の一定範囲についての考え方を提示願う。	事業契約書案等で提示します。
12	リスク分担表	2		20	「一定割合」とはどの程度か。	事業契約書案等で提示します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
13	リスク分担表	2		20	「一定割合に至るまでは事業者が負担・・・」となっているが、一定割合とはどの程度を考えているのか。	事業契約書案等で提示します。
14	リスク分担表	2		20	「一定割合に至るまでは事業者が負担・・・」となっているが、事業者が負担するのは、事業者が所有する資産（保有責任のある物のみ）と理解している。国が所有する資産まで、事業者に負担させることを考えている場合、事業者に費用を負担させる根拠と理由を説明願う。	事業者加入保険により保障される部分について、事業者の負担を想定しています。
15	リスク分担表	2		21	不可抗力のリスク負担に、不可抗力に至らない事象に起因する費用の負担は事業者となっているが、そもそも不可抗力に至らない事象は不可抗力に係るリスク負担の対象にはならないのではないか。	貴見のとおりですが、表の整理上、分かりやすいように記載したものです。
16	リスク分担表	2		21	不可抗力に至らない事象として、事業者が通常予見可能な国及び事業者に帰責事由のない風水害等の事象が例示されているが、国及び事業者に帰責事由のない風水害等の事象は不可抗力であり、事業者に予見可能であっても当該事象により費用負担が発生する場合は不可抗力に起因する費用の負担として処理されるべきではないか。	リスク分担表(案)に記載のとおりです。
17	リスク分担表	2		21	不可抗力に至らない事象として、事業者が通常予見可能な国及び事業者に帰責事由のない風水害等の事象が例示されているが、この例示から、本項に係る事業者のリスク負担は、事業者が通常予見可能であり、業務上あるいは善管注意義務の範囲で、当該事象による被害等の予防措置を講じるための費用が事業者の負担となると理解してよいか。（当該予防措置を講じたにもかかわらず被害等が発生した場合の治癒・修復費用等は、不可抗力による費用負担として処理される、との理解である。）	貴見のとおりです。
18	リスク分担表	2		24, 27	施設及び国または、事業者の整備する設備、機器、備品等の損傷、滅失に対応する費用について、「被収容者等を除く」とあるが、被収容者原因の損傷は、どのような裁量になるのか。	リスク分担表(案)NO34～37に記載のとおりです。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
19	リスク 分担表	2		26, 27, 36	「事業契約上措置することとされている保険契約に基づき、保険金が支払われた場合・・・」と記載されているが、保険契約の内容を具体的にご教示願う。	検討の上、必要があれば事業契約書案等で提示します。
20	リスク 分担表	2		25	事業者設置の機器について、電源工事などが発生した場合は、その費用も事業者負担と考えてよろしいでしょうか。また、事業者負担の場合は万が一10年後、他の事業者で運営を引き継ぐ場合の原状回復工事は電源工事前までの状態に戻せばよいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、事業者決定後速やかに、施工業者と打合せの機会を設ける予定です。
21	リスク 分担表	2		26	国の故意又は重過失によるものが除かれているが、この場合のリスク負担はどのようになるのか。	国が負うことを想定しています。
22	リスク 分担表	2		31	業務ボリュームの増減については、「上記以外の場合」に含まれていると考えてよいでしょうか。その場合、ご提示頂いている、業務上のデータ等を基準に考えればよいでしょうか。	前段について、要求水準を超える業務の増大については、貴見のとおりです。後段については参考としてお示ししており、それを前提としたものではありません。
23	リスク 分担表	2		35	「被收容者等の行為が、備品等の通常の使用の範囲内であった場合」となっているが、「通常」と「異常」の定義をご提示願う。	社会通念上、通常の使用の範囲内である場合のことを指しています。
24	リスク 分担表	2		36	事業者の債務不履行による二次的被害等が除かれているが、この場合のリスク負担はどのようになるのか。	事業者の債務不履行による二次的被害については、事業者が負担することを想定していません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
25	リスク 分担表	2		36	備考欄に“事業契約上措置することとされている保険契約に基づき保険金により補填された部分を除く。”とあるが、本項に基づく事業者のリスク負担は、当該保険金により補填された部分で足りると理解してよいか。	貴見のとおりです。
26	リスク 分担表	2		37	備考欄に“保険又は同等の措置”とあるが、ここでいう“同等の措置”とはどのような措置を指すのか。	保険と同様の効果がある共済等を想定しています。
27	リスク 分担表	3		41	事故の原因や件数に応じた一定の違約金について想定されているものがあれば、ご教示願う。また、警備業務以外に違約金を想定している業務があれば、ご教示願う。	事業契約書案等で提示します。
28	リスク 分担表	3		41	備考欄に“事業者は、事故の原因や件数に応じ、一定の違約金を支払う”とあるが、サービスの対価の減額ではなく、違約金を支払うのはなぜか。	事業契約書案等で提示します。
29	リスク 分担表	3		41	「一定の違約金を支払う」と記載されているが、一定額とはどの程度を想定しているかご教示願う。 どの業務においても要求水準が未達の場合、モニタリング等によるペナルティが課せられることになると思うが、警備業務に限り特筆している理由があればご教示願う。	事業契約書案等で提示します。
30	リスク 分担表	3		43	職員食堂運営業務は独立採算事業だが、本施設の職員食堂の利用者は在勤職員や研修受講者に限られ、外部からの一般利用者の集客は見込めないことから、国の職員の利用率の低下（弁当持参者や外部喫食者の増加など）による収入の減少は、国の責めに帰すべき場合に該当すると理解してよいか。	該当するものではありません。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
31	リスク 分担表	3		44	職員等に係る寝具等の提供業務には、被収容者や研修所在勤職員に対する業務（サービス対価の対象）及び研修員に対する業務（独立採算業務）があるが、サービス対価の対象となる業務では収入の減少はないことから、本項の適用は独立採算業務を対象としていると理解してよいか。	貴見のとおりです。
32	リスク 分担表	3		45	一定期間経過後、情報システムが技術的に陳腐化した場合には一定の条件を満たすことを前提に費用負担について協議とあるが、一定期間や陳腐化及び一定の条件を具体的にご教示願う。	事業契約書案等で提示します。
33	リスク 分担表	3		46	「一定期間経過後、情報システムが技術的に陳腐化した場合には、一定の条件を満たすことを前提に、陳腐化対応に必要な費用負担について、国と事業者の間で協議する。」とのことだが、ここに記載の「一定期間」、「一定の条件」の具体的な内容についてご教示願う。	事業契約書案等で提示します。
34	リスク 分担表	3		46	「要因等の分類等」欄に記載の「技術的に陳腐化」の定義をご教示願う。	事業契約書案等で提示します。
35	リスク 分担表	3		46	「・・・一定条件を満たすことを前提に・・・」とあるが、今後一定条件は公表されるのか。また、一定条件の具体的なイメージがあればご教示願う。	事業契約書案等で提示します。
36	リスク 分担表	3		47, 48	「No. 47提案時から設置までの間の技術的な陳腐化による費用の増減」「No. 48設置時から更新時までの間の技術的な陳腐化による費用の増減」の項目に関し、「後継機種の機能が上昇、市場価格も上昇した場合は協議」とあるが、協議の具体的な手続き・流れをご教示願う。	検討の上、必要に応じて事業契約等に反映します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
37	リスク 分担表	3		47, 48	「No. 47提案時から設置までの間の技術的な陳腐化による費用の増減」とある。医療機器等の設置開始可能な時期をご教示願う。	施設完工後の予定です。
38	リスク 分担表	3		58	NO. 58 事業の終了手続きに関する増加費用の発生とは何を想定されての事か。	例えば、事業終了時に要求水準が満たされていないものを事業者の費用負担で実施する場合や、事業者が所有する機器等の取去するための費用の増加等を想定しています。
39	リスク 分担表	3		47, 48	「No. 47提案時から設置までの間の技術的な陳腐化による費用の増減」「No. 48設置時から更新時までの間の技術的な陳腐化による費用の増減」とあるが、「技術的な陳腐化」の定義をご教示願う。	当該機器等の使用により著しいコスト高や業務遂行能力の低下を引き起こすなど、当初の要求水準が満たせなくなることを言います。 したがって、技術の進歩等によって、類似機器等の性能が向上した場合については、ここで言う「陳腐化」には該当しません。

## その他御意見・御質問に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
1	配置予定図			配置予定図	配置予定図に明記されている紫色の線と薄緑色の線の意味についてご教示願う。	紫線はコンクリート製の塀を指し、緑線はフェンス製の塀を指します。

※その他、誤字等についても修正させていただきます。